

令和 2 年 度

八代市議会総務委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

1. 3 月定例会付託案件	2
1. 所管事務調査	6 2

令和 3 年 3 月 1 5 日（月曜日）

総務委員会会議録

令和3年3月15日 月曜日

午前10時01分開議

午後 4時39分開議（実時間309分）

○本日の会議に付した案件

1. 議案第1号・令和2年度八代市一般会計補正予算・第16号（関係分）
1. 議案第46号・令和2年度八代市一般会計補正予算・第17号（関係分）
1. 議案第5号・令和3年度八代市一般会計予算（関係分）
1. 議案第47号・令和3年度八代市一般会計補正予算・第1号（関係分）
1. 議案第11号・令和3年度八代市ケーブルテレビ事業特別会計予算
1. 議案第18号・専決処分の報告及びその承認について（令和2年度八代市一般会計補正予算・第13号（関係分））
1. 議案第19号・専決処分の報告及びその承認について（令和2年度八代市一般会計補正予算・第14号（関係分））
1. 議案第20号・専決処分の報告及びその承認について（令和2年度八代市一般会計補正予算・第15号（関係分））
1. 議案第21号・新市建設計画の変更について
1. 議案第22号・財産の貸付けについて
1. 議案第26号・八代市行政財産使用料条例の一部改正について
1. 議案第24号・八代市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
1. 議案第25号・八代市行財政改革推進委員会条例の一部改正について
1. 議案第49号・八代市長等の給与に関する条例の一部改正について
1. 議案第27号・八代市コミュニティセンタ

一条例の一部改正について

1. 所管事務調査

- ・行財政の運営に関する諸問題の調査
 - ・総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査
- （八代市協働のまちづくり推進計画について）
- （八代市高田コミュニティセンター改築について）
- （デジタル社会の実現に向けた八代市基本方針について）
- （令和3年度組織機構再編の概要について）

○本日の会議に出席した者

委員長	橋本幸一君
副委員長	金子昌平君
委員	太田広則君
委員	中村和美君
委員	成松由紀夫君
委員	橋本徳一郎君
委員	堀徹男君

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者 君

○説明員等委員（議）員外出席者

財務部長	佐藤圭太君
財務部次長	尾崎行雄君
財政課長	田中智樹君
資産経営課長	續良彦君
総務企画部長	丸山智子君
総務企画部 総括審議員兼次長	黒瀬琢也君
理事兼企画政策課長	福本桂三君
情報政策課長	早木浩二君
理事兼危機管理課長	廣兼和久君

市民環境部長	桑 原 真 澄 君
市民課長	上 角 愛美子 君
市民課主幹兼 第一市民係長	垣 田 治 嗣 君
首席審議員兼 市民活動政策課長	遠 山 光 徳 君
市民活動政策課主幹 兼第二住民自治推進係長	中 松 大 輔 君
市長公室長	松 本 浩 二 君
理事兼人事課長	濱 田 浩 介 君
建設部長	潮 崎 勝 君
新庁舎建設課長	豊 田 浩市郎 君
経済文化交流部	
観光・クルーズ振興課 主幹兼観光振興係長	植 田 浩 之 君
部局外	
議会事務局長	岩 崎 和 也 君
議会事務局次長	増 田 智 郁 君

○記録担当書記 中 川 紀 子 君

(午前10時01分 開会)

○委員長(橋本幸一君) 定刻となり、定足数に達しましたので、ただいまから総務委員会を開会いたします。

本日の委員会に付します案件は、さきに配付してあります付託表のとおりであります。

◎議案第1号・令和2年度八代市一般会計補正予算・第16号(関係分)

○委員長(橋本幸一君) 最初に、予算議案の審査に入ります。

まず、議案第1号・令和2年度八代市一般会計補正予算・第16号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

それでは、歳入等及び歳出の第2款・総務費及び歳出の第12款・諸支出金について、財務部から説明願います。

○財務部長(佐藤圭太君) 改めまして、皆様

おはようございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり) 財務部の佐藤でございます。

総務委員会に付託されました議案につきまして、総務委員会審査案件に従って説明をさせていただきますと思います。

まず、予算議案の説明につきまして、一般会計は全体の歳入及び歳出の総務費、その他関係分について尾崎財務部次長、議会費は増田議会事務局次長、消防費その他関係分については黒瀬総務企画部総括審議員兼次長が説明いたします。なお、ケーブルテレビ事業特別会計については早木情報政策課長が説明いたします。

次に、事件議案のうち専決処分報告、その他承認については尾崎財務部次長、その他の事件議案及び条例議案につきましては、それぞれの担当課長が説明いたします。

本日もどうぞよろしくお願いいたします。

○財務部次長(尾崎行雄君) おはようございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり) 財務部次長の尾崎でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、着座にて説明させていただきます。

○委員長(橋本幸一君) はい、どうぞ。

○財務部次長(尾崎行雄君) それでは、別冊となっております議案第1号・令和2年度八代市一般会計補正予算・第16号をお願いいたします。

総務委員会付託分について御説明いたします。1ページをお願いします。

まず、第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ17億2460万円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ948億9600万円としております。

次に、第2条で繰越明許費の補正を、第3条で地方債の補正をお願いしておりますが、内容につきましては4ページから8ページの表で説

明します。

4 ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費補正は、本年度内の事業完了が見込めない事業について、繰越明許費の追加及び変更を行っております。

まず、1の追加では、款2・総務費、項1・総務管理費の新型コロナウイルス感染症対策事業（生活交通確保維持）で1650万円の限度額設定を行っておりますが、これは、新型コロナウイルス感染症の影響により、現在も利用者が大幅に減少しているタクシーやスーパーばんぺいゆの利用者数が回復するよう、割引チケットの販売に係る経費分について、販売期間を確保するために繰り越すものでございます。

次のコミュニティセンター施設整備事業で75万8000円の限度額設定を行っておりますが、これは、郡築コミュニティセンタートイレ改修工事において、入札不調により再入札を行いました。が、年度内完了が困難となりましたので繰り越すものでございます。

次の新庁舎建設オフィス環境整備支援事業で367万2000円の限度額設定を行っておりますが、これは、新庁舎が令和3年10月完成予定であることから、年度内完了が困難となりましたので繰り越すものでございます。

次に、款3・民生費、項2・児童福祉費では、国の3次補正に伴い新型コロナウイルス感染症対策事業として、こどもプラザなどの児童福祉施設における感染症対策の徹底に要する経費について限度額設定を行っております。内訳は、こどもプラザで60万円、放課後児童クラブの放課後児童健全育成として1380万円、保育所等で3000万円を繰り越すものでございます。

次に、項4・災害救助費の住宅応急修理事業（豪雨災害）では、769万6000円の限度額設定を行っておりますが、これは、申請期限を令和2年12月末までとしておりましたの

で、その後に修理に着手した場合に年度内完了が困難となりましたので繰り越すものでございます。

続きまして、款4・衛生費、項2・生活環境費の災害廃棄物処理事業（豪雨災害）で、22億4900万円の限度額設定を行っておりますが、これは、7月豪雨により被災した損壊家屋等の公費解体について、約270件の実施を見込んでおりますが、申請期限を令和2年度末まで延長したことに加え、損壊家屋所有者との現場立会いなどの日程調整に時間を要したことや、災害復旧工事の増加による作業員及び機械等の確保が困難となり、年度内の完了が困難となりましたので繰り越すものでございます。

5 ページをお願いします。

款5・農林水産業費、項1・農業費の担い手づくり総合支援交付金事業（豪雨災害）では、600万円の限度額設定を行っております。これは、一部の経営体を実施する農業施設等の修繕について、現場作業員の確保ができず、年度内での完了が困難なため繰り越すものでございます。

次の産地パワーアップ事業では、3億442万3000円の限度額設定を行っておりますが、これは、新型コロナウイルスや令和2年7月豪雨の影響により現場作業員の確保が困難な状況となったことや、メーカーの生産ライン縮小により農業機械の生産に時間を要し、年度内での完了が困難となったため繰り越すものでございます。

次の新型コロナウイルス感染症対策事業（畳表張替え）では、3120万円の限度額設定を行っておりますが、これは、7月豪雨による被災世帯のうち240件分の実施見込みの一部について、年度内での完了が困難なため繰り越すものでございます。

次の市内一円土地改良整備事業の2458万5000円は、令和2年12月中旬の補助内示

を受けて、今回の補正予算に計上しております
782万6000円と、通常分で年度内での事業完了が見込めない1675万9000円を繰り越すものでございます。

次の非補助土地改良融資事業の800万円は、二見洲口町かんがい排水路改修工事において、7月豪雨の影響により年度内完了が困難となったため繰り越すものでございます。

次の地籍調査事業の7542万6000円は、国の3次補正予算に伴い、令和3年度実施予定の事業の一部を前倒しして行うものなど、年度内の完了が見込めませんので、繰り越すものでございます。

続きまして、款6・項1・商工費のかわまちづくり推進事業では、3639万2000円の限度額設定を行っております。これは、遙拝八の字広場が7月豪雨により被災したものの、国の基盤整備の復旧が令和3年度中に完了見込みとなりましたことから、一体的に整備予定のトイレ新築工事についても進捗に合わせて着手するため繰り越すものでございます。

次に、荒瀬ダム撤去対策事業で、2864万8000円の限度額設定を行っておりますが、これは、ボートハウスの解体工事について、7月豪雨による道路の通行止めや公費解体業務の増加等により、年度内の事業完了が困難となったため繰り越すものでございます。

続きまして、款7・土木費、項1・土木管理費の民間建築物耐震化促進事業では、1400万円の限度額設定を行っておりますが、申請者と設計者等による耐震工事計画の協議に時間を要したものなど、年度内の事業完了が困難となったことから繰り越すものでございます。

次の老朽危険空き家等除却促進事業で、634万1000円の限度額設定を行っておりますが、これは、7月豪雨の影響で解体作業に遅れが生じたことにより、年度内の完了が困難となったことから繰り越すものでございます。

6ページをお願いします。

項2・道路橋梁費の交通安全施設整備事業で、600万円の限度額設定を行っております。これは、国の3次補正に伴い、今回の補正予算に計上しております令和3年度実施予定を前倒しして行うものですが、年度内での事業完了が見込めませんので繰り越すものでございます。

次の橋梁長寿命化修繕事業で、1693万2000円の限度額設定を行っておりますが、これは、7月豪雨により被災した中谷橋の橋梁点検において、仮設足場設置に係る河川管理者との協議に日数を要したため、年度内の事業完了が困難となったことから繰り越すものでございます。

次の市内一円橋梁改修事業で、1138万5000円の限度額設定を行っております。これは、千丁町の太新線7号橋の工事施工に伴う橋台基礎の支持力調査及び工法検討に日数を要したため、年度内の事業完了が困難となったことから繰り越すものでございます。

次に、項5・都市計画費の都市計画法関係事務事業で、473万円の限度額設定を行っております。これは、国の補助内示に伴い、市内の大規模盛土造成地10か所について、安全性を確認、把握するため、地盤等の現況調査、変動予測調査を行うものですが、年度内の完了が見込めませんので繰り越すものでございます。

次の西片西宮線道路整備事業で、1億511万円の限度額設定を行っております。これは、国の3次補正予算に伴い、令和3年度実施予定の事業の一部を前倒しして行うものなど、年度内の完了が見込めませんので繰り越すものでございます。

次の八千把土地区画整理事業で、1200万円の限度額設定を行っておりますが、これは、建物移転に不測の日数を要し、区画道路の築造舗装工事に着手することができなかったことに

より年度内の完了が困難となったため繰り越すものでございます。

次に、項５・住宅費の公営住宅施設整備事業で、３３７万１０００円の限度額設定を行っておりますが、これは、植柳上町第二団地跡地用地の測量業務委託において、７月豪雨の影響で委託業者の確保が難しく、年度内の完了が困難となったため繰り越すものでございます。

続きまして、款８・項１・消防費の消防団整備事業（豪雨災害）では、３６４４万５０００円の限度額設定を行っておりますが、これは、新型コロナウイルス感染症の影響により消防車両等の生産が遅れる見込みであることから、年度内の完了が困難となったため繰り越すものでございます。

続きまして、款９・教育費、項２・小学校費の小学校非構造部材耐震化事業では、７４９９万３０００円の限度額設定を行っておりますが、これは、国の３次補正予算に伴い、令和３年度実施予定の事業の一部を前倒しして行うものなど、年度内の完了が見込めませんので繰り越すものでございます。

同様に、項３・中学校費でも、中学校非構造部材耐震化事業として、国の３次補正予算に伴い、１１９１万４０００円の限度額設定を行っております。

７ページをお願いします。

項７・社会教育費の民俗伝統芸能伝承館整備事業では、１６７６万２０００円の限度額設定を行っておりますが、これは、建物本体工事の年度内の完了予定が遅れたため繰り越すものでございます。

続きまして、款１０・災害復旧費、項４・その他公共施設・公用施設災害復旧費の農業研修施設災害復旧事業（豪雨災害）では２８０万円の限度額設定を行っておりますが、これは、坂本町西部地区多目的集会施設の復旧工事について、工事請負業者の人員確保ができず年度内完

了が困難となったため繰り越すものでございます。

続きまして、２の変更でございます。

款７・土木費、項２・道路橋梁費の道路維持事業で、補正前の１億７２５０万円に８０９５万円を増額し、２億５３４５万円に限度額の変更を行っておりますが、これは、国の３次補正に伴うものであり、今回の補正予算に計上しております令和３年度実施予定を前倒しして行うものですが、年度内での事業完了が見込めませんので繰り越すものでございます。

次の市内一円道路改良事業で、補正前の３１００万円に４億４８１４万９０００円を増額し、４億７９１４万９０００円に限度額の変更を行っておりますが、これは、今回の補正予算に計上しております令和３年度実施予定の国の３次補正に伴い、道路改良工事を前倒しして行うものなど、年度内完了が困難となったため繰り越すものでございます。

続きまして、款１０・災害復旧費、項１・農林水産業施設災害復旧費の林道施設災害復旧事業（豪雨災害）では、補正前の３億１１００万円に５００万円を増額し、３億１６００万円に限度額の変更を行っております。これは、７月豪雨により生じた小災害について、補助災害の復旧工事を行わないと復旧できない箇所もあることから、工事の年度内完了が困難となったため繰り越すものでございます。

８ページをお願いいたします。

第３表、地方債補正は、歳出予算の補正に伴い、地方債の限度額の追加及び変更を行うものでございます。

まず、１の追加では、減収補てん債で１億３９６０万円を追加しております。

次に、２の変更では、まず土地改良事業では、補正前の１億３６１０万円から１億２７４０万円増額し、２億６３５０万円に変更いたします。

次の道路整備事業では、補正前の８億７２５０万円から１億２６６０万円増額し、９億９９１０万円に変更いたしております。

次の河川海岸整備事業では、補正前の６８１０万円から１３２０万円増額し、８１３０万円に変更いたしております。

次の街路整備事業では、補正前の９０３０万円から４７３０万円増額し、１億３７６０万円に変更いたしております。

次の港湾整備事業では、補正前の１億４８２０万円から１億９０８０万円増額し、３億３９００万円に変更いたしております。

次の学校整備事業では、補正前の２億７６１０万円から５７８０万円増額し、３億３３９０万円に変更いたしております。

次の災害廃棄物処理事業では、補正前の３億７１００万円から１４億９１３０万円増額し、１８億６２３０万円に変更いたしております。

詳細は、１５ページから１６ページにかけて、歳入款２１・市債のところで説明いたします。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じでございます。

続きまして、歳入を説明いたします。１２ページをお願いします。

款６、項１、目１、節１・地方消費税交付金で減額の１億３９６０万円を計上しておりますが、これは、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、地方消費税交付金の減収が見込まれるため減額を行っております。なお、今回の減収分については特例的に減収補てん債の借入れが認められるため組替えを行います。

次に款１０、項１、目１、節１・地方交付税で減額の７億１８８７万８０００円を計上しておりますが、これは、今回の補正予算の一般財源の一部を、地方財政措置の拡充により、充当率１００％の災害対策債へ組み替える影響などによるものでございます。

次に、款１４・国庫支出金、項１・国庫負担

金、目１・民生費国庫負担金、節１・社会福祉費負担金で３０００万円を計上しております。

この障害者自立支援給付費負担金は、共同生活援助（グループホーム）などの利用者が増加したことに伴い給付費が増加したことによるものでございます。

１３ページをお願いします。

項２・国庫補助金、目１・総務費国庫補助金、節１・総務管理費補助金で１６５０万円を計上しておりますが、これは先ほど、第２表、繰越明許費補正で説明しましたが、新型コロナウイルス感染症対策事業（生活交通確保維持）に対する地方創生臨時交付金でございます。

次に、目２・民生費国庫補助金、節２・児童福祉費補助金で５４０万円を計上しておりますが、これも先ほど、第２表、繰越明許費補正で説明しましたが、国の３次補正に伴う新型コロナウイルス感染症対策事業の児童福祉施設に対する子ども・子育て支援交付金でございます。

次に、目４・土木費国庫補助金、節１・道路橋梁費補助金で１億４５２２万５０００円を計上しておりますが、いずれも先ほど、第２表、繰越明許費補正で説明しましたが、国の３次補正に伴うものであり、令和３年度予定の事業を前倒しして行うものでございます。

まず、道路ストック点検・修繕事業の３８４７万５０００円は、中央線ほか３路線の舗装工事及び路面性状調査業務委託を行う道路維持事業に対して補助されるものです。

次の災害防除事業の２００万円は、坂本町小崎線の災害防除測量設計業務委託に対して補助されるものです。

次の交通安全施設整備事業の３００万円は、田中北町４号線ほか４路線の交通安全施設工事に対して補助されるものです。

次に、東西アクセス線改良事業の７４２５万円は、新牟田・西牟田線及び竜西東西１２号線の道路改良事業に対して補助されるものです。

次からの３路線、永碇町高島町線改良事業の１１００万円、氷川高校前線改良事業の１１００万円、竜西幹４号線改良事業の５５０万円は、各路線の道路改良事業に対して補助されるものです。

次に、節２・都市計画費補助金で、４９８３万２０００円を計上しておりますが、これも、先ほど、第２表、繰越明許費補正で説明しましたが、国の３次補正に伴う西片西宮線道路整備事業に対して補助される４７４６万７０００円と、国の補助内示に伴う都市計画法関係事務の大規模盛土造成地滑動崩落防止事業に対して補助される２３６万５０００円でございます。

次に、目５・教育費国庫補助金、節２・小学校費補助金で２４９９万５０００円を計上しておりますが、これも先ほど、第２表、繰越明許費補正で説明しましたが、国の３次補正に伴う小学校非構造部材耐震改修に対して補助されるものです。

同様に、節３・中学校費補助金でも、中学校非構造部材耐震改修に対して、国の３次補正予算に伴い、３９７万１０００円が補助されるものです。

１４ページをお願いします。

款１５・県支出金、項１・県負担金、目１・民生費県負担金、節１・社会福祉費負担金の１５００万円は、先ほど国庫支出金で説明いたしましたが、県負担分の障害者自立支援給付費負担金でございます。

続きまして、項２・県補助金、目１・総務費県補助金、節１・総務管理費補助金で２１１２万４０００円を計上しております。これは、地方バス路線維持に係る経費に対して交付される熊本県生活交通維持・活性化総合交付金でございます。

次の目２・民生費県補助金、節２・児童福祉費補助金１９５０万円は、先ほど国庫支出金で説明いたしましたが、県補助分の放課後児童健

全育成事業等補助金４６０万円及び地域子育て支援拠点事業補助金８０万円、保育対策総合支援事業費補助金１４１０万円でございます。

次に、目４・農林水産業費県補助金、節１・農業費補助金で２４９６万７０００円を計上しております。これは先ほど、第２表、繰越明許費補正で説明しましたが、国の３次補正に伴う、令和３年度実施予定の地籍調査事業の一部を前倒しして行うものでございます。

１５ページをお願いします。

款１７、項１・寄附金、目１・総務費寄附金、節１・総務管理費寄附金で２６００万円を計上しておりますが、これは、ふるさと元気づくり応援寄附金への寄附申込みが増額となったことによるものでございます。

次の目４・教育費寄附金、節７・社会体育費寄附金１６７万４０００円は、新たにスポーツ振興を推進するための八代市スポーツ振興基金を設置し、スポーツ振興費寄附金として寄附申込みがありましたので積み立てるものでございます。

続きまして、款１８・繰入金、項１・基金繰入金、目１５、節１・財政調整基金繰入金を２億２９１１万円減額しております。これは、先ほど地方交付税で説明しましたように、災害廃棄物処理事業の地方財政措置拡充により、充当率１００％の災害対策債へ組み替える影響などによるものでございます。

次に、款２１、項１・市債、目１・総務債、節１・総務管理債の１億３９６０万円を計上しております。これは、先ほど地方消費税交付金で説明しましたように、減収分は減収補てん債の借入れが認められるため組み替えるものでございます。

１６ページをお願いします。

目４・農林水産業債、節１・農業債の１億４０６０万円を計上しております。

説明欄、一番上から、県営経営体育成基盤整

備事業負担金と県営排水対策特別事業負担金及び、一つ飛んで4番目の県営湛水防除事業負担金の県営事業負担金につきましては、令和3年度実施予定の一部を前倒して行うもので、国の3次補正予算に伴い事業費の追加がありましたので、それぞれの対象事業費に対して100%を充当する補正予算債などでございます。

また、3番目の県営海岸保全事業負担金及び5番目の八代平野北部土地改良区が実施する団体営区営土地改良事業につきましては、令和2年度の事業費確定により、それぞれの対象事業費に対して90%を充当する公共事業等債などでございます。

次の目6・土木債、節1・道路橋梁債の市内一円道路整備事業1億2660万円、節3・港湾債の八代港県営事業負担金1億9080万円、節4・都市計画債の西片西宮線道路整備事業4730万円は、いずれも、先ほど国庫支出金でも説明しましたように、国の3次補正予算に伴い令和3年度実施予定の事業を前倒して行うもので、起債対象事業費から国庫支出金を差し引いた額の100%を充当する補正予算債などでございます。

次に、目8・教育債、節1・小学校債の4990万円及び節2・中学校債の790万円は、令和3年度実施予定の非構造部材耐震化事業の一部を前倒して行うもので、国の3次補正予算に伴い事業費の追加がありましたので、それぞれの対象事業費に対して100%を充当する緊急防災・減災事業債でございます。

次に、目9・災害復旧債、節4・歳入欠かん等債の14億9130万円でございますが、これは、先ほど地方交付税でも説明しましたが、災害廃棄物処理事業14億8400万円及び災害し尿処理事業730万円について、地方財政措置拡充により充当率100%の災害対策債へ組み替えるものでございます。

以上が歳入の説明でございます。

引き続き、歳出を説明いたします。17ページをお願いします。

款2・総務費でございます。

項1・総務管理費、目1・一般管理費では2億9450万7000円を計上しておりますが、まず、職員給与経費1億4241万3000円は、早期退職及び普通退職などに係る11名分の退職手当の追加を補正するものでございます。

また、職員派遣事業1609万4000円は、7月豪雨に係る本市への復旧・復興支援に必要な熊本市などからの派遣職員の受入れ人数7名分の人件費負担金を補正するものです。

次のふるさと納税事業1億3600万円は、先ほど歳入の寄附金で説明しましたが、寄附金額が増額したことにより、連動して発生する返礼品等の関連経費が不足するため補正するものでございます。

次に、目7・交通防犯対策費では2億2371万4000円を計上しております。

まず、生活交通確保維持事業2億721万4000円は、地方バス路線の維持に係る補助金で、産交バス株式会社18系統及び株式会社麻生交通の1系統に対して補助するものでございます。なお、特定財源として2112万4000円の県支出金がございます。

次の新型コロナウイルス感染症対策事業（生活交通確保維持）1650万円は、国からの地方創生臨時交付金を活用し、市民が日常的に利用しているタクシー及び市内と空港を結ぶ唯一の直結型路線であるすーぱーばんぺいゆについて、新型コロナウイルス感染症の影響により外出自粛を余儀なくされている利用者の減少を回復できるよう、割引チケットの販売に係る経費について補正するものです。

次に、目11・諸費で1億583万2000円を計上しております。まず、国県支出金等返還金事業7813万2000円は、子ども・子

育て支援交付金や児童手当交付金など、過年度に交付された国県支出金の精算に伴い、超過交付分を返還するものでございます。

次の市税還付金事業 2 7 7 0 万円は、過年度の法人市民税などに高額な返還金が生じたことから、市税等還付金の不足が見込まれるため補正するものでございます。

総務費は以上でございます。

ページが飛びまして、23 ページをお願いいたします。

下の表で、款 1 2・諸支出金、項 1・基金費、目 5・ふるさと八代元気づくり応援基金費、節 2 4・積立金で 1 4 0 0 万円を計上しております。これも先ほど歳入で説明しましたが、ふるさと納税による寄附申込みが見込みより多くなったため、積立金の不足額を補正するものでございます。

以上で歳出の説明を終わります。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○委員長（橋本幸一君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（堀 徹男君） 歳出の部分で交通確保維持事業、タクシーチケットをまた補助して出されるということなんですけど、前回されたときも非常に市民の方からの好評な声を聞きましたものですから、またできないかなと思っていたところにしっかりと取り組んでいただいているようなのでよかったなと思います。

もう少し詳しく今度の事業の内容について説明いただければ助かります。

○理事兼企画政策課長（福本桂三君） 企画政策課の福本です。よろしくお願いします。

今度の分は第 2 弾ということで、前回と同様にですね、5 0 0 0 円のチケットを 3 0 0 0 円で販売し、その 2 0 0 0 円の分を市が補助するというものでございます。4 割の補助となっております。

チケットはですね、全社共通で使用できまして、有効期限は発売開始から 6 か月以内になります。法律で決まっておりますので、6 か月以内になっております。

八代市のタクシー事業者会に 8 社全社が入っておりますけれども、そこで販売する割引チケットに対して、割引チケット分を市が補助するものでございます。

今回は、前回は 2 5 0 0 セットでしたけれども、その倍となる 5 0 0 0 セットを今回販売する予定で、券面の額が 2 5 0 0 万円で、うち市の補助金額が 1 0 0 0 万円となっております。

以上でございます。

○委員（堀 徹男君） ちなみに前回の販売実績みたいなもの、完売したんでしょうかね、好評だったと思うんですけど。

○理事兼企画政策課長（福本桂三君） 昨年度の分につきましては、8 月から 1 月中旬まで販売しまして、全部もう完売しております。実績もですね、2 5 0 0 セット販売を完了しております。まして、先日精算が上がってきたところでございます。（委員堀徹男君「ありがとうございます」と呼ぶ）

○委員長（橋本幸一君） ほかに。

○委員（中村和美君） 今の関連ですけど、5 0 0 0 セット、これ個人は 1 人何セットまで買われるっのですか、1 セットですか。

○理事兼企画政策課長（福本桂三君） 前回同様ですね、1 人 2 セットまでということで、各タクシー会社に名簿をそろえて販売するということをお願いしております。（委員中村和美君「ありがとうございました」と呼ぶ）

○委員（成松由紀夫君） 歳入ですが、1 2 ページ及び 1 4 ページですけども、国の障害者自立支援給付費負担金 3 0 0 0 万と県の 1 5 0 0 万、これはどういった内容で来るんでしょうかね。1 2 ページと 1 4 ページ、国・県の、さっき歳入で——どういった内容で使われるのか、国

と県の意図があって３０００万、１５００万来るんでしょから、障害者の方々にどういうふうな。

○財政課長（田中智樹君） 財政課、田中でございます。よろしくお願いします。

まず、委員お尋ねの民生費国庫負担金の３０００万のほうですけれども、障害福祉サービスうちゅうことで、６０００万円に対する２分の１ということで、内容としては、——コロナのほうだったですね。（委員成松由紀夫君「障害者自立支援給付金の負担金ですよ、１２ページと１４ページ。１２ページが国庫、１４ページが県。３０００万と１５００万」と呼ぶ）これは、共同生活施設、いわゆるグループホーム等の利用者がですね、増加しましたため、その不足する給付金を補正するものでございまして、国が、今お話ししました６０００万に対する２分の１で３０００万、県が６０００万の４分の１で１５００万、残りの１５００万を市が負担すると。（委員成松由紀夫君「市が負担、グループホームの」と呼ぶ）利用者がですね、増えて、給付金が不足したということになっております。

○委員長（橋本幸一君） よろしいですか。

○委員（成松由紀夫君） はい、了解しました。

○委員（太田広則君） 今のに関連して、何人ぐらい増えてですね、増えたことによって入居者待ちが発生してないですかね。そこは分からない。そこは分からんね。（財政課長田中智樹君「所管が違いますから」と呼ぶ）所管が違いますね。はい、よかです。

○委員長（橋本幸一君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） 入りの分についての質問ちゅうことでよろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

以上で質疑を終了いたします。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） なければこれより採決いたします。

議案第１号・令和２年度八代市一般会計補正予算・第１６号中、当委員会関係分については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（橋本幸一君） 挙手全員、原案のとおり可決されました。

執行部入替えのため、小会いたします。

（午前１０時３９分 小会）

（午前１０時３９分 本会）

◎議案第４６号・令和２年度八代市一般会計補正予算・第１７号（関係分）

○委員長（橋本幸一君） 本会に戻します。

次に、議案第４６号・令和２年度八代市一般会計補正予算・第１７号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

それでは、歳入等及び歳出の第２款・総務費について、財務部から説明願います。

○財務部次長（尾崎行雄君） 引き続き、着座にて説明をさせていただきます。

○委員長（橋本幸一君） はい、どうぞ。

○財務部次長（尾崎行雄君） それでは、別冊となっております３月定例会議案書その２をお願いいたします。

議案第４６号・令和２年度八代市一般会計補正予算・第１７号でございます。総務委員会付託分について説明します。３ページをお願いします。

まず、歳入歳出予算の補正でございますが、第１条で、歳入歳出それぞれ３４０３万２０００円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ９４９億３００３万２０００円としております。

第2条では繰越明許費の補正を、第3条では債務負担行為の補正をお願いしておりますが、内容は5ページに掲載しております表で説明いたします。5ページをお願いします。

第2表、繰越明許費補正の1、追加でございますが、款5・農林水産業費、項1・農業費の担い手確保・経営強化支援事業の3381万2000円は、国の3次補正予算に伴うものでありますが、内示が2月26日に来ましたので、年度内での事業完了が見込めないため繰り越すものでございます。

次に、第3表、債務負担行為補正の1、追加でございますが、訴訟事務委託（DV等支援措置）としまして、期間を令和2年度から訴訟契約終了年度まで、限度額を訴訟契約により決定した額に設定しております。これは、住民基本台帳事務におけるDV等支援措置に対して、精神的損害を被ったとして損害賠償請求を相手方が地方裁判所へ提訴したことに伴い、訴状が届けられましたことから、裁判を通して本市が行った措置の正当性を主張するために、訴訟の結審までに係る経費について債務負担行為の設定を行っております。

続きまして、歳入を説明いたします。9ページをお願いいたします。

款10、項1、目1、節1・地方交付税で22万円を計上しております。これは、今回の補正予算の一般財源でございます。

次に、款15・県支出金、項2・県補助金、目4・農林水産業費県補助金、節1・農業費補助金で3381万2000円を計上しております。これは、国の担い手確保・経営強化支援事業補助金を活用するもので、先ほど第2表、繰越明許費補正で説明した分でございます。

以上が歳入の説明でございます。

引き続き、歳出を説明します。10ページをお願いします。

款2・総務費でございます。項3、目1、戸

籍住民基本台帳費では22万円を計上しておりますが、これは、DV等支援措置訴訟関係事業における弁護士への着手金であり、先ほど第3表、債務負担行為補正で説明した分でございます。

以上で歳出の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（橋本幸一君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（堀 徹男君） 事業のDV何とかというのは。もう少し教えていただけるものなら。

○市民課主幹兼第一市民係長（垣田治嗣君）

御質問の新設制度の概要をちょっとお話ししたいと思います。

配偶者からの暴力、これDVですね、ストーカー行為と児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の方について、市町村に対して住民基本台帳事務におけるDV等支援措置を申し出て、DV等支援対象者になることにより、加害者からの住民基本台帳一部の写しの閲覧、それから住民票の写しの交付、戸籍の附票の写しの交付の請求や申し出があっても、これを制限する、拒否する措置が講じられます。

なお、申し出者をDV等支援対象者に決定する場合は、DV等支援措置の必要性について、警察や配偶者暴力相談支援センター、児童相談所などの相談機関の意見、または裁判所が発行する保護命令決定書の写し、もしくはストーカー規制法に基づく警告等実施書面などの提出を求めることにより、八代市が必要性を判断して措置を行っております。

以上です。

○委員（堀 徹男君） それは施策の内容でしようけれども、要は何か訴えられた方は落ち度があったというようなことで訴えられているということですかね。

○市民課主幹兼第一市民係長（垣田治嗣君）

今回の訴訟の対象は熊本県、熊本県警、それから八代市、それとあとは配偶者ですね、今回の原告の配偶者になります。

今回の警察の意見書に基づき八代市が行った支援措置、もろもろの一連に対して精神的苦痛を味わったということで訴訟を出された経緯がございます。

以上です。（委員堀徹男君「はい、分かりました」と呼ぶ）

○委員長（橋本幸一君） ほかに。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） それでは、ほかにないようでございますので、質疑を終了いたします。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） なければ、これより採決いたします。

議案第46号・令和2年度八代市一般会計補正予算・第17号中、当委員会関係分については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（橋本幸一君） 挙手全員と認め、法案は原案のとおり可決されました。

執行部入替えのため、小会いたします。

（午前10時46分 小会）

（午前10時47分 本会）

◎議案第5号・令和3年度八代市一般会計予算（関係分）

○委員長（橋本幸一君） 本会に戻します。

次に、議案第5号・令和3年度八代市一般会計予算中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

それでは、まず、歳入等について財務部から説明願います。

○財務部次長（尾崎行雄君） 引き続き、着座

にて説明させていただきます。

○委員長（橋本幸一君） はい、どうぞ。

○財務部次長（尾崎行雄君） それでは、別冊となっております議案第5号・令和3年度八代市一般会計予算をお願いします。

総務委員会付託分のうち、まず歳入などを説明します。一般会計予算書の3ページをお願いします。

まず、第1条、歳入歳出予算でございますが、予算総額を歳入歳出それぞれ671億600万円と定めております。

第2条は継続費、第3条は債務負担行為、第4条は地方債でございますが、内容につきましては、後ほど9ページから12ページの表で説明します。

次に、第5条、一時借入金でございますが、本市の歳計現金に不足が生じた場合に、その支払いの資金を補うために一時的に金融機関から借入れを行います。その借入れの最高額を85億円と定めております。

次に、第6条、歳出予算の流用でございますが、各項の経費の金額を流用することができる場合を定めております。

続きまして、9ページをお願いします。

第2表、継続費でございます。款2・総務費、項1・総務管理費の新庁舎建設事業（外構整備）では、総額7億7091万6000円、年割額を令和3年度に4億6255万円、令和4年度に3億836万6000円と定めております。

次に第3表、債務負担行為でございます。

まず、仮設庁舎リース経費（延長分）及び仮設倉庫リース経費（延長分）につきましては、期間を令和4年度、限度額をそれぞれ1530万1000円と184万8000円に設定しております。これらは令和4年度のリース経費でございますが、令和3年度に新庁舎が完成しましても、仮設庁舎の残存備品整理や外構工事期

間中の仮設倉庫使用等のため令和3年度中にリース契約を延長しておく必要がありますことから設定するものです。

次に、市県民税から固定資産税までの3つの納税通知書作成等業務委託では、期間を令和3年度から4年度まで、限度額をそれぞれ603万9000円、354万円、687万1000円に設定しております。これらは、令和4年度の納付書作成等に要する経費でございますが、令和3年度に契約を行う必要がありますことから設定するものでございます。

次に、不動産鑑定業務委託で、期間を令和4年度から令和5年度まで、限度額を3726万円に設定しております。これは、令和6年度の評価替えに向けての土地鑑定評価業務委託でございます。

次の戸籍システムリース料から10ページの2番目、健康管理システムリース経費までの4つのシステム経費は、期間を令和4年度から8年度まで、限度額をそれぞれ3343万2000円、990万円、8409万5000円、1688万2000円に設定しております。これらは、システムが前回の契約から5年を経過するため、システムの更新を行うものでございます。

次の、環境センター運営委託（マテリアルリサイクル推進施設）で、期間を令和4年度から8年度まで、限度額を8億2747万5000円に設定しております。今回より5年間の管理運営委託を行うものでございます。

次に、令和3年度土地改良融資事業に対する元利補給金で、期間を令和4年度から18年度まで、限度額を6507万2000円に設定しております。これは、土地改良融資事業において、融資を受けた償還金に対する助成金でございます。

次に、企業振興促進条例補助金（令和3年度）で、期間を令和4年度から7年度まで、限

度額を4368万3000円に設定しております。これは、企業振興促進条例に基づく工事等建設補助金及び用地取得等の補助金に係るものでございます。

次に、情報通信関連等事業所立地促進補助金（令和3年度）で、期間を令和4年度から5年度まで、限度額を4804万9000円に設定しております。これは、情報通信関連等事業所立地促進補助金交付要領に基づく設備投資補助金に係るものでございます。

次に、土木積算システムリース経費で、期間を令和4年度から8年度まで、限度額を1433万1000円に設定しております。これは、土木積算システムが前回の契約から5年を経過するため、システムの更新を行うものでございます。

次に、ガス空調保守点検委託（小・中学校・幼稚園）で、期間を令和4年度から14年度まで、限度額を4864万2000円に設定しております。これは、令和元年度に設置したガス空調設備の保守点検委託を行うものでございます。

次に、学校図書管理システム使用料で、期間を令和4年度から8年度まで、限度額を1717万2000円に設定しております。これは、小・中・特別支援学校の図書管理システムが前回の契約から5年を経過するため、システムの更新を行うものでございます。

11ページをお願いします。

第4表、地方債でございます。それぞれ起債の目的、限度額、起債の方法などを定めているものでございます。詳細は、54ページから56ページの歳入、款22・市債のところで説明いたします。

続きまして、17ページをお願いします。歳入でございます。

歳入につきましては、相当なページ数となりますので、国・県の支出金など、事業に伴う特

定財源については主なものを説明いたします。

款１の市税から、款１２・交通安全対策特別交付金までは、これまでの決算状況や令和２年度の決算見込額に加え、国の地方財政計画などを参考に見込みを立てたものでございます。

それでは、款１・市税でございます。

まず、項１・市民税、目１・個人で４８億７４００万円を計上しております。前年度と比較しますと１００万円の減でございますが、決算見込みから算出したものでございます。

次に、目２・法人で８億１７００万円を計上しております。前年度より２億６９００万円の減でございますが、令和元年１０月から法人税割の税率が１２．１％より８．４％に３．７％引き下げられ、その影響が本年度より通年に及ぶことから、大幅な減少を見込んでおります。

続きまして、項２、目１・固定資産税では、土地、家屋、償却資産に係るもので８０億９２２８万円を計上しております。前年度と比較しますと２億８８５２万４０００円の減でございますが、主な理由として、新型コロナウイルス感染症の影響などにより事業者の新規設備投資が見込めないことから、償却資産の大幅な減少としております。

次に、目２・国有資産等所在市交付金は４０３万９１００円を計上しております。これは、国・県の施設が所在する市町村に交付されるものでございます。

次に、目３・新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金は１０００円を計上しております。これは、新型コロナウイルス感染症対策として軽減する固定資産税について、国より市町村へ補填するために、令和３年度に限り創設された特別交付金でございます。

続きまして、１８ページをお願いします。

項３・軽自動車税、目１・環境性能割では１８００万円を計上しております。前年度と比較しますと１１００万円の増でございますが、令

和２年度の決算見込みを参考に計上しております。

次に、目２・種別割は、従来からの軽自動車税に当たり、前年度の決算見込みなどから前年度より１１００万円増の４億４７００万円を計上しております。

続きまして、項４、目１・市たばこ税は、前年度の決算見込み及び税率改正から、前年度より３１００万円増の８億４９００万円を計上しております。

また、項５、目１・入湯税では、新型コロナウイルス感染症及び７月豪雨災害の影響を受け、前年度の決算見込みから、前年度より６００万円減の７００万円を計上しております。

続きまして、１９ページをお願いします。

款２・地方譲与税でございます。

項１、目１・地方揮発油譲与税でございますが、国の見込みを参考に、前年度より１５００万円減の１億１２００万円を計上しております。

続きまして、項２、目１の自動車重量譲与税は、国の見込みを参考に、前年度より３６００万円減の３億５４００万円を計上しております。

続きまして、項３、目１の森林環境譲与税では、譲与額を前倒しで増額することにより森林整備を一層促進するために、前年度と同額の８２００万円を計上しております。

２０ページをお願いします。

項４、目１・特別とん譲与税では、前年度より１０万円減の２２００万円を計上しております。

続きまして、款３・利子割交付金では、前年度より３０万円増の８３０万円を計上しております。

続きまして、款４・配当割交付金では、令和２年度の決算見込みや国の地方財政計画などを参考に、前年度より１５００万円増の４７００

万円を計上しております。

21ページをお願いします。

款5・株式等譲渡所得割交付金では、令和2年度決算見込みや国の見込みなどを参考に、前年度より500万円増の3500万円を計上しております。

続きまして、款6・法人事業税交付金は、令和元年10月からの消費税率及び地方消費税率の引上げに伴い、引き下げられた法人事業税の激変緩和のための暫定的措置で6300万円を計上しております。

続きまして、款7・地方消費税交付金で、令和2年度決算見込みや国の見込みなどを参考に、前年度より2億7000万円減の26億8000万円を計上しております。

22ページをお願いします。

款8・ゴルフ場利用税交付金で、前年度より100万円減の600万円を計上しております。

続きまして、款9・環境性能割交付金では、令和2年度決算見込みから、前年度より1200万円増の3300万円を計上しております。

続きまして、款10、項1・地方特例交付金、目1・減収補てん特例交付金で、国の地方財政計画を参考に、前年度より2300万円増の1億1100万円を計上しております。これは、個人住民税における住宅ローン控除による減収分に加えて、令和元年10月の消費税率引上げに伴い、令和2年9月までの自家用自動車環境性能割の税率を1%分軽減する措置が令和3年12月まで延長されることとなったため、その減収分を補填するもので国から交付されるものでございます。

23ページをお願いします。

款11・地方交付税では、前年度の決算見込みや国の見込みに基づき、153億2000万円を計上しております。前年度と比較しますと5億8200万円の増でございますが、合併算

定替えによる特例分が令和2年度で終了し、一本算定へと移行することに伴う減少や、新型コロナウイルス感染症により大幅な財源不足を見込んでいる中で、地方財政計画において対前年度比5.1%増になる見込みなどを参考に算出したことによるものでございます。

続きまして、款12・交通安全対策特別交付金では、令和2年度決算見込みから前年度より500万円減の1400万円を計上しております。

続きまして、款13・分担金及び負担金でございます。

まず、項1・分担金、目1・農林水産業費分担金、節1・農業費分担金で6000万円を計上しております。これは、非補助の排水路等改修事業分担金でございます。

次の節2・水産業費分担金の75万円は、県営覆砂事業に伴う漁協の負担分でございます。

24ページをお願いします。

項2・負担金、目1・総務費負担金1128万9000円は、八代地域イントラネット運用に係る氷川町負担金950万8000円が主なものでございます。

次の目2・民生費負担金は、2億9898万円を計上しております。まず、節1・社会福祉費負担金の4033万3000円は、主に老人福祉施設入所者負担金でございます。次の節2・児童福祉費負担金の2億5864万7000円の主なものは、中段の施設型給付公立保育所保育料と、次の施設型給付私立保育所保育料でございます。

少し飛びまして、下段の目4・農林水産業費負担金の2771万5000円は、氷川町と宇城市からのい草移植機等導入支援負担金でございます。

続きまして、25ページの下の表をお願いします。

款14・使用料及び手数料でございます。

項１・使用料、目１の総務使用料で、２７５４万３０００円を計上しております。主なものは、新八代駅東口駐車場使用料とコミュニティセンター使用料でございます。

２６ページをお願いします。

目３・衛生使用料の２６８６万３０００円は、主に斎場使用料及び千丁健康温泉センターの温泉入館料でございます。

次に、２７ページに移りまして、下段の目６・土木使用料で、２億４７１３万７０００円を計上しております。節１・道路橋梁使用料の４４６０万２０００円は、電柱などの道路占用料が主なものでございます。節４・住宅使用料１億９９０９万６０００円は、市営住宅２９団地分の公営住宅使用料などでございます。

２８ページをお願いします。

目８・教育使用料で、前年度より３８３万５０００円増の３７９７万８０００円を計上しております。この主な理由は、令和３年７月開館予定の伝承館使用料皆増６６４万８０００円によるものでございます。主なものとして、節３・社会教育施設使用料２２８１万８０００円は、先ほどの伝承館に加え公民館や文化センター、博物館などの使用料、２９ページに移りまして、節４・社会体育施設使用料の１０１１万２０００円は、一番下の夜間照明使用料などでございます。

続きまして、３０ページをお願いします。

項２・手数料、目１・総務手数料で６６６６万５０００円を計上しておりますが、主なものは、住民票や印鑑証明などの発行に係る節３の戸籍住民基本台帳手数料５３７４万８０００円でございます。

次に、目２・衛生手数料は、前年度より１５９０万９０００円増の３億７３１４万１０００円でございます。主なものは節２・生活環境手数料で、環境センターの搬入ごみ処理手数料や有料指定袋ごみ処理手数料でございます。

次に、３１ページをお願いします。

下の表の款１５・国庫支出金でございます。

項１・国庫負担金、目１・民生費国庫負担金は８３億８５０８万７０００円で、前年度より５５３２万９０００円の増となっております。

まず、節１の社会福祉費負担金２１億６２８５万６０００円で、主なものは、説明欄２つ目の障害者の介護給付等に係る障害者自立支援給付費負担金でございます。

３２ページをお願いします。

節２・児童福祉費負担金３９億８９７４万５０００円でございますが、私立保育所や認定こども園などの運営に対する保育所運営費負担金及び中学生まで支給される児童手当交付金が主なものでございます。

続きまして、下の表の項２・国庫補助金、目１・総務費国庫補助金では、１億２４８５万３０００円を計上しています。主なものは、通知カード・個人番号カード関連事務補助金の６５３５万１０００円や、体験型健康プログラムの開発などを行うヘルスツーリズム事業などに補助される地方創生推進交付金３１０６万３０００円のほか、下から２番目の都市防災総合推進事業補助金１３８２万５０００円は、坂本町の復興まちづくり計画や災害公営住宅基本計画を策定する経費に対して補助されるものでございます。

３３ページをお願いします。

目２・民生費国庫補助金では、２億４６４８万３０００円を計上しております。

節１・社会福祉費補助金５８２１万８０００円の主なものは、地域生活支援事業補助金で、これは、障害者や障害児が自立した日常生活、社会生活を営むために行われる地域活動支援センター事業や日常生活用具給付事業などに対して補助されるものでございます。

次に、節２・児童福祉費補助金１億８３６７万７０００円の主なものは、子ども・子育て支

援交付金で、放課後児童健全育成事業や地域子育て支援拠点事業などに対する補助でございます。

次に、下段の目４・土木費国庫補助金３億４３７６万９０００円でございます。まず節１・道路橋梁費補助金１億６８２３万２０００円の主なものは、説明欄下から２番目の橋梁長寿命化修繕事業でございます。

３４ページをお願いします。

節３・住宅費補助金１億３００３万７０００円の主なものは、説明欄一番上の公営住宅ストック総合改善事業でございます。

続きまして、３５ページをお願いします。

項３・委託金でございます。目２・民生費委託金２７９５万５０００円は、節１・社会福祉費委託金の基礎年金等事務費交付金が主なものでございます。

３６ページをお願いします。

款１６・県支出金でございます。

項１・県負担金、目１・民生費県負担金で３２億８２５７万７０００円を計上しております。

まず、節１・社会福祉費負担金１９億３９９６万６０００円でございますが、この主なものは、説明欄一番上の国民健康保険基盤安定保険税軽減分負担金、一つ飛んで、後期高齢者医療保険基盤安定負担金、この２つはいずれも保険料軽減分に係るものでございます。また、次の障害者の介護給付等に係る障害者自立支援給付費負担金などが主なものでございます。

次に、節２・児童福祉費負担金１３億２９５６万１０００円でございますが、これは、先ほど国庫負担金のところでも説明しましたが、私立保育所や認定こども園などの運営に対する保育所運営費負担金、児童手当交付金が主なものでございます。

３７ページをお願いします。

項２・県補助金、目１・総務費県補助金９２

５７万１０００円は、平成２９年度から取り組んでおります県の熊本地震復興基金交付金を活用して被災者の支援等を行っている４事業に対するものと、令和２年７月豪雨の被災者等支援交付金が主なものでございます。

次に、目２・民生費県補助金では４億６４１３万円を計上しております。

節１・社会福祉費補助金の主なものは、説明欄上から３番目の重度心身障がい者医療費助成事業費補助金でございます。

３８ページをお願いします。

節２・児童福祉費補助金の主なものは、放課後児童クラブの運営に対する放課後児童健全育成事業等補助金や、下から２つ目の、保育士の離職防止を図るために保育補助者の雇い上げに対する保育対策総合支援事業補助金でございます。

３９ページをお願いします。

目３・衛生費県補助金では７２００万２０００円を計上しております。主なものは、節１・保健衛生費補助金の乳幼児医療費助成事業費補助金でございます。

目４・農林水産業費県補助金では、１０億１５７万８０００円を計上しております。主には、節１・農業費補助金の９億７１３０万３０００円でございますが、説明欄一番下の地籍調査事業補助金、４０ページに移りまして、上から７つ目の多面的機能支払交付金事業補助金、６つ下の産地生産基盤パワーアップ事業費補助金と、さらに３つ下のい草移植機等導入支援補助金が主なものでございます。

続きまして、４１ページをお願いします。

目８・災害復旧費県補助金では、５億６８９９万２０００円を計上しております。節１・農林水産業施設災害復旧費補助金では、７月豪雨により多大な被害を受けた林道施設と農業施設の復旧に要する経費に対して補助されるものでございます。

42ページをお願いします。

項3・委託金、目1・総務費委託金で2億7607万9000円を計上しております。前年度と比べ3457万7000円増の主なものは、節4・選挙費委託金で、衆議院議員選挙に係る委託金でございます。また、このほか主なものとして、節2・徴税費委託金の県民税徴収事務委託金でございます。

次は、43ページをお願いします。

下の表の款17・財産収入でございます。

まず、項1・財産運用収入、目1・財産貸付収入2064万9000円は、土地建物貸付収入や日奈久埋立地メガソーラー貸付収入、自動販売機設置料が主なものでございます。

44ページをお願いします。

目2・利子及び配当金1732万円は、各基金の利子が主なものでございます。

45ページをお願いします。

項2・財産売却収入、目1・不動産売却収入の1853万円は、前年度と比べ1623万円減となっております。その要因は、八千把地区土地区画整理事業保留地売却収入の減によるものでございます。

次に、款18、項1・寄附金でございます。

目1・総務費寄附金で10億2470万4000円を計上しておりますが、主なものは、ふるさと納税によるふるさと元気づくり応援寄附金でございます。

47ページをお願いします。

款19・繰入金でございます。

項1・基金繰入金の主なものは、目6・ふるさと八代元気づくり応援基金繰入金として、こども医療費助成事業など35事業に4億7071万3000円、目8・まちづくり交流基金繰入金として、老朽危険空き家等除却促進事業など17事業に1億53万5000円、48ページに移りまして、目11・平成28年熊本地震復興基金繰入金として、新庁舎移転事業など1

0事業に8790万5000円、目14・八代市庁舎建設基金繰入金として、新庁舎建設事業の市債の借入予定残額に1億6万6000円、目15・坂田道男・道太文庫基金繰入金は、果実運用型から取崩し型へ見直し、図書館管理運営事業の図書購入に20万円、新たに目16・新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金3億1458万7000円は、新型コロナウイルス感染症対策の金融円滑化特別資金等の利子補給に係るものでございます。

次の目17・八代市スポーツ振興基金繰入金150万円も今回新たに創設したもので、本市のスポーツ振興及び地域活性化を応援しようとする団体等からの寄附金を財源として、大規模スポーツ大会等誘致事業に係るものでございます。

次の目18・八代市日本遺産活用推進基金繰入金42万1000円も今回新たに創設したもので、日本遺産・八代を創造（たがや）した石工たちの軌跡～石工の郷に息づく石造りのレガシー～を応援したいという個人からのふるさと納税寄附金を財源として、文化財保護啓発事業の日本遺産活用協議会負担金に係るものでございます。

49ページをお願いします。

款20・繰越金でございます。令和2年度からの繰越金を前年同額の11億円計上しております。

款21・諸収入でございます。

まず、項1・延滞金加算金及び過料でございますが、目1・延滞金で、前年度の決算見込みなどから1300万円を計上しております。

50ページをお願いします。

下の表の項3・貸付金元利収入の目1・総務費貸付金元利収入で4101万4000円を計上しております。市が地域総合整備財団の支援を得て民間事業者に無利子の貸付を行っているものに対しての元金返済分である地域総合整備

資金貸付金元金収入が主なものでございます。

目４・商工費貸付金元利収入で、５億６５万円を計上しております。中小企業経営安定特別融資預託金元金収入をはじめとする各預託金の元金収入でございます。

続きまして、５１ページの項４・雑入でございます。

目５・雑入では、４億５９２１万円を計上しております。主なものとしまして、まず、節２・消防団員等公務災害補償等共済基金収入で消防団員退職報償金及び次の節３・公営住宅共益費などでございます。

引き続き、５２ページに移りまして、節８・雑入で３億５５９６万円を計上しておりますが、主なものは、説明欄の上から順に、仮施設整備支援事業助成金１億５３７９万円は、令和２年７月豪雨により被災した坂本町において、道の駅坂本の敷地内に整備する仮設商店街に対するもの、そのほか生活保護費返還金、環境センターにおけるアルミニウムなど再資源化物販売代金納付金、熊本県交流職員給与負担金、熊本県市町村振興協会市町村交付金、熊本県後期高齢者医療広域連合派遣職員給与負担金がございます。

そのほかに、下から５番目に八代市総合体育館やハーモニーホールの施設命名権料（ネーミングライツ）や、指定管理者からの納付金としまして、下から３番目に広域交流地域振興施設納付金と、一番下の日奈久温泉施設納付金がございます。

最後に、５４ページをお願いします。

款２２・市債でございます。

まず、項１・市債、目１・総務債４５億３１０万円は、前年度より２７億１６１０万円の増となっておりますが、主な要因は、一番上の臨時財政対策債が７億８０１０万円増の２１億円と、一番下の新庁舎建設事業における合併特例債９５％の借入れ予定分１８億８７３０万円で

ございます。

次に、目２・民生債６３７０万円で、主なものは節２・児童福祉債の千丁みどり保育園空調改修工事など公立保育所施設整備事業における工事費の９５％、５１７０万円でございます。

次に、目４・農林水産業債１億９３９０万円で、主なものは、節１・農業債の、上から県営経営体育成基盤整備事業負担金から県営海岸保全事業負担金までの３事業と、一つ飛びまして県営湛水防除事業負担金の県営土地改良事業負担金９０％分でございます。

５５ページをお願いします。

目６・土木債は１３億３７２０万円でございます。節１・道路橋梁債は、市内一円道路整備事業に係るもので、歩行空間バリアフリー化推進事業費、道路新設改良事業費、橋梁改修事業費の９０％分、東西アクセス線改良事業費等の９５％分、防災対策事業費の１００％分、坂本・泉地域の道路新設改良事業費の１００％分などで、８億３５５０万円でございます。

節３・港湾債１億８５４０万円の主なものは、八代港の国直轄事業及び重要港湾改修事業に係る県営事業負担金の９０％の１億６０２０万円でございます。

節４・都市計画債１億６８７０万円の主なものは、南部幹線道路整備事業で９５％の６２４０万円、市内一円都市下水路整備事業で９０％の４８６０万円、八千把地区土地区画整理事業で９０％の３８８０万円がございます。

節５・住宅債１億９００万円は、公営住宅整備事業で、先ほど国庫支出金で説明しましたが、築添団地等の公営住宅ストック総合改善事業から国庫補助金を差引き後の１００％でございます。

次に、目７・消防債は１億６３０万円で、前年度より８億４４６０万円の減となっておりますが、主な要因は前年度の防災行政無線整備事業９億円でございます。

５６ページをお願いします。

目８・教育債は３億８６４０万円でございます。前年度と比べ３億３０万円減の主なものは、節５・社会教育債の民俗伝統芸能伝承館整備事業によるものでございます。

節１・小学校債の６８４０万円は、小学校施設整備事業の麦島小学校普通教室棟屋上防水改修工事などに対する９５％の５０９０万円が主なものでございます。

節２・中学校債５７８０万円は、中学校施設整備事業の第一中学校の技術科室改修工事などに対する９５％でございます。

節５・社会教育債１億３６６０万円は、民俗伝統芸能伝承館整備事業の新築工事などに対する９５％の１億３０８０万円が主なものでございます。

節６・社会体育債１億５８０万円は、市民球場施設整備事業の２階観覧席防水工事などに対する９５％の３６３０万円が主なものでございます。

次の目９・災害復旧債５８億１２５０万円は、前年度より３３億５８６０万円増加しておりますが、新庁舎建設工事が主なものでございます。新庁舎建設工事以外は、前年度同様、市庁舎施設災害復旧事業の仮設庁舎プレハブリース料などに対する１００％の１億２３８０万円が主なものでございます。

以上、令和３年度八代市一般会計予算に係る歳入の説明といたします。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長（橋本幸一君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（堀 徹男君） ちょっと教えていただきたいのは、地方交付税の見込みを立てられた額の中にですね、後年度に交付税措置のあるものの国に対する償還金とかっていうのは交付税で措置されるということだったですよ。その

１５３億の中に大体どれぐらい今相当する額を見込まれてるのかなというのを教えていただければと思います。

○財政課長（田中智樹君） お答えします。特にですね、交付税措置の中でも合併特例債だと思うんですけど、合併特例債分をちょっと申し上げますと、その分だけで約１０億が基準財政需要額のほうに含まれる金額ということで見込んでおります。

以上でございます。

○委員（堀 徹男君） ほかにには主なものはないですか。

○財政課長（田中智樹君） 数値等はちょっと全部は把握しておりませんが、大きい部分であれば臨時財政対策債という部分がございます。

以上でございます。

○委員（堀 徹男君） それはどのくらい見込んであるんですかね、そこは。

○財政課長（田中智樹君） 臨時財政対策債については１００％でございますので、前年度と比較しますと今年度の方は２億増ということで見込んでおります。ちょっと前年度が分かりませんけども。

○委員（堀 徹男君） じゃあ、後でいいです。

○財政課長（田中智樹君） はい。

○委員長（橋本幸一君） ほかに。

○委員（橋本徳一郎君） ４８ページですね、新規の基金がありますけども、ちょっと聞き逃したかもしれませんけど、それぞれの目的を教えてください。

○委員長（橋本幸一君） 何ページですか。

○委員（橋本徳一郎君） ４８ページ——１６番あたりからですかね。

○財務部次長（尾崎行雄君） 今お尋ねは、４８ページの１６番目の目の新型コロナウイルス感染症対策ですかね。（委員橋本徳一郎君「そうですね、はい」と呼ぶ）こちらの分につきま

しては、先ほど私の説明の中でも言いましたけれども、金融円滑化特別資金等で今回新型コロナで借り入れた事業者の方への利子補給等の分でございます。

○委員長（橋本幸一君） よろしいですか。

○委員（橋本徳一郎君） すいません、はい。

○委員長（橋本幸一君） ほかに。

○委員（堀 徹男君） 臨時財政対策債ですね、発行の予定額でしょうけど21億円ということで発行されているということなんですけど、前年度比からいってほぼ6割増ということになりますかね。交付税が交付の下地の不足分ということで臨時債を発行されていると思うんですが、ちなみに今まで制度が始まってからのですね、今回の残高が幾らぐらいになるのかなと。ここに載っているのかなと思いますけど。（「発行額ですね」と呼ぶ者あり）

○財務部次長（尾崎行雄君） すいません、予算書の152ページ、巻末を見ていただければですね、一番下のほうに臨時財政対策債ということで載っておりますので、こちらが残高と今年度の起債見込み額と償還予定額ということになっています。よろしいでしょうか。（委員堀徹男君「はい、分かりました」と呼ぶ）

○委員長（橋本幸一君） ほかに。

○委員（成松由紀夫君） 48ページの17番、スポーツ振興基金繰入金の考え方というか、イメージというか。財政で把握されてる分だけで結構でございますが。48ページの17、八代市スポーツ振興基金繰入金150万。イメージでよかったですよ。

○財政課長（田中智樹君） お答えします。イメージ的には、仮称ですけどもスポーツコミッション等の大規模スポーツ大会の事業等に充当する予定であります。

○委員（成松由紀夫君） スポーツコミッションも絡むということで期待しておりますので、財政の皆様方の御理解を今後ともよろしくお願

いいたします。

以上です。

○委員長（橋本幸一君） ほかに。

○委員（堀 徹男君） 今のと、その1個上だったかなと思うんです、ふるさと納税寄附金を活用した石造りの分の寄附金の創設。（「1つ下」と呼ぶ者あり）ふるさと納税の額の増減によって寄附の積立額とかっていうのは変わっていくだろうと思うんですけど、大体例年、今年度に見られているというような額の割合というか、ふるさと納税の何%、例えば5%はこっちに持ってきますよみたいな、そういうのは何か見込みか何かあるんですかね、どういった、その積立の額の。

○財政課長（田中智樹君） お答えします。まずルールの方からちょっと簡単に御説明します。

今年度の場合、令和3年度で見ますと、10億という歳入を見込んでおります。ルールとして、約60%ですね、が経費として見ますので、残りの4割の4億円を積み立てるような形となります。

今年度の繰入れにつきましては、令和2年のときに頂いた分を一回積み立てて、その分から必要な事業について充当を行います関係で、事業についてもマックス3年間というところで考えております。

簡単でございますけれども以上でございます。（委員堀徹男君「はい、分かりました」と呼ぶ）

○委員長（橋本幸一君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） 以上で、歳入等についてを終了いたします。

執行部入替えのため、小会いたします。

(午前 11 時 29 分 小会)

(午前 11 時 30 分 本会)

○委員長（橋本幸一君） 本会に戻します。次に、歳出について説明を求めます。

まず、第 1 款・議会費について、議会事務局から説明願います。

○議会事務局長（岩崎和也君） 皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）議会事務局、岩崎です。どうぞよろしく願いいたします。

私のほうからは、議案第 5 号・令和 3 年度八代市一般会計予算中、議会費の審議をお願いするに当たりまして、概要及びその所見につきまして御説明申し上げます。

恐れ入りますが、着座にて説明させていただきたいと思います。

○委員長（橋本幸一君） はい、どうぞ。

○議会事務局長（岩崎和也君） それでは、令和 3 年度八代市一般会計予算書 57 ページを御覧いただきたいと思います。

令和 3 年度予算の議会費総額は、3 億 772 万 7000 円で、前年度と比べまして 304 万 2000 円増加の歳出予算となっております。

議会費につきましては、義務的経費の占める割合が大きく、節区分 1・報酬から、節区分 4・共済費までの経費を合計いたしますと、3 億 284 万 4000 円で、議会費全体の約 87%を占めているところでございます。

令和 3 年度の予算編成の考え方といたしましては、需用費、委託料等の経常的経費につきましては前年度実績を踏まえ、資料などを紙媒体から電子媒体に切り替えるなど可能な限り節減、抑制いたしまして、予算計上をいたしたところでございます。

なお、304 万 2000 円の増加となっております

りますのは、人事異動に伴います職員給与経費の増加などによるものでございます。

本当初予算におきましても、引き続き効率的かつ効果的な事務事業の推進と予算執行が行われるよう取り組んでまいります。

議会運営事務事業及び政務活動費交付事業、これらの事務執行に当たっては、28 名の議員の皆様方の職務を補助する組織として、私も事務局職員は各種の情報収集や効果的な行政視察の手配など、議員各位がスムーズに仕事に取り組まれることができるよう、質の高い職務環境の提供に努めてまいります。

特に、今年度の新規事業といたしましては、国のデジタル化推進に呼応する形でタブレットを用い、効率的かつ効果的な議会運営や議員活動の一助となるよう努めてまいります。

また、市民の皆様に対しましては、議会日程や審議内容をはじめ、議長交際費や行政視察、政務活動費などの公開に引き続き取り組み、透明性の高い議会運営を継続してまいります。

以上、令和 3 年度八代市一般会計予算中、議会費を御審議いただくに当たっての概要説明及びその所見とさせていただきます。

この後、予算の詳細につきましては増田次長より御説明申し上げますので、御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○議会事務局長（増田智郁君） 皆様、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）議会事務局、増田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、歳出の議会費につきまして御説明させていただきたいと思います。

恐れ入りますが、説明につきましては、着座にて説明させていただきます。

○委員長（橋本幸一君） はい、どうぞ。

○議会事務局長（増田智郁君） それでは、別冊となっております令和 3 年度八代市一般会計予算書の 57 ページをお開きください。

説明に当たりましては、先ほど局長のほうから御説明いたしました内容と重複する部分がありますが、御了承いただきたいと思います。

それでは、款１・議会費、項１・議会費、目１・議会費におきまして、令和３年度予算といたしまして３億７７２０万７０００円を計上いたしております。令和２年度と比較いたしますと全体で３０４万２０００円の増、率にいたしまして約０．８％の増となっておりますが、その主な要因は、先ほど局長からも御説明いたしましたとおり、人事異動に伴う職員給与経費の増等によるものが主な理由でございますが、後ほど御説明させていただきます議会デジタル化などの新規事業実施に対し、これまで実施しておりました事業の見直しなどを行った結果、最終的に微増となったものでございます。

それでは、説明欄に基づき、節区分と併せながら説明をさせていただきます。

まず、節１・報酬から節４・共済費までは、議員２８人、一般職１０人及び会計年度職員２名に係る報酬・給料等といたしまして、３億２８４４万４０００円を計上いたしております。

続きまして、議会運営事務事業につきまして御説明申し上げます。なお、本事業は、議会運営の円滑な遂行を図ることを目的といたしております。

それでは、議会運営事務事業における主なものを申し上げます。

節８・旅費の１６３４万７０００円は、常任委員会並びに議会運営委員会の行政視察旅費５３０万円のほか、この節の中には会議出席費用弁償４８９万１０００円、海外行政視察１４名分の２８０万円などが含まれております。

次に、節９・交際費の３０万６０００円は、各種総会の会費などに支出するものでございます。

次に、節１０・需用費の５９４万１０００円は、主にやつしろ市議会だより約４万９００

部の年４回分の印刷経費約４３０万円、また、令和３年度は市議会議員の改選年でございますので、改選に伴い議員２８名分の防災服新調経費約５７万円などが含まれております。

なお、昨年度まで、八代市政の概要１００冊の印刷経費として約１２０万円計上いたしておりましたが、議会タブレット導入に伴い、当該経費につきましては削減いたしております。

次に、節１１・役務費の１３万４０００円は、議会で使用する会議室内の椅子カバーのクリーニング代、改選に伴う議席の標柱書換え経費等でございます。

次に、節１２・委託料の５７７万円は、常任委員会及び議会運営委員会などの各委員会記録等作成業務委託に要します経費１９０万円、本会議録作成の業務委託に要します経費２４０万円のほか、会議録検索システムの保守点検委託料約４９万円、さらには議会中継システム機器の保守点検委託料約６０万円などでございます。

次に、節１３・使用料及び賃借料の２１９万７０００円につきましては、会議録検索システムリース料といたしましてソフトウェアリース料約３７万円のほか、議長等公務出張等に伴う高速道路使用料などのほか、先ほども申し上げましたとおり、令和３年９月以降、議会用タブレットを導入することに伴い、タブレットＬＴＥ回線使用料及び会議アプリ使用料約１４５万円が主なものでございます。

次に、節１７・備品購入費の６５９万５０００円は、現在議会用として１０人乗りのワゴン車がございますが、当該車両につきましては平成８年に購入しており、現在約２４年経過しており、経年劣化により各所の故障や部品交換が生じていることから、令和３年度に新規１０人乗りワゴン車を購入する経費約４０３万円、また、議会用タブレット端末購入経費約２５７万円でございます。

以上が議会運営事務事業に伴う予算でございます。

最後に、政務活動費交付事業についてでございますが、節18・負担金補助及び交付金114万73000円につきましては、各会派に交付いたします政務活動費といたしまして1008万円のほか、全国市議会議長会や熊本県議長会及び各種協議会等に関わります負担金約140万円を含みました内容となっております。

以上が令和3年度の議会費の予算概要でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（橋本幸一君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（橋本徳一郎君） 概要のほうにチャットアプリ使用料というのがあるんですけど、このチャットアプリってどういったものを使う予定ですか。

○議会事務局次長（増田智郁君） ビジネスチャットでございますが、こちらはウェブ会議をする際に使用する使用料というような形になっております。

以上です。

○委員（橋本徳一郎君） 機能としてはウェブ会議だけになるんですか。ほかには何か。

○議会事務局次長（増田智郁君） 昨年から発生してます新型コロナ、また令和2年の7月豪雨災害等々での会議体の招集ができないという場合も想定いたしまして、現在のところウェブ会議のみを想定しているところでございます。

以上です。（委員橋本徳一郎君「はい、分かりました」と呼ぶ）

○委員（太田広則君） 関連して、タブレットはどんな機種を検討、予定されているんでしょうか。

○議会事務局次長（増田智郁君） タブレット端末につきましては、刻々と新型が出ている関

係がございますので、現時点でバージョンが幾つでというところは定かではございませんが、今現在想定しておりますのが、iPadの10.2インチを現状では想定をしているところでございます。

以上です。（委員太田広則君「はい、分かりました」と呼ぶ）

○委員長（橋本幸一君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） 以上で、第1款・議会費についてを終了します。

執行部入替えのため、小会いたします。

（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

（午前11時41分 小会）

（午前11時42分 本会）

○委員長（橋本幸一君） 本会に戻します。

次に、第2款・総務費、第11款・公債費、第12款・諸支出金及び第13款・予備費について説明を願います。

○市長公室長（松本浩二君） 皆さんおはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）市長公室長の松本でございます。

令和3年度の当初予算案に係る総務費の歳出予算を御審議いただくに当たり、関係します各部長から、予算案に対する考え方、総括等を順に述べさせていただきます。

着座にて説明させていただきます。

○委員長（橋本幸一君） はい、どうぞ。

○市長公室長（松本浩二君） 市長公室では、第2次八代市総合計画で掲げる将来像の実現に向けて、特に重点的に取り組む6つの戦略のうち、誇るべきふるさとを未来につなぐための施策並びに市民意識調査結果による優先取組を、

所属課の各種事業を通じて展開してまいります。

まず、秘書広報課の広報広聴活動事業では、市の取組を幅広く市民にお知らせし、市政の見える化の推進に向けて、広報やつしろの発行による情報発信のほか、FMやつしろやホームページ、ツイッター、フェイスブックなど様々なメディアを活用し、コロナ対策や災害復興関連施策などの市民が求める情報のタイムリーな提供に努めます。

また、令和3年度は3年に一度の取組として、八代市中学生議会を開催します。次代を担う子どもたちが、八代の暮らしや未来について語り合うことで、市民の一員としての自覚とまちづくりに関心を持っていただく取組を進めてまいります。

次に、人事課では、職員の福利厚生と併せて、多様化する行政需要に対応するための市職員の意識改革と能力開発が不可欠と考え、職員自身のスキルアップやモチベーション向上を促し、行政機能をフルに発揮することができる人材育成に取り組んでまいります。

特に、研修関係では、各種研修センター・自治大学校などへの派遣と併せて、多様化する地域課題にAIやICTをはじめとする先端技術を市民生活に活用するスマートシティを実現するため、デジタル化に必要な知識・技能及びそれらを用いた課題解決能力を持つ人材育成のための研修にも力を入れてまいります。

最後に、国際課では、コロナ禍の中、これまでの相互訪問を基本とする国際交流が難しい状況を踏まえ、オンライン等を活用した新たな交流の形の構築にも積極的に取り組みます。

また、3年度は急増する外国人市民との多文化共生社会の実現に向けて、外国人市民向けの日本語教育と並行して、日本人市民向けのやさしい日本語の普及に努め、言語の壁を取り除きながら相互理解を促進していきます。

さらに、これまで懸案となっておりましたやつしろ国際協会の設立にも積極的に取り組んでまいります。

市政の見える化の推進、市職員の意識改革と能力開発への取組、多文化共生社会の実現と、それぞれが長いスパンでの取組を要する課題ではありますが、この一つ一つが将来の八代市を築く礎となるよう、粘り強く丁寧に進めてまいりたいと考えております。

以上、総務費における市長公室の総括とさせていただきます。

○総務企画部長（丸山智子君） 改めまして、皆さん、こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）総務企画部の丸山でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、着座にて説明させていただきます。

○委員長（橋本幸一君） はい、どうぞ。

○総務企画部長（丸山智子君） では、新規事業を中心に、総務企画部の総括を申し上げます。

まず、次期総合計画策定事業では、第1期基本計画が令和3年度をもって終了することから、令和4年度を計画初年度とする第2次八代市総合計画第2期基本計画を策定します。第1期基本計画の成果と課題を踏まえ、坂本町の復興やデジタル化の推進など、新たな課題にも対応した計画づくりを行ってまいります。

次に、復興推進事業では、令和2年7月豪雨により被災した坂本町の復興に向けて、まちづくりの方向性を示す計画を策定いたします。支所等の公共施設再建に向けた計画づくりや、集落ごとの再生に向けた事業の検討を行うなど、総合的なまちづくり計画とする予定です。また、災害公営住宅の整備に向けて、規模の設定、配置計画及び建築計画などの基本計画を策定することとしております。

また、坂本町の地域活性化のため、定住促進

対策事業により地域おこし協力隊2名を配置します。地域住民と協働し、地場製品の開発、販売、PR等のサポートを行うとともに、交流・関係人口の拡大を図るための情報発信を行い、地域の活力と魅力を再生させるための支援を行うこととしています。

次に、八代・天草シーライン建設促進についてですが、本年2月に蒲島知事を会長とした県による建設促進協議会が設立されました。今後は、県南・天草地域の18市町村で構成する八代・天草シーライン建設促進期成会と県の協議会との連携強化により、国への要望活動や構想推進大会等を開催し、さらなる機運醸成を図ってまいります。

次に、生活交通確保維持事業では、八代市地域公共交通網形成計画の2次計画として、昨年10月に八代市地域公共交通計画を策定しました。本計画に記載した目標達成のため、各種施策の着実な進捗を図るとともに、路線の見直しについては、利用状況はもとより、地域からの要望等にも柔軟に対応し、多くの市民にとって利用しやすい公共交通を目指してまいります。

次に、デジタル化推進事業では、デジタル社会の実現に向けた取組を本市においても着実に進めていくため、基本計画を策定します。この計画策定に当たっては、安全・安心で、持続的に発展するまち“スマートシティやつしろ”に向けて、地域課題の解決や行政サービスの変革、協働と連携によるデジタル社会の実現について、具体的な事業・取組を盛り込みたいと考えております。

また、スマートシティに向けた行政内部の取組として、行政改革推進事業において、引き続きパソコン上の操作を自動化するRPAと呼ばれるソフトウェアを活用して業務の自動化、省力化に取り組むとともに、申請手続のオンライン化を促進するために申請書類の押印廃止を進めてまいります。

さらに、キャッシュレス化やペーパーレス化などを行うとともに、市民からの問合せに自動でAIが回答するチャットボットの実証実験を行ってまいります。

次に、超高速ブロードバンド整備事業では、昨年中に龍峯、日奈久、二見及び鏡地区沿岸部の整備が完了しました。令和3年度は、東陽、泉地区を整備し、令和4年度の坂本地区で完了予定です。引き続き、市内の情報通信格差是正のため早期整備に努めてまいります。

最後に、基幹統計調査として経済センサス活動調査を実施します。これは、令和3年6月1日を調査基準日として、事業所・企業の経済活動の状況を明らかにするため、5年ごとに実施される統計調査です。調査区として市内全域を264の調査区に分け、指導員約10名、調査員約90名の体制で、市内で活動している全ての事業所、企業を調査します。調査への御協力が得られるよう周知を図りたいと考えております。

総括は以上でございますが、総務企画部では、昨年8月に復興推進課が設置され、さらに4月からはデジタル化推進のための課が設置されるなど、新たな体制となる予定です。今後とも、市役所各部はもとより、国・県など様々な関係機関と連携し、市政の総合的な推進を図ってまいります。よろしくお願いいたします。

○財務部長（佐藤圭太君） それでは、財務部の主な事業について、着座にて説明させていただきます。

○委員長（橋本幸一君） どうぞ。

○財務部長（佐藤圭太君） まず、財政が所管する関係でございますが、今回の予算編成に当たっては、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、その対策や地域経済活動の回復に資する必要な事業については、令和2年度に引き続き実施してまいります。

また、坂本町の復旧・復興についても着実に

進めるとともに、デジタル社会の推進をはじめ、時代の変化に適応した施策を展開していくため、国や県と連携した切れ目のない14か月予算として編成したところでございます。

なお、財政見通しにつきましては、地方交付税について、合併後の団体単位で算定される一本算定への移行による影響や、国勢調査による算定基礎人口の減少なども見込まれるところですが、国の地方財政計画では、出口ベースで対前年比プラス5.1%の予算が確保される見込みでありますことから、臨時財政対策債の発行と併せまして本市の一般財源を確保したところでございます。

しかしながら、予算規模は合併後最大となっておりますので、さらなる財政健全化への取組も欠かさず、財政規律の堅持と市政発展のための投資のバランスの取れた持続可能な財政運営を確立してまいります。

また、ふるさと納税につきましては、令和元年9月より、現在の観光・クルーズ振興課へ所管を移しまして、新たな取組による寄附金の増加を図ったところ、令和元年度は返礼品の見直しや新規開拓などにより約3億6000万の寄附があり、令和2年度も継続した取組と、7月豪雨の影響等で全国からの支援が集まり、約12億円的大幅増を見込んでおります。令和3年度におきましても、さらなる寄附金の増加を図り、一般財源の確保に努めてまいります。

次に、入札・契約事務関係でございますが、従来から行っております工事関係の電子入札システムに物品・役務も追加し、全ての入札を電子化することで新型コロナウイルス感染症対策及び入札・契約事務の効率化を図ります。

次に、未利用財産の活用による歳入の確保といたしまして、未利用財産の売却や貸付けの拡大を図っており、令和2年度は、新たな取組といたしまして、専ら公共施設の利活用を取扱う民間ウェブサイト等への掲載や、市有施設等利

活用見学会を実施したところで。

また、経費削減に向けた取組として、庁舎や学校施設等高压電力施設における電力調達の入札を実施いたしました。

令和3年度は、いよいよ新庁舎が完成する年となりますが、新庁舎の効率的かつ効果的な管理を目指し、新たに総合管理業務委託方式による庁舎管理を行う予定としており、全庁的なファシリティマネジメントをさらに推進してまいります。

次に、税関係でございます。

市民税につきましては、税率改正やコロナ禍等の影響で個人市民税及び法人市民税、入湯税は税收減を、一方で、軽自動車税、市たばこ税は税率改正の影響で税收増を見込んでおります。

また、固定資産税におきましては、市内の多くの地域の地価が未だに下落傾向にあることや、令和3年度の評価替えに伴う既存家屋の評価額の減少に加え、コロナ禍の影響により償却資産に係る新規設備投資も例年ほどは見込めないことなどから、税收減を見込んでいるところでございます。今後も引き続き、公正公平な課税に努めてまいります。

また、税の徴収につきましては、引き続き、滞納整理の早期着手を行い、現年度課税分の収納率向上と翌年度への滞納繰越の抑制を図ります。早期の催告と財産調査を徹底し、差押え等の滞納処分を強化し、累積滞納額の削減に努めるとともに、税負担の公平性を確保してまいります。

新たな取組といたしましては、市税等の納付においてスマートフォン決済を導入いたします。平成28年度から実施しておりますコンビニ収納の仕組みを活用し初期費用をかけず、外出しないで納付できる方法を整備することで、納税者の利便性の向上だけでなく、新型コロナウイルス感染症への対策及びキャッシュレス化

の推進にもつながるものと考えております。

なお、平成29年度から納税課内に債権対策室を新たに設け、強制徴収公債権についての一元的な滞納整理を進めており、令和3年度から訴訟等の法的措置による私債権の回収にも取り組んでまいります。

最後に、建設部が所管します新庁舎の建設関係でございます。

新庁舎本体工事は、コロナ禍の影響で4月末に工事を一時中止したものの、その後、遅れを取り戻し、予定どおり令和3年10月末の竣工を目指しております。

令和3年度は、本体工事の変更契約や附帯工事、外構工事など、残る全ての工事を発注するとともに、新庁舎に必要な備品・什器の調達を行い、令和4年10月末の事業完了に向けた準備を進めてまいります。

また、新庁舎の開庁式は、令和4年2月中旬を予定しており、移転に必要な経費を計上しております。

なお、一般質問でも答弁しましたように、総事業費が8億5000万円増額し171億3000万となりましたが、これは当初想定していなかった事案の発生が主な要因でございますので、議員の皆様方の御理解をよろしくお願いいたします。

以上、財務部の総括とさせていただきます。

○市民環境部長（桑原真澄君） 皆様、こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）市民環境部の桑原でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、当委員会所管の総務費中、市民環境部が所管いたします当初予算の主な事業につきまして、総括及び方針の一端を、着座にて述べさせていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

○委員長（橋本幸一君） どうぞ。

○市民環境部長（桑原真澄君） まず、市民活

動政策課が所管いたします住民自治の推進についてでございますが、今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により多くの地域イベントが中止となる中、それぞれの地域協議会において、創意工夫の下、地域の特色を生かしたまちづくり活動を展開していただいております。市としましては、活動交付金や補助金などの財政的支援を充実させるとともに、地域の人材育成にも取り組み、地域協議会への支援をさらに強化してまいります。また、地域協議会に委託しておりますコミュニティセンターの一部管理業務は、来年度からは18の地域協議会に受託していただく予定でございます。

次に、地域のまちづくり推進事業でございますが、本市の協働によるまちづくりの基本的な考え方などを定めた八代市協働のまちづくり推進条例を、令和元年8月に施行したところでございます。この条例を具現化し、実行性を高め、さらに協働のまちづくりを進めるために、協働のまちづくり推進計画を今年度策定いたしました。引き続き、地域の自主性、主体性を尊重し、地域の皆様の要望や意見をしっかりと受け止めて、市からも的確な助言や情報発信を行うなどきめ細かな支援を行い、協働によるまちづくりの推進に取り組んでまいります。

次に、コミュニティセンターの維持管理及び施設整備でございますが、コミュニティセンターを安心して快適に利用いただけるように維持管理を行い、併せて防災拠点としての機能の充実を図るとともに、地域活動の拠点として誰もが利用しやすい施設となるよう、空調設備の整備やトイレのバリアフリー化などを引き続き計画的に進めてまいります。

特に、改築を進めてまいりました高田コミュニティセンターにつきましては、既に本体工事は完了しており、3月30日には落成式を予定しているところでございます。

また、市政協力員関係でございますが、市政

協力員の皆様には、市民への事務連絡や市広報の配布等をお願いするなど、市の多くの課がい様々な事務をお願いしており、市民の福祉の増進と市政の円滑な運営のために、市と市民をつなぐ重要な役割を担っていただいております。特に、今年度は新型コロナウイルス感染症や令和2年7月豪雨への対応に御尽力をいただき、改めてその役割の重要性を認識したところでございます。

担当地区の再編や事務費の増額などを行っておりますが、市政協力員のなり手不足が懸念されますことから、地域の御意見を伺いながら、引き続き制度の見直しを行ってまいりたいと考えております。

次に、人権政策課が所管します人権啓発についてでございますが、誰もがいきいきと暮らせるまち、人権が尊重されるまちづくりの実現を目指して、人権啓発センターを活用しながら、人権尊重の意識と実践力を養う学習活動を展開することで、市民の人権意識の高揚が図られるよう啓発推進に取り組んでまいります。

男女共同参画につきましましては、第2次男女共同参画計画の重点施策である女性の活躍推進やワーク・ライフ・バランスの推進、男女共同参画の視点に立った防災体制づくりなど、あらゆる分野において男女が共に活躍できる社会づくりに向け様々な取組を進めてまいります。

また、青少年健全育成においては、地域協議会や学校、警察及び青少年指導員による巡回街頭指導や、八代地区保護司会等と連携した社会を明るくする運動などを通して、啓発活動を実施してまいります。

最後に市民課でございます。本年6月から、総合窓口用レジのリース切替えに伴い、コロナ感染症対策として非接触型レジを導入する予定としております。このレジは現金受渡しによる感染リスクを低減するもので、キャッシュレス決済サービスにも対応するものでございます。

また、市民の方が亡くなられた際の手続をワンストップで行うおくやみコーナーの運営や、引っ越しシーズンの休日窓口、夜間窓口の開設等、市民の方にとって利用しやすい窓口づくりに引き続き取り組んでまいります。

さらに、マイナンバーカードの効率的な交付体制を整えるとともに、企業や地域への出張申請や写真撮影を含めた申請方法の実施など、普及のための取組を推進してまいります。

以上でございますが、今後も、市議会をはじめ市民の皆様の御意見をお聞きしながら、改善すべきところは改善し、事業の着実な遂行に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（橋本幸一君） それでは、午前中の審査を終了し、しばらく休憩いたします。

午後は1時5分から再開いたします。

（午後0時04分 休憩）

（午後1時05分 開議）

○委員長（橋本幸一君） 休憩前に引き続き、総務委員会を再開いたします。

それでは、午前中の第2款・総務費、第11款・公債費、第12款・諸支出金及び第13款・予備費について、部長総括で終了しましたので、引き続き、本件について執行部より説明を求めます。

○財務部次長（尾崎行雄君） こんにちは。

（「こんにちは」と呼ぶ者あり）財務部次長の尾崎です。よろしくお願いいたします。それでは、着座にて説明させていただきます。

○委員長（橋本幸一君） はい、どうぞ。

○財務部次長（尾崎行雄君） 議案第5号・令和3年度八代市一般会計予算のうち、款2・総務費、款11・公債費、款12・諸支出金、款13・予備費の総務委員会付託分について説明いたします。

説明に当たっては、職員給与経費は省略し、

新規の取組や事業費の大きいものを中心に説明させていただきます。

それでは、５７ページをお願いします。

款２・総務費でございます。

まず、項１・総務管理費、目１・一般管理費で３１億２９０５万９０００円を計上しております。前年度に比べ４億２１８０万円の増となっておりますが、ふるさと納税事業の増が主な要因でございます。

５８ページをお願いします。

説明欄下から６番目の会計年度任用職員関係等事業３４０９万７０００円は、産休代替等緊急対応の会計年度任用職員報酬として２５１０万円及び社会保険料４００万円が主なものでございます。

次に、３つ下の職員派遣事業４３６５万２０００円は、熊本県市長会東京事務所、熊本県福岡事務所などに派遣している職員の帰庁報告、赴任、帰任などの旅費２６６万１０００円や派遣職員の住宅借上料８４０万８０００円、４名分の県人事交流職員給与等負担金３２５０万円などでございます。

次の職員派遣事業（豪雨災害）３０５９万３０００円は、７月豪雨災害から早期の復旧を図るため、熊本市などから技術職員の中長期的な人的支援を受け入れており、その派遣職員４名分の住宅借上料２５１万７０００円、人件費負担金２７６５万１０００円などでございます。

次の職員研修事業１０１４万２０００円は、市町村職員中央研修所、全国建設研修センター、自治大学校などへの派遣旅費３６３万２０００円、コミュニケーション向上研修、メンター研修などの事業委託料２２０万５０００円、ＤＸ人材育成研修や自治大学校等の実務派遣研修の研修負担金３５６万９０００円、資格取得補助などの自己啓発補助３０万円が主なものでございます。

５９ページをお願いします。

ふるさと納税事業５億４９７９万３０００円及び次のふるさと納税ＰＲ事業２２５８万３０００円は、令和２年度の決算見込みに伴い、約４億円を増額しております。これは令和３年度の寄附見込額１０億円に伴うもので、ふるさと納税謝礼の報償費３億５６１６万５０００円、寄附の申込みから入金管理、特産品の配送管理などのふるさと納税業務委託９０００万円、ポータルサイト利用料８１４０万円が主なものでございます。なお、特定財源として、ふるさと元気づくり応援寄附金５億４９７９万３０００円を予定しております。

次に、下から３つ目の市政協力員関係事業の１億１３４２万９０００円は、市政協力員３３０人の委託料１億４０５万円、市政協力員事務費４９５万円が主なものでございます。

１つ飛んで、国際交流推進事業の７１８万７０００円は、令和元年度より外国青年招致事業を活用し、翻訳・通訳や、外国人目線で国際交流活動等に従事しております国際交流員ＣＩＲ１名に関する報酬３７９万７０００円のほか、国際交流協会設立準備委員会の開催に係る委員報償費２６万６０００円、本年７月に設立予定の八代市国際交流協会負担金７６万３０００円が主なものでございます。

続きまして、目２・文書広報費で１億４１６７万５０００円を計上しております。前年度に比べ３６６万７０００円の増でございますが、主に郵便料金の増１５５万９０００円、及び新庁舎へのシステム移設等に伴うケーブルテレビ特別会計への繰出金２２１万３０００円増によるものでございます。

まず、文書管理事務事業（本庁）の６８９７万４０００円は、浄書印刷室のパフォーマンスチャージ料３２８万１０００円、コピー用紙代、印刷機インク等の事務用品８００万円、郵便料５３１８万３０００円などでございます。

その下の各支所の経費も、支所で管理してお

りますコピー機のパフォーマンスチャージ料やコピー用紙代、印刷機インク等の事務用品、郵便料などでございます。

次に、下から2行目、広報広聴活動事業366万3000円は、広報やつしろ印刷製本費3505万4000円、市公式ホームページのシステム保守料93万7000円が主なものでございます。また、令和3年度は3年に一度の中学生議会の開催を予定しております。

特定財源としまして、広報紙広告掲載料554万4000円、ホームページ広告掲載料10万8000円がでございます。

次に、ケーブルテレビ事業特別会計への繰出金としまして2391万3000円を計上しております。

60ページをお願いします。

目3・会計管理費で1492万2000円を計上しております。

会計管理事務事業の主なものは、一般会計及び特別会計の決算書などの印刷製本費155万5000円、口座振替手数料181万5000円、指定金融機関派出業務手数料345万2000円、金融機関窓口収納手数料343万8000円のほか、OCR読み取り作業委託料221万8000円を計上しております。

次は、目4・財産管理費で4億6615万9000円を計上しております。前年度に比べ8741万8000円の増でございますが、主に一般職2人増に伴う増1475万7000円、及び新庁舎開設に伴う管理費増4939万8000円、旧市立病院医師宿舎の解体工事設計委託などに伴う市有財産管理事業の増、本庁で1148万8000円、鏡支所で446万6000円、旧八千把小学校浜分校解体工事に伴う廃校施設管理運営事業の増1395万4000円によるものでございます。

まず、市庁舎管理運営事業（本庁）2億3971万8000円は、仮設庁舎や賃借している

民間ビルでの光熱水費1133万7000円や委託料4132万9000円、リース料1億958万2000円などの1億7409万3000円に加え、新たに新庁舎管理経費4939万8000円、坂本支所仮設庁舎リース料1573万円が主なものでございます。特定財源として、仮設庁舎などの市債1億2380万円のほかに、庁舎案内板の広告収入120万円などがございます。

その下からの各支所の経費も同様に、光熱水費や電話料、委託料など、支所庁舎の維持管理に要する経費でございます。

次の市有財産管理事業（本庁）の2144万4000円は、集中管理している公用車の燃料費113万5000円、市全体の公用車の自動車重量税537万9000円などの例年分に加え、新規に、旧市立病院の医師宿舎解体工事設計委託など983万9000円が主なものでございます。

次に、3つ下の廃校施設管理運営事業2271万6000円は、学校の統廃合に伴って廃校となった施設の維持管理経費で、令和3年度より民間への貸付け終了となった旧宮地東小学校を加えた8施設がでございます。電気料、水道料、下水道使用料などの光熱水費322万7000円、警備、浄化槽、給水設備などの保守点検業務などの委託料329万3000円に加え、令和2年7月豪雨により被災した坂本町のわかあゆ保育園に臨時園舎の敷地として貸し付けている旧八千把小学校浜分校の旧校舎解体工事費1418万3000円が主なものでございます。

次に、一番下の市庁舎施設整備事業（鏡支所）663万2000円は、空調設備において、今後改修を進めるための実施設計業務委託経費でございます。

61ページをお願いします。

目5・企画費で1億6370万4000円を

計上しております。

まず、説明欄上から7つ目の八代・天草シーライン建設促進事業113万6000円は、令和3年2月に、蒲島県知事を会長とした県による建設促進協議会が設立されたことに伴う協議会負担金51万6000円及び八代・天草シーライン建設促進民間協力期成会事業補助金47万5000円が主なものでございます。

次に、3つ下の住民自治推進事業7325万3000円は、従来の市内地域協議会のまちづくり活動活性化補助金を改め、仮称ではございますが、地域みらいづくり補助金として継続する630万円及び地域協議会活動交付金666万9000円が主なもので、地域協議会活動交付金については、今回、単価の見直しによる増額を図っております。特定財源として、まちづくり交流基金繰入金630万円を予定しております。

次に、5つ下の次期総合計画策定事業100万2000円は、第2次八代市総合計画における第1期基本計画の計画期間が令和3年度に終了することから、令和4年度を計画初年度とする第2期基本計画を策定するもので、策定支援業務委託料869万2000円が主なものでございます。

次の復興推進事業2277万1000円は、令和2年7月豪雨により被災した坂本町の創造的復興に向け、まちづくり計画や災害公営住宅の基本的な計画等を策定するものでございます。特定財源としまして、国庫支出金の都市防災総合推進事業補助金1382万5000円、及びふるさと八代元気づくり応援基金繰入金408万8000円を予定しております。

次の地域おこし協力隊事業467万8000円は、昨年度、定住促進対策事業の中で予定しておりましたが、今年度、改めまして、令和2年7月豪雨で被災した坂本町のまちづくりに地域全体で取り組む活動を支援・サポートするた

めの地域おこし協力隊2名を募集・任用し、産業・観光の開発、情報発信などの地域協力活動を行うものでございます。

続きまして、目6・情報推進費で、7億533万6000円を計上しております。前年度に比べ2億1139万7000円の増となっておりますが、これは、令和元年度より実施している、光ブロードバンドの未整備地区を整備するための超高速ブロードバンド整備事業補助金が主な要因でございます。

説明欄の上から2つ目の基幹システム運用事業1億1824万1000円は、住民基本台帳、税情報など44業務のシステム使用料7509万8000円や入力データ作成委託料1082万5000円が主なものでございますが、今年度は、新庁舎における福祉関係業務のワンストップ化を図るための総合窓口システム改修594万円や電算室備品購入594万円及び電算システム移設1059万1000円なども予定しております。

1つ飛びまして、情報化端末等運用事業6629万9000円は、複合機、プリンター166台分の賃借料423万6000円や職員に配備しているパソコン1730台分のリース料3276万6000円、インターネット等利用における画面転送サービスRDS及び端末用ソフトウェアの使用料2407万7000円のほか、今年度は新型コロナウイルス感染症対策として、ウェブ会議システム284万5000円の導入などを予定しております。

1つ飛びまして、サーバ管理運用事業4833万8000円は、新型コロナウイルス感染症対策として、テレワーク対応可能端末250台を整備するなど、テレワーク環境を推進するものでございます。

次に、地域情報化事業の3億8288万3000円は、民設方式により、光ブロードバンドの未整備地区を整備するために要する費用の一

部を補助する超高速ブロードバンド整備事業補助金3億7700万円が主なものでございます。なお、特定財源としまして、市債の過疎債3億7700万円を予定しております。

なお、令和3年度は、東陽、泉地区の整備を予定しております。

62ページをお願いします。

新規事業のデジタル化推進事業745万円は、デジタル技術を活用し、少子高齢化の進行に伴う生産年齢人口の減少や大都市圏への人口集中などの地域課題の解決や行政サービスの効率化、高度化などを図り、スマートシティを推進するためのデジタル化推進基本計画策定委託500万円などでございます。

続きまして、目7・交通防犯対策費では1億2849万3000円を計上しております。前年度に比べ146万円増の主な要因は、下段の生活交通確保維持事業7379万5000円のうち、乗合タクシー運行事業補助金7207万2000円によるものでございます。

続きまして、目8・人権啓発費で1億1449万2000円を計上しております。

まず、人権啓発推進事業799万7000円は、八代地域人権教育のための推進会議分担金158万円、市人権問題啓発推進協議会交付金380万円が主なものでございます。

63ページに移りまして、下段の青少年健全育成事業945万7000円は、街頭指導などに当たる青少年指導員謝礼386万7000円や青少年相談員3名の報酬321万9000円などを計上しております。

次に、目9・コミュニティセンター費で2億6314万6000円を計上しております。前年度より1億3863万7000円減額しておりますが、高田コミセン改築関連工事など、令和2年度に行った大規模工事分の減少によるコミュニティセンター整備費の減が主な要因でございます。

そのコミュニティセンター施設整備事業の1億3562万8000円は、主なものとしまして、代陽コミュニティセンターの空調設備改修工事6902万3000円や松高コミュニティセンター及び八千把コミュニティセンターの高压受電設備改修工事2990万9000円などでございます。なお、特定財源としまして、市債では、緊急防災減災事業債8130万円、合併特例債3590万円及びサテライト八代からの寄附金353万4000円を予定しております。

続きまして、目10・公平委員会費で、事務事業経費として127万円を計上しております。

64ページをお願いします。

目11・諸費で6255万4000円を計上しております。

説明欄中段の国県支出金等返還金事業1000万円は過年度分の国県支出金の精算に伴う返還金の準備金でございます。

1つ下の市税還付金事業5000万円は、前年度の法人市民税などの精算に伴う還付金の準備金でございます。

次に、目12・市庁舎建設費で、80億1568万6000円を計上しております。前年度に比べ56億2955万6000円の増となっておりますが、これは、新庁舎建設事業76億1934万6000円の最終年度であり、継続費で設定しております新庁舎本体工事の工事請負費57億1780万円及び工事監理業務委託料6101万6000円、電気附帯工事費1億6500万円に加え、追加工事として7億4800万円、附帯工事4億6300万円、令和3年度分の外構工事4億4766万円が主な要因でございます。

また、新庁舎建設オフィス環境整備支援事業の3億5008万3000円は、新庁舎に配置予定の机、椅子など備品什器購入経費でござい

ます。

65ページに移りまして、項2・徴税費、目1・税務総務費で5億4435万6000円を計上しておりますが、前年度に比べ285万4000円の増となっております。主に職員給与経費の増によるものでございます。

なお、特定財源の国県支出金は、県の県民税徴収事務委託金でございます。内容は市民税、資産税の事務事業経費でございます。

目2・賦課徴収費で9002万1000円を計上しております。前年度と比べ1613万7000円の減でございますが、固定資産税に係る地番現況図等作成業務委託において、評価替えに向けて令和2年度に実施した航空写真撮影が令和3年度は不要となることによる減が主な要因でございます。なお、特定財源としまして、その他に徴税手数料、督促手数料などがござい

ます。下段の滞納整理事務事業2819万9000円は、コンビニ収納業務委託料587万4000円、収納支援システムのリース料784万3000円が主なものでございます。

なお、新たに市営住宅使用料や奨学金貸付金返還金の一部について、滞納整理の困難事案の移管を受けたことにより、訴訟、支払い督促及び強制執行手続等の法的措置を講じるための経費143万8000円を計上しております。

66ページをお願いします。

項3、目1・戸籍住民基本台帳費で2億9907万6000円を計上しております。前年度と比べ988万8000円の減でございますが、マイナンバーカード発行等の事務に要する費用に対して地方公共団体情報システム機構へ負担する交付金の減が主な要因でございます。なお、特定財源としまして、国からの通知カード・個人番号カード関連事務補助金や、国からの権限移譲として、パスポートの申請受付や交付等に関する事務委託金などがござい

ます。た、その他の財源は、住民票や戸籍謄本などの発行手数料などでございます。

まず、戸籍住民基本台帳事務事業5330万2000円は、総合窓口などの会計年度任用職員の報酬や社会保険料など3305万2000円、戸籍システムのリース料及び保守点検委託料など1043万9000円が主なものでございます。

また、新たに、紙原本保管の除籍簿をデータ化し、戸籍システムに取り込むための除籍簿磁気ディスク化業務委託455万8000円や窓口での現金受渡しに伴う新型コロナウイルス感染症などの感染リスクを低減するとともに、キャッシュレス決済サービスに対応するための非接触型レジリース料70万9000円を計上しております。

次の番号制度導入事業7665万2000円は、個人番号制度対応機器リース料及び保守点検委託で367万8000円、通知カード・個人番号カード関連事務交付金4578万1000円が主なものでございます。

また、予約受付や交付事務を迅速かつ的確に行うため、新たにマイナンバーカード管理システムの導入業務委託105万6000円を計上しております。

項4・選挙費、目1・選挙管理委員会費で5342万4000円を計上しております。このうち選挙管理委員会事務事業275万4000円は、選挙管理委員4名の報酬133万円が主なものでございます。

67ページをお願いします。

目2・市長選挙及び市議会議員一般選挙費で1億2934万1000円を計上しております。この選挙は、令和3年9月3日の任期満了に伴い執行されるものでございます。

市長選挙及び市議会議員一般選挙事業の主なものは、投票立会人、投票管理者及び投票事務補助員などの報酬892万4000円、ポスタ

一掲示場作製、設置、維持、撤去業務などの委託料2615万6000円、選挙運動費用公費負担4440万5000円などでございます。

68ページをお願いします。

目3・衆議院議員選挙費で7953万2000円を計上しております。この選挙は、令和3年10月21日の任期満了に伴い執行されるものでございます。

衆議院議員選挙事業の主なものは、投票立会人、投票管理者及び投票事務補助員などの報酬1102万円、ポスター掲示場作製、設置、維持、撤去業務などの委託料1404万円などでございます。

次に、項5・統計調査費、目1・統計調査総務費で3002万9000円を計上しております。

69ページをお願いします。

目2・基幹統計費で1051万6000円を計上しております。前年度に比べ4312万9000円の減でございますが、これは、国勢調査事業が終了したことによるものでございます。

項6、目1・監査委員費で5347万5000円を計上しておりますが、常勤監査委員や一般職の職員給与費のほか、監査事務事業222万7000円は非常勤監査委員2名の報酬159万2000円が主なものでございます。

以上で総務費を終わります。

それでは、ページが飛びまして122ページをお願いいたします。

中段の款11・公債費でございます。

項1・公債費、目1・元金で61億9639万9000円を計上しております。説明欄の長期償還元金事業として61億9469万9000円及び繰上償還元金事業として170万円でございますが、この繰上償還元金事業は、熊本地震の災害援護資金について、早期返済に伴うものでございます。

続きまして、目2・利子で2億9378万9000円を計上しております。説明欄の長期償還利子事業2億9223万7000円及び一時借入金利子事業155万2000円でございます。

続いて、款12・諸支出金でございます。

項1・基金費、目1・財政調整基金費380万円、123ページに移りまして、目2・土地開発基金費283万円、目3・市有施設整備基金費193万6000円、目4・減債基金費133万8000円は、基金運用で発生する利子を積み立てるもので、特定財源として同額の利子を計上しております。

次に、目5・ふるさと八代元気づくり応援基金費4億5055万5000円は、本市へ寄附されるふるさと納税寄附金から、ふるさと納税事業に充当した残りの4億5020万7000円と基金運用利子34万8000円を積み立てるもので、特定財源は、寄附と基金運用利子となっております。

次に、目6・まちづくり交流基金費32万7000円は、基金運用利子を積み立てるものでございます。

次に、目7・平成28年熊本地震復興基金費69万3000円は、平成29年度に県の復興基金から交付されたものを原資として創設した基金でございます。令和3年度の県の復興基金を活用した基本事業の実施に伴い交付される事務費交付金のうち、事業に充当できない分で33万9000円と基金運用利子35万4000円を積み立てるものでございます。

次の目8・新型コロナウイルス感染症対策基金費209万円は、令和2年度に新型コロナウイルス感染症対策として、売上げの減少した中小事業者などが国または県の実施する融資制度を利用した者に対して、最長5年間利子補給などを行うために国の臨時交付金を原資として創設した基金でございます。基金運用利子を積

み立てるものでございます。

最後に、款13・予備費でございます。

予算執行における緊急対応分としまして、予備費2000万円を計上しております。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（橋本幸一君） それでは、以上の部分について質疑を行います。

○委員（成松由紀夫君） 64ページ、新庁舎建設費のところでございますが、一般質問等々もあつとったんですけども、答弁の中、まあ、いろいろと追加補正の部分について、基礎掘削時に巨大な流木云々っていうような話であつたり、思いがけないアクシデント的なものがもろもろあつたと思うんですが、ちょっと流木というか、その辺があんまり耳に入らなかったの、その辺を含めた、ちょっと説明をお願いします。

○建設部長（潮崎 勝君） 皆さん、こんにちは。潮崎です。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）

今、御質問ございました。4月から建設部のほうで新庁舎建設事業、取り組んでおりますけども、6月に一応いろんな、そこまで出た事案は御説明したかと思ひます。確認しますと、コロナの影響で一時中止をしたと。それから、地下水の汚染を懸念してからですね、水質の保全対策を打ったというところで。

今、議員御質問がございました流木についてはですね、もしかして質問が出てくりやせんのかと思ひまして、一応、写真のほうを準備しておりますので、配ってよろしいでしょうか、委員長。

○委員長（橋本幸一君） どういたしますか。（「お願いします」と呼ぶ者あり） じゃあ。

（書記、資料配付）

○建設部長（潮崎 勝君） じゃあ、お手元に届きましたでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あ

り）はい。じゃあ、話を続けます。

これは、実はですね、7月、写真のですね、一番右上を御覧いただくと7月2日となっておりますが、ちょうど例の豪雨災害がある直前でございました。その後、いろんな災害の対応等がありまして、11月に管内調査においでいただいた機会があつたかと思うんですけども、そのとき一応、私、口頭でですね、地盤改良の話の中身だったので、口頭で現場でお話ししたかと思うんですけど、皆さん方に、全員の方にお話ししたかということがちょっと懸念されましたので、改めて今日お話しさせていただきます。

御覧のとおりですね、7月2日、ちょうど人間が、作業員が固まっている横に、こんもり出とる、これがくい頭です。くいの頭になります。位置的には、くいの頭と同じような地盤で、次に、このくいの頭に基礎のコンクリートを活着させますもんですから、ちょうど支障になるという位置です。このくいを打つときには、これをちょうど逃げた、当たらんだつたということで、基礎の掘削を始めたときに出てまいりました。

樹木はクスノキということで、直径がですね、約2メートルですので、人間よりも大きいような直径でございます。幹周りが6.3メートル、長さが21メートルとなりまして、比重、ちょっとずっと水に浸かつとったけん、腐食せずに現代に至るということで、恐らく松江城が築造される以前よりも早く眠つとつたつていうことで、400年ぐらいの間、地下に存在しとつたつじやなろうかと思ひます。

ということで、現地ではですね、作業員がチェーンソーで分割して、そして小割にして、それをクレーンで引き上げて処分に至つたということで、約2週間程度 of ですね、期間、撤去作業費がかつたということでございます。出土したのは、そこの本庁舎の赤くしとる、大体この辺りの位置でございました。

このように、私も一般質問の中で、思わぬ事項ということで、想定していなかった事項をお話ししました。コロナもそうでしょうし、こういう地盤の中をいろいろやりますと、軟弱地盤が出たり、脆弱な地層が出てきたりと、これもその要因でございます。そういうふうな大きなことで、今回、補正追加工事ですね、予算を取らせていただきました。

このほかにも、まだ現場では、発注した仕様と現場の施工が、ちょっといろんな小さな変更点もあります。その辺りも今、誠意協議を進めておりまして、全ての協議が整えば設計変更の手続に入ります。早ければ、次の議会にでも変更契約の提案ができれば、そのときまた詳しい内容を説明させていただければと思っております。よろしくお願いいたします。

終わります。

○委員（成松由紀夫君） 今、そういう唐突な案件といいますか、部長が答弁されている中で、長期化するコロナ禍、あと、想定していなかった事案、そういったものを積み上げたというような話でですね、私は思ったのですが、一般質問でもですね、追加費用の7億4800万を聞いたときは、すごい唐突感、根拠は何だ、根拠が薄い予算というような個人的な御意見だったと思うんですね。実際問題、6月12日の総務委員会で、地下水保全対策と地盤改良工事は行いますという丁寧な説明があつとつとですよ。

この流木の件ちゅうのは、私も後から調べたんですけど、これ7月の案件でしょう。なので、6月12日の委員会では当然出らんわけですし、11月6日、ちょっと私も公務等いろいろあつたんですが、総務委員会の皆さんで、この現場の視察も総務委員会でされているということで、7月のその流木が発見されたときには総務委員会にあたかも報告がなかったかのような発言もありましたけども、そもそもですね、

何か議会に報告がない、報告がないというような、一部議員さんがよう言われるんですが、所管は総務委員会であつて、丁寧に説明があつて数字のところがきちんとしてあるわけでありまして、何か建設環境委員会に報告してないようなところを誤解されているのかなというのを、ちょっと思うところもあります。

市民にまた借金を背負わせて、総事業費が増額になる。心配を市民の方がたくさんされているというようなところで、市長の答弁のところのやり取りもあつたわけですが——そもそもですね、前回の選挙の改選前、新庁舎特別委員会ですね、そのときに規模、機能、予算をしっかり審議して可決しておれば、こういう今回の数字の話も出ておらんわけですし、あの当時、近くで大きな案件も100億ぐらいの予算で終わつとつた流れでいけば、もっと安価な新庁舎になったのかなと。

物価スライドも含めて、現在の状況から考えると、かなりやっぱり財政のほうもですね、いろんな意味で御苦労があつたのかなというふうに思いますし、また、建設部長の答弁の中で、一部議員さんの中に、コロナウイルス感染症対策1、それと2点目に、地下水水質保全対策、最後に地盤改良工事につきましてはつていうようなこともありましたが、実際、村川議員の質問に対する部分で、丁寧にですね、5項目にわたつて、まず分類された業務分類が、旧庁舎解体業務、文化財調査及び水源地補償業務、それと新庁舎建設業務にオフィス環境整備、それと外構整備業務の順ということで、その当時、るですね、1300万の増加、9300の増加、6億5000万の増加、ところが600万の削減云々ということで相殺した、車回しのところの話も、車寄せのひさしも含めてですね、2100万の増額云々で、最終的に1億800万の削減等々も含めて相殺した数字を、まずその5項目、5つの業務分類の部分で、要は8億

５０００万のところは、１２億５０００万云々で４億１５００万の減額と相殺した。それから本題の３つ、基礎工事での脆弱な地層の存在や長期化するコロナ禍の影響、想定していなかった事案の発生ということで、もうこのコロナ禍なんかは国土交通省からの通達ということで、これは止めんばしようがなかというのものもある。

それと、くい工事の地下水保全対策、これはもう入念に施工を行ったということ。それと、今の地盤改良、予想し得なかったときの対応も含めて、また、その他に発注しようと現場施工で変更が生じたところがあり、現在協議中であると。協議中も今されているというようなこともあるということですね、私は理解するところですよ。

それと、佐藤財務部長、先ほど総括でも胸のうちの一端というか、しっかり言われたんですが、新庁舎建設の総額がこれまでに８億５０００万の増額となりましたが、増額の要因に、新型コロナウイルス感染症の予防対策を踏まえた経費、くい工事に伴う地下水の保全対策に係る経費などが含まれており、これらの経費は、継続中の建設現場における労働者の皆様の健康に配慮した安全確保、建設現場周辺の住民生活における地下水の使用に支障が出ないよう、安定した水源確保を図る上で必要なものと認識していると。

財源についても、充当率１００％の災害復旧事業債、充当率９５％の合併特例債で、大変有利な市債を活用しと。そしてまた、市長のですね、答弁でも私としてもやむを得ないと考えているというようなことでございますので、この辺のですね、増額補正について、私も全く認識が一緒なんです。議会の中でも、多数の議員さん方、そういう認識でおられると思いますので、このやむを得なかった事案等々も含めてですね、今後もしっかり対応していただければ、一番苦渋の決断であった財務部の、そういう決

断についても私は評価をしたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（橋本幸一君）　今のは意見でよろしいですね。

○委員（成松由紀夫君）　最後は。

○委員長（橋本幸一君）　はい。ほかに。

○委員（橋本徳一郎君）　今の関連のところ、私もちょっと一般質問で少し聞いたんですけど、水質保全、基礎工事に当たる部分での費用というのは今いろいろ説明していただいたんですけど、今の話だと、まだ協議中の部分ということも、形としては基礎工事っていう部分で、もう金額的にはほぼ確定しているもののかなと思ったんですが、その辺はどうなってるんでしょうか。（「ちょっと最後が聞き取れないんですが」と呼ぶ者あり）

すいません。基礎工事の部分ですね、地下水保全の対策工事だとか、地盤改良追加工事だとかについての費用についてが確定しているものだと思ってたんですが、そういうのはまだ出ないっていうことなんでしょうか。

○新庁舎建設課長（豊田浩市郎君）　すいません。内容についてはほぼ確定しているんですけど、今、詳細な金額とか発注額について、今、協議中です。

以上です。

○委員長（橋本幸一君）　よろしいですか。

○委員（橋本徳一郎君）　協議中ですね。そして、費用なんかの算出なんかは業者によつての算出、計算がこれからっていうことということですね。

その部分についてもですね、私、ちょっと最初のほうからは私、関わってないものですからよく分からない部分があるんですけど、一応、基礎工事の一環ということになるものですから、当初予算に上がるのもどうなのかなって、ちょっと私はそこを違和感を感じたんで、ここ

は補正予算で上がれなかったのかなっていうふうに思いましたので、その辺の認識はどうだったのかなと。

○建設部長（潮崎 勝君） 大倉議員の一般質問の中でも、そのような御質問があったかと存じます。早く基礎確定した部分は、そこで押さえてすぐ補正を組まれたらどうかというような御質問の趣旨かと理解しました。

答弁でも申したんですけども、一般的に、それ以外ですね、変更以外の事項があれば、もうそのとき、それだけの変更の理由で、この工事が最後まで行くんだなということが分ければ、そこで変更の項目の確認と出来高の確認、それから費用の協議、それら等済ませて変更の手続に入ろうかと思っております。しかしながら、その時点では、まだコロナの影響がまだ盛んであり、現場の仕様のチェック、小さいチェックもまだ進んでおりました。

一般的に、工事で設計変更ということは、ある程度のいろんな、そのときの固まりが確認出て設計変更を行うと。そうしないと何遍も、変更が2回も3回も4回もなるというのは、我々も相手の業者さんも非常な手間がかかるということで、おおむね変更回数は少なくしているのがほかの工事でも実態でございます。

そのようなことで、今回、年度末でもございましたし、コロナも御存じのとおり、今、緊急事態宣言も解かれ、今後ワクチンが出るということで、ある程度の見通しを今立てたということで、今回まとめて出したのは、一つはそういう理由でございます。

それから、全てが議会の案件になりますので、これが10月までの目標で進んでおります。それまでには、あと変更の予算の確保、それから変更の契約という議会承認も必要かと考えまして、タイミング的には今かということで、一括した処理で予算措置を図ったところでございます。

以上です。

○委員長（橋本幸一君） いいですか。ほかに。

○委員（堀 徹男君） 予算書ですね、58ページにですね、予算額の規模はちっちゃいんですけど、ちっちゃいというか、22万7000円かな。消費者の自立支援事業というのがあるんですよ。それはどんな事業、消費者の自立支援というのが、ちょっとあまり耳慣れないものですから、どんな事業だったのかなと。

○首席審議員兼市民活動政策課長（遠山光徳君） 改めまして、こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）市民活動政策課の遠山でございます。よろしくお願いいたします。

堀委員御質問の消費者の自立支援事業でございますが、この事業の目的でございますが、事業者被害の未然防止を目的に、消費生活センターに寄せられる最新の相談事業など、発信、出前講座、セミナーの啓発活動などを行っているところでございます。

事業といたしましては、消費生活の懇談会の開催ですとか、身近なサポーターの育成セミナーなどを開催しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（橋本幸一君） ちょっと小会します。

（午後1時53分 小会）

（午後1時55分 本会）

○委員長（橋本幸一君） 本会に戻します。

堀委員、続きをどうぞ。

○委員（堀 徹男君） すいません。対象とかは全市民だと思うんですけど、初めて聞いたものですから、どれぐらいの公募とか、対象者でしよなっとなですか。

○首席審議員兼市民活動政策課長（遠山光徳君） まず、対象者でございますけれども、堀委員おっしゃったとおり、全市民が対象という

ようなことにはなってきますが、主に消費生活で被害に遭われる方が高齢者の方が多いものですから、出前講座とかは高齢者の方対象に行っているのが一番多いかというふうに思っております。

今年度はですね、ほとんど実績がございませんでしたが、令和元年度であればですね、老人会いきいきサロンですとか、小中学校、中高です、すみません。中学校、高校あたり、それと婦人会あたりのほうにですね、出前講座を実施いたしております。

以上です。（委員堀徹男君「はい、分かりました」と呼ぶ）

○委員長（橋本幸一君） ほかに。

○委員（橋本徳一郎君） 1つはデジタル化の推進事業の部分ですね。基本計画策定というのが予定されているということですが、一般質問でもちょっと坂本町って感じで、坂本地区の復旧・復興を推進するということでも聞かせていただいたんですが、ブロードバンドのネットワーク自体は別に計画がされてて、その部分をどういうふうに、この計画の内容が大体大まかなところが何を目的にしているかっていうのを教えていただきたいのと、あとですね、あと戸籍住民基本台帳の除籍簿の磁気ディスク化業務っていうのがありましたけども、この作業内容ですね、これ、どの辺までされているのか。今までの紙を単に電子化した——要するにPDF化するだけなのか、それともテキストで管理するような形なのかっていうのをちょっと教えていただきたいと思います。

○情報政策課長（早木浩二君） 情報政策課の早木です。

まず、デジタル化推進事業について、今、坂本町でのですね、豪雨ということで御質問いただきましたけれども、このデジタル化推進計画の策定につきましては、この前、部長答弁でもありましたように、デジタル技術を活用しです

ね、地域課題の解決を図ることが、ひいては坂本町の復旧・復興に資するという意味合いで、このデジタル化推進事業というものをですね、今後行っていきたいと。

基本方針に、本日のですね、所管事務調査のほうで詳しくは御説明いたしたいと考えておりますけれども、デジタル社会の実現に向けた基本方針というものを策定いたしました。その基本方針に基づきましてですね、今後、令和3年中に基本計画というものを、次の段階としてですね、基本計画というものを策定していきたいというふうに考えておりますけれども、具体的な事業でありますとか取組について、あるいは実施主体、達成時期、重要指標などですね、デジタル化計画というものを委託してまいりたいというふうに考えております。

I C Tやですね、最新のデジタル技術の利活用につきまして、事業の立案及び計画策定を行うには、より専門的で、高度で技術的な情報やノウハウを持っている事業者と一緒にですね、考えていきたいというふうに考えておりますけれども、そのことでですね、坂本町の復興にですね、少しでも資することができればというふうに考えて、今回、予算計上しております。ということでございます。

以上です。

○市民課長（上角愛美子君） 失礼します。除籍簿の磁気ディスク化について、こういった作業かということですが、今回ですね、紙原本として保管している除籍簿を、まず、イメージをデータ化しまして、それを現在稼働中の戸籍システムに取り込み、戸籍システムから発行するというふうにするものです。

坂本町の対象が、除籍数が2771件で、除籍枚数としては5338枚ということになっております。

以上です。

○委員（橋本徳一郎君） データ化して取り込

むっていうところは分かりましたけど、その発行のっていうか、その保管については、元の紙のイメージなのか、それとも今のシステムに乗った形なのかっていうのをちょっとお聞きしたかったんですけど。

○市民課長（上角愛美子君） 失礼します。今現在、紙で保存しておりますので、それをコンピューターのほうに取り込みまして、システムのほうから出力するという形になります。

以上です。（委員橋本徳一郎君「はい、分かりました」と呼ぶ）

○委員長（橋本幸一君） いいですか。ほかに。

○委員（太田広則君） すいません。それでは、61ページの企画費の一番下ですね、地域おこし協力隊、新規事業。坂本町に特化した方を、特化した協力隊員2名ですかね、新規募集して任用ということで、非常にこの方々が多分スキルを持ってないとはですね、厳しいのかなという気がしますので、こういった方を例えば募集しようとされているのかってということと、それから、予算を見ると、詳細を見るとですね、人件費で、本年度の10月から来年度の3月、半年間ですね、人件費を見てありますが、例えばこの協力隊の人が頑張って半年間ではなかなか実績が出ないんじゃないかなという懸念がありますが、来年度、新年度もですね、継続されるのかっていうのも含めて、ちょっと心配をしてお聞きするんですけども。

○理事兼企画政策課長（福本桂三君） 企画政策課の福本です。

地域おこし協力隊のどのような方かということなんですけれども、業務の内容につきましては、先ほど部長答弁にもあったように、地場産品の開発とか販売とか、PRのサポートを行っていただくと、そういうことを考えております。

もう一つがですね、交流関係人口の拡大を図

るための情報発信、こういうものをしていただいて、地域の活力と魅力を再生させていくってことで考えております。

採用に当たりましてはですね、面接も行いますけれども、予算の中にも計上しております、おためし地域おこし協力隊というのを活用しまして、1週間程度、こちらに一旦来ていただいて、その方がその地域にマッチングできるのかどうか、性格としてできるのかどうか、地域おこし協力隊の方もですし、こちらの今度は住民の方にもしっかり見ていただいて、マッチングができるかというのをしっかり見て、今回、採用にするということでございます。

一応6か月分を組んでおりますけれども、ここについてはですね、一応そのお試し協力隊とか、面接等を行いまして、最終的にはですね、いつの時点で入れるかというのは今後、また、まだ協議をしていきたいと考えております。取りあえず、予算としてはですね、6か月分ということで2名考えております。

以上でございます。

○委員長（橋本幸一君） よろしいですか。

○委員（太田広則君） 意見のところで最後に言います。

○委員長（橋本幸一君） ほかに。

○委員（堀 徹男君） どこで扱いになるのか、諸支出金になるのか、ちょっとこれどこだったかな。ふるさと納税のですね、PR事業で、概要のほうにあったんですけど、概要でいくと、当初予算4ページに、ふるさと納税PR事業ってとこかな。これはここで扱わせていい。報告あったから、ここで聞いていいんですよね。

○委員長（橋本幸一君） はい。

○委員（堀 徹男君） ふるさと納税が有効なですね、財源の確保になっているっていうのはもう十分理解するところでありますので、それを含めてですね、ちょっとお聞きしたいんです

けど、物産振興連携業務委託ということで465万4000円かな。新規でPR事業の一つの中に出てるんですけど、どんな形で振興の連携を図られる業務を委託されているのかなと思います。ちょっと、その辺の内容をお答えいただければと思います。（「観光」と呼ぶ者あり）ここじゃ違うんですか。

○委員長（橋本幸一君）　ここは切り離して考えてもらわんと。よかつか。

○観光・クルーズ振興課主幹兼観光振興係長（植田浩之君）　観光・クルーズ振興課の植田でございます。

お尋ねいただきました物産振興連携業務委託ですけれども、こちらはですね、事業におきまして、現在、中間事業者に委託しております事業のですね、返礼品登録事業者の一部業務、やり取りですね、こういったところを、また、DMOやつしろのほうにも地元での連携ということで入っていただく予定でございます。

中身につきましてはですね、新規の返礼品登録などにつなげる、また、その物産全般についての把握、こういったものを行っていただきまして、リストとしてまとめ上げるものというところで考えております。

今現在ですね、訪問予定、こちらにつきましては、DMOやつしろの会員様を中心にですね、訪問いただきまして、大体100社ありますので、こういったところの事業者、そういったところから訪問しまして、本来の中間事業者、それから八代市と連携しまして訪問活動を行っていく、そういったものを考えております。

以上です。

○委員（堀 徹男君）　すいません。今、本来の中間事業者っておっしゃったので、2つ窓口ができるということですか。

○観光・クルーズ振興課主幹兼観光振興係長（植田浩之君）　中間事業者でございますが、

本来のと申しましたところで言いますと、現在契約させていただいておりますサイバーレコード社がございます。こちらが、先ほども申しましたとおり、物産事業者ですね、返礼品登録の事業者様と直接コンタクトを取っていただくところが事業の内容としてあります。それにつきましては、八代市の分ですね。特に、DMOやつしろさん、会員さん多くございますので、そういったところをDMOやつしろさんにも入っていただきまして、よりですね、物産振興につなげていくという狙いがございます。

以上です。（委員堀徹男君「はい、分かりました」と呼ぶ）

○委員長（橋本幸一君）　ほかに。

○委員（橋本徳一郎君）　もう一つ、すみません。システム関係で1つありましたので。情報化端末等運用事業の中にですね、RDS利用料っていうのが1100万円あったんですけど、これのシステムの中身というか、どのようなものかというものと、この使用目的をお知らせください。

○情報政策課長（早木浩二君）　情報政策課、早木です。

まず、RDSでございますけれども、遠隔でですね、遠隔操作をしてインターネットを閲覧をするというようなシステムでございます。その今年度分の利用料という形で計上しておるところでございます。

以上です。

○委員（橋本徳一郎君）　ちょっと細かいところになるんですけど、利用料ということになるとライセンス数に応じてっていうことになるんですかね。

○情報政策課長（早木浩二君）　ライセンスに応じて利用料はかかるということになります。

（委員橋本徳一郎君「はい、分かりました」と呼ぶ）

○委員長（橋本幸一君）　ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(橋本幸一君) 以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

○委員(太田広則君) 先ほどの地域おこし協力隊事業の採用のところになります。募集して任用の部分ですけれども、今コロナ禍ですね、結構離職されて仕事を探している方、女性も男性も結構多いんですね。その中で、やはりこの大事な地域おこし協力隊、一番経験者がね、本当はなれば一番いいんでしょうけれども、なかなかこのスキルを持った人つつうのは少ないのかなという気がしてなりません。報酬を見るとですね、民間に比べたらかなりいい報酬になってますので、その仕事に応じた能力のある人をですね、ぜひ採用していただきたいというふうに思います。

それから、今日たまたまですね、昼休み、テレビ報道を見ておりましたら、キャッシュレス決済の自治体が、宇城市に続いて熊本市がしたということで、いろんなカードをキャッシュレス決済できるっていうようなニュース報道でした。八代市が今どうかというのは聞きませんけれども、将来にわたって、今、デジタル化もですね、進めてらっしゃると思いますが、宇城市に続いて熊本市だけって言いよりましたので、いろんなカードが使えるっていうキャッシュレス決済、これを目指してですね、頑張りたいなというふうに思います。

以上です。

○委員(成松由紀夫君) 関連ですけども、地域おこし協力隊の部分ですね。福本課長も一番その辺は熟知されている中で、泉町の件があったり、あと定住移住も視野に入れたりしていかんといかんで、中には県外からこういった制度を渡り歩かれて行かれるような方々も見受けられるというようなところもありますので、担当課におかれてはですね、しっかりとそこ

の見極めをお願いしておきたいと思います。

もう1点。もうあえて人権は質問しなかったんですけど、桑原部長も控えておられたんですが、この人権同和政策事業138万もそうですが、人権啓発推進事業等々もですね、なお一層の見直しをですね、図っていただきたい。

それと、この人権相談事業と男女共同参画啓発事業、相談者の方々、それと今、相談員の方ですね、皆さん方と人権政策課の対応が非常にありがたいというようなですね、今年度に入ってからやっぱ特に水害も災害もありましたし、コロナもあって、やはりどうしても精神的に不安定になられる、男女の担当の相談員さん等々にも相談件数が増えている。そういった中で、非常にその人権相談の対応がですね、物すごくありがたいかたというような声も、青少年相談員さんも含めて、市民の皆さんから私のほうには聞こえておりますので、引き続きですね、そういった、市長がいつも言われるというか、冒頭でも今年言われたと思いますが、寄り添うような形の人権相談、高圧的なですね、圧力的な、抵抗的な団体のような活動には補助金を出さず、本当にそういった悩みを抱えている皆さん方に寄り添うような形で事業を鋭意進めていただきたいと、大変喜びの声でありましたので、意見としてお願いしておきます。よろしくお願いします。

○委員長(橋本幸一君) ほかにありませんか。

○委員(中村和美君) 62の防犯灯設置事業に対してですけど、本当に各校区からですね、多分要望が多いんじゃないかと思いますが、やはり事件をですね、防ぐためにも一つの、まずは初動的なこの防犯灯設置も必要であろうと思いますので、ぜひ積極的に、各校区からの要望があればですね、設置のほどをよろしくお願いします。

以上です。

○委員長（橋本幸一君） ほかに。

○委員（堀 徹男君） 触れませんでした、選挙関連ですね、今年度の選挙のことで報告があったんですけど、このコロナ禍の中ですね、投票率低下につながるようなですね、マイナス要因はぜひ排除していただいて、たくさんの方々にですね、投票所に向かっていただいて、投票等に及んでいただくという努力をですね、ぜひ進めていきたいなというふうをお願いしておきたいと思います。

○委員（橋本徳一郎君） 質問でシステム関係の議題を聞かせてもらったんですけど、歳入なんかでもシステム関係の部分が大部分入っている、こういう形も出てるんだと思うんですけど、システムを導入するのが目的ではなくてですね、やはり利便性を追求するっていうのと、あと市民に対してどういう利点があるのかと、その部分をしっかり説明した上で導入を図っていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（橋本幸一君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） 以上で第2款・総務費、第11款・公債費、第12款・諸支出金、及び第13款・予備費についてを終了いたします。

執行部入替えのため、小会いたします。

（午後2時17分 小会）

（午後2時18分 本会）

○委員長（橋本幸一君） 本会に戻します。

次に、第8款・消防費及び第10款・災害復旧費について総務企画部から説明願います。

○総務企画部長（丸山智子君） 改めまして、皆様、こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）総務企画部の丸山です。

令和3年度一般会計予算・第8款・消防費についての総括をさせていただきます。それで

は、着座にて説明申し上げます。

○委員長（橋本幸一君） はい、どうぞ。

○総務企画部長（丸山智子君） 初めに、防災体制の整備についてですが、現在整備中の防災行政情報通信システムにつきましては、7月豪雨で坂本町の屋外拡声子局4局が水没し、設置場所の再検討が必要となったことなどにより予算を繰り越し、工期を令和3年度まで延長しました。出水期前までに被災した屋外拡声子局を設置する予定です。なお、防災アプリや屋外拡声子局等の情報配信システム、監視カメラなどの災害時支援システムの整備は今月中に完了し、4月から稼働する予定です。新たなシステムにより、きめ細やかで確実な情報伝達に努めてまいります。

また、坂本校区の防災マップは平成30年度に作成いたしましたが、今回の災害で避難所が浸水するなど変更が必要となっていますので、一部を修正し、再配布する予定です。これを活用し、改めて坂本町の災害リスク、避難場所の周知を図っていきたくと考えております。

さらに、今回の災害では、情報伝達手段の途絶が大きな課題となりました。国の安否確認システムQ-ANPIへの参加など情報伝達手段の多重化を進めるとともに、孤立する可能性の高い地域については衛星携帯電話の追加配備を行うこととしています。

このほか、災害時用備蓄品については、備蓄倉庫を新設し、計画的に備蓄を進めるとともに、消防施設では、火災発生時等をサイレンで知らせる吹鳴装置の新庁舎への設置や防火水槽2か所の整備などを行うこととしております。

次に、消防団についてですが、消防団員確保による消防団の強化・充実は大変重要ですが、近年、加入者が減少しており、団員の確保は大きな課題となっています。引き続き、市民や市職員、女性、学生に向けた加入促進に加え、昨年同様、企業や経済団体への呼びかけを行って

いくなど消防団組織の強化に努めてまいります。また、装備充実のため、小型ポンプ積載車等の更新も計画的に行ってまいります。

次に、自助・共助の取組についてですが、自主防災会組織活動の活性化及び災害対応力の向上を図ることを目的として、防災士の活用と地域による避難所運営に取り組んでまいります。

まず、防災士の活用についてですが、避難所開設、運営等への協力や、災害時における応急・救助活動など、防災士が地域における防災リーダーとして活躍できる仕組みづくりを進めます。

また、地域による避難所の自主運営については、令和２年度から松高校区をモデル校区として避難所運営の協力をお願いしていますが、台風１０号のときは松高校区自主防災会から７名の方に御協力いただきました。その経験を踏まえて、市と校区の役割分担、マニュアルの作成などについて協議をしており、避難所運営について覚書の締結を行う予定です。

最後に、７月豪雨災害対応の過程で得た経験や課題を整理し、今後の防災体制を再構築するため、現在、地域防災計画の災害対応項目ごとに検証を行っております。この検証結果に基づき、より現実に即した効果的な地域防災計画となるよう、出水期前までに計画の見直しを行うこととしております。今後とも、災害に強く、安全・安心なまちづくりに向け、各関係機関との連携、協力の下、防災基盤、体制の充実に取り組んでまいりますので、御理解、御協力をいただきますようよろしくお願いします。

以上、消防費の総括といたします。

引き続き、予算の詳細につきまして、黒瀬総括審議員兼次長が説明いたします。

○総務企画部総括審議員兼次長（黒瀬琢也君）

皆さん、こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）総務企画部、黒瀬です。私のほうから、消防費と消防施設災害復旧費について、着

座にて説明させていただきます。

○委員長（橋本幸一君） はい、どうぞ。

○総務企画部総括審議員兼次長（黒瀬琢也君）

一般会計予算書の１０４ページをお願いいたします。

款８・消防費、項１・消防費、目１・常備消防費として１８億５６３９万６０００円を計上しています。これは、広域行政事務組合負担金事業で、消防本部の運営経費１８億２４３３万６０００円のほか、新開消防署の建設に伴う負担金などとなっております。前年度に比べ２２６８万７０００円の増となっておりますが、これは新開消防署建設に係る負担金の増が主な要因です。特定財源として、権限移譲委託金など県支出金１２万５０００円、合併特例債１３６０万円、平成２８年熊本地震復興基金繰入金などのその他の財源１８５１万５０００円がございます。

次に、目２・非常備消防費で３億２２９３万５０００円を計上しております。前年度に比べ３７８２万３０００円の増となっておりますが、これは、前年度に比べ、消防車両や小型ポンプの更新台数が多いことによるものです。特定財源として、球磨川水系防災・減災ソフト対策等補助金などの県支出金２６０３万６０００円、過疎債、合併特例債などの地方債６７１０万円、消防団員退職報償金などのその他の財源６０９６万７０００円を予定しています。

説明欄を御覧ください。

消防操法大会等事業６２万４０００円は、出初め式の経費６０万２０００円が主なものでございます。

次の消防団育成及び消防団員教育事業６５１万２０００円は、消防団７３分団の運営費１９４万２０００円、年末警戒経費２３４万円、消防団幹部先進地研修９４万８０００円が主なものでございます。

次の消防団活動事業２億６１０万１０００円

は、消防団員2350名分の報酬6274万5000円、退職報酬金掛金4800万円、退職報酬金5985万円、出動手当1967万8000円が主なものでございます。

次の消防団整備事業1億969万8000円は、小型ポンプ積載普通車6台3628万3000円、軽自動車4台1924万6000円、小型動力ポンプ15台3522万3000円が主なものです。

次に、目3の消防施設費4071万7000円を計上しております。前年度に比べ869万6000円の増となっておりますが、これは、新庁舎へのサイレン吹鳴装置の設置費用が主な要因です。特定財源として、緊急防災・減災事業債2560万円を予定しております。

説明欄を御覧ください。

消防施設整備事業として、先ほど御説明したサイレン吹鳴装置1764万7000円、防火水槽新設1249万2000円、屋外消火栓ホース等格納箱150万円、消火栓負担金653万7000円が主なものです。

次に、目4・防災管理費で8086万5000円を計上しています。前年度に比べ、8億7733万2000円の減となっておりますが、これは、防災行政情報通信システムの整備委託費の減が主な要因です。特定財源として、県支出金、球磨川水系防災・減災ソフト対策等補助金1493万2000円、平成28年熊本地震復興基金繰入金など、その他の財源1758万8000円を予定しています。

説明欄の上から2つ目、防災訓練事業174万9000円は、総合防災訓練費用162万6000円と住民参加型防災訓練12万3000円です。

次に、防災対策事業1386万7000円は、衛星携帯電話の購入386万7000円、避難訓練などに活用するための音響設備の購入159万1000円、ウェブ版防災マップの避

難所情報の更新などの業務委託143万円、テレビデータ放送サービス（デタポン）の放送料金118万8000円が主なものでございます。

105ページをお願いします。

避難行動要支援者関係事業（健康福祉政策）50万円は、高齢者や障害者の方など、災害時の避難において支援を要する方の名簿である避難行動要支援者名簿の作成、管理を行う経費です。また、避難行動要支援者関係事業（危機管理）54万2000円は、避難行動要支援者システムの保守料です。

次の災害時用備蓄資材整備事業1315万9000円は、食料や飲料水などの備蓄消耗品538万1000円、防災備蓄倉庫設置746万8000円が主なものでございます。

次の防災行政無線整備事業4769万1000円は、新たに整備するシステムの保守点検業務委託1395万6000円、鏡支所に設置している防災機器を新庁舎へ移設する費用1099万1000円が主なものです。

続きまして、一般会計予算書の122ページをお願いいたします。

上段の表を御覧ください。

款10・災害復旧費、項3・その他公共施設・公用施設災害復旧費、目1・消防施設災害復旧費849万8000円を計上しています。特定財源として、災害復旧事業債840万円を予定しています。これは、令和2年7月豪雨により被災した消防ホース格納箱の購入459万2000円、流出したポンプ格納庫設置工事320万9000円、破損したポンプ格納庫の修繕69万7000円です。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長（橋本幸一君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（堀 徹男君） 新しい防災行政無線のシステムですね、再構築中ということで、新庁舎の数に合わせて、あそこにディスプレイを置いたり指令台を置いたり、アンテナつけたりちゅうことだったんですけど、そこに至るまでの今後のスケジュールの一覧みたいなものっていうのはですね、今年度の例えば6月に新しい無線の設置を全部完了するとか、今つけられていると思うんですよね。ところどころ古いのを外して、今度は縦長のスピーカーみたいなんですけど、まだついてないところもあるようなので、その辺の工事の進捗みたいなのをですね、もう少し詳しく教えていただければと思います。

○理事兼危機管理課長（廣兼和久君） 失礼します。危機管理課でございます。

ただいまの御質問の防災行政通信システムなんですが、今、屋外拡声子局のほうの整備を今進めている段階でございます。出水期前までにはですね、全部が完了するという予定にしております。来年度の4月から、システムの配信ができるようなことで今考えております。当面はですね、各支所にあります防災行政無線、これも併用していくというような方向で進めていきたいというふうに思っております。

ですから、最終的には、新庁舎が完成してですね、全部完成ということになるんですが、それまではですね、併用しながら運用していければと思っております。

以上です。（委員堀徹男君「はい、分かりました」と呼ぶ）

○委員長（橋本幸一君） ほかに。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） 以上で質疑を終了いたします。

意見がありましたらお願いします。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） なければ、これより

採決いたします。

議案第5号・令和3年度八代市一般会計予算中、当委員会関係分については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（橋本幸一君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入替えのため、小会いたします。

（午後2時32分 小会）

（午後2時33分 本会）

◎議案第47号・令和3年度八代市一般会計補正予算・第1号（関係分）

○委員長（橋本幸一君） 本会に戻します。

次に、議案第47号・令和3年度八代市一般会計補正予算・第1号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

それでは、歳入等及び歳出の第2款・総務費について財務部から説明願います。

○財務部次長（尾崎行雄君） 財務部次長の尾崎でございます。よろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

○委員長（橋本幸一君） はい、どうぞ。

○財務部次長（尾崎行雄君） 13ページをお願いいたします。

議案第47号・令和3年度八代市一般会計補正予算・第1号でございます。総務委員会付託分について御説明いたします。

15ページをお願いいたします。

まず、第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ2190万円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ671億2790万円といたしております。

続きまして、歳入を説明いたします。

20ページをお願いいたします。

款11、項1、目1、節1・地方交付税で633万4000円を計上しております。これは今回の補正予算の一般財源でございます。

次に、款１５・国庫支出金、項２・国庫補助金、目１・総務費国庫補助金、節１・総務管理費補助金で１５５６万６０００円を計上しておりますが、これは、新型コロナウイルス感染症対策事業に対して補助される地方創生臨時交付金でございます。

以上が歳入の説明でございます。

引き続き、歳出を説明します。

２１ページをお願いします。

款２・総務費でございます。まず、項１・総務管理費、目７・交通防犯対策費では６３３万４０００円を計上しております。これは、生活交通確保維持事業（豪雨災害）として、令和２年７月豪雨により産交バスなどの幹線交通が運休している坂本地区の生活移動を支援するため、８月専決及び１２月補正予算にて代替輸送を委託しておりますが、引き続き６月まで委託を延長するものでございます。

次に、目９・コミュニティセンター費では９６８万１０００円を計上しております。これは、熊本県独自の緊急事態宣言が解除されるとともに、新型コロナウイルスワクチンの接種が開始されることに伴い、今後、コミュニティセンターの利用増加が見込まれるため、施設を利用する市民に対する新型コロナウイルス感染症対策として、安全・安心な施設環境を提供するため、全２１コミュニティセンターのロビー及び会議室などに空間除菌のための無塩微酸性電解水噴霧器１３８台を導入するものでございます。なお、特定財源として、全額、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

以上で歳出の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長（橋本幸一君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

○委員（成松由紀夫君） このコロナ感染症のコミュニティセンターの分ですね。例えば、やっぱり一番近いところでワクチンを接種したりしたいような、高齢者の御意見等々もあって、それと大型の八代総合体育館であったり、そういったところに、また、ワクチン接種が進んで平時になった時の流れになってくると、コミュニティセンターも、ワクチン接種をする場所として、この感染症対策でコミセンに置かれるような話の部分がまた生きてくると思うんですよね。

なので、ぜひそういったことをまた引き続きですね、その場面、場面で臨機応変に対応できるようなことを考えて御一考いただきたいなということと、あとこの学校施設のコロナ感染症、二酸化何ですか、無塩微酸性電解水噴霧器だったですかね、これも非常に現場の先生方から喜ばれるような話で、今、机、椅子をですね、まだ現場の先生方が拭いて、放課後、対応に苦慮されているような話も聞きますので、これはもう本当に有意義なものなのかなと思いますので、ぜひ今後とも引き続き、鋭意頑張ってくださいと思います。

以上です。

○委員長（橋本幸一君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） なければ、これより採決いたします。

議案第４７号・令和３年度八代市一般会計補正予算・第１号中、当委員会関係分については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（橋本幸一君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入替えのため、小会いたします。

(午後2時39分 小会)

(午後2時40分 本会)

◎議案第11号・令和3年度八代市ケーブルテレビ事業特別会計予算

○委員長(橋本幸一君) 本会に戻します。

次に、議案第11号・令和3年度八代市ケーブルテレビ事業特別会計予算を議題とし、説明を求めます。

○総務企画部長(丸山智子君) 議案第11号・令和3年度八代市ケーブルテレビ事業特別会計予算につきまして、総括を申し上げます。では、着座にて説明させていただきます。

○委員長(橋本幸一君) どうぞ。

○総務企画部長(丸山智子君) 本市のケーブルテレビ事業は、坂本、東陽、泉地域におけるテレビの難視聴対策及び地域間の情報格差是正を目的に、平成16年度から平成18年度にかけて順次整備を行い、令和3年度でサービス開始から18年目を迎えます。本事業の運営については、平成28年度から指定管理者制度へ移行しており、平成31年度から3年間の指定管理者委託を引き続きテレビやつしろ株式会社に行っております。

本事業における大きな課題は、サービス開始から18年が経過し、施設設備や伝送路が老朽化していることから、設備の更新時期を迎えていること、また、昨今のインターネットサービスの超高速化、大容量化への対応が遅れていることなどが挙げられます。

このような中、令和元年度より市内全域における光ブロードバンド通信網の整備に取り組んでおり、令和4年度には、ケーブルテレビ事業によりインターネットサービスを提供している全ての地域において、民間事業者による光回線を利用した高速インターネットサービスの利用ができるようになります。予定としては、東

陽、泉、五家荘地区を令和3年度中に、坂本地区を令和4年度中に整備することとしています。

このようなことを踏まえ、今後、老朽化したケーブルテレビ施設の設備更新について、整備される光回線網の活用なども念頭に入れながら、ケーブルテレビを利用されている山間地域の皆様にとって最も適した方法を検討してまいりたいと思います。

以上を総括とし、詳細については、情報政策課の早木課長より説明いたしますので、よろしくをお願いいたします。

○情報政策課長(早木浩二君) 情報政策課の早木でございます。よろしくをお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

○委員長(橋本幸一君) はい、どうぞ。

○情報政策課長(早木浩二君) それでは、議案第11号・令和3年度八代市ケーブルテレビ事業特別会計予算につきまして御説明をいたします。

令和3年度八代市特別会計予算書の137ページ、令和3年度八代市ケーブルテレビ事業特別会計予算をお願いいたします。

第1条で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2480万8000円と定めております。詳細につきまして、歳入から順次説明させていただきます。

142ページをお願いをいたします。

2、歳入、款1・分担金及び負担金、項1、目1・分担金3万9000円は、平成23年度に新規にケーブルテレビを引き込まれた事業所1件分の過年度分の受益者分担金でございます。

次に、款2・使用料及び手数料、項1、目1・使用料、節1・ケーブルテレビ使用料10万5000円と節2・インターネット使用料4万2000円は、いずれも過年度分の使用料でございます。

143ページをお願いいたします。

款2・使用料及び手数料、項2、目1・手数料、節1・督促手数料7000円は、督促に係る手数料収入でございます。

次に、款3・財産収入、項1・財産運用収入、目1・財産貸付収入、節1・土地建物貸付収入の69万9000円は、携帯電話事業者に対し、移動通信鉄塔、つまり携帯電話基地局への光ケーブルの一部を貸し付けているものでございます。

款4・繰入金、項1、目1、節1・一般会計繰入金は2391万3000円で、昨年度より221万3000円の増額となっております。

続きまして、144ページをお願いいたします。

款5・繰越金の項1、目1・繰越金と款6・諸収入の項1・延滞金加算金及び過料、目1・延滞金と項2、目1・雑入では、それぞれ1000円を計上をいたしております。

引き続き、歳出について御説明をいたします。

145ページをお願いいたします。

款1、項1・ケーブルテレビ事業費、目1・一般管理費22万9000円は、ケーブルテレビ管理運営審議会、放送番組審議会及び指定管理者候補者選定委員会の開催経費等でございます。

次の目2・施設維持管理費、節10・需用費600万円は設備、機器及び伝送路の修繕費で、節12・委託料の695万7000円は、令和元年度から3年間、指定管理委託を行っておりますテレビやつしろ株式会社への令和3年度分の指定管理委託料487万1000円に加え、来年度、仮設庁舎から新庁舎へケーブルテレビ機器等に移設をします引っ越しの費用208万6000円を計上をいたしております。

次に、款2、項1・公債費の目1・元金1154万3000円と目2・利子7万9000円

は、平成26年度インターネット通信関連機器の更新に係る施設設備事業債及び平成27年度台風15号に伴います災害復旧事業債の償還に係るものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（橋本幸一君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） なければ、これより採決いたします。

議案第11号・令和3年度八代市ケーブルテレビ事業特別会計予算については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（橋本幸一君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

それでは、しばらく休憩いたします。15時から再開いたします。

（午後2時48分 休憩）

（午後3時03分 開議）

◎議案第18号・専決処分の報告及びその承認について（令和2年度八代市一般会計補正予算・第13号（関係分））

○委員長（橋本幸一君） 本会に戻します。

先ほど説明の中で、執行部より訂正の申し出がありましたので、許します。

○財務部次長（尾崎行雄君） 先ほど、議案第5号の令和3年度当初予算の歳出の中で、財産管理費のところですね、廃校の管理運営の中で、八千把の浜分校、あちらのほうをですね、今、敷地を貸しているのが川岳保育園と申しま

したけども、わかあゆ保育園に訂正させていた
だきたいと思います。どうぞよろしくお願いし
ます。

○委員長（橋本幸一君） この件について何か
質問はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） 次に、事件議案の審
査に入ります。

まず、議案第18号・令和2年度八代市一般
会計補正予算・第13号中、当委員会関係分に
係る専決処分の報告及びその承認についてを議
題として執行部から説明を受けます。

○財務部次長（尾崎行雄君） 財務部の尾崎で
ございます。よろしくお願いします。着座にて
説明させていただきます。

○委員長（橋本幸一君） はい、どうぞ。

○財務部次長（尾崎行雄君） 議案書の1ペー
ジをお願いします。

議案第18号・専決処分の報告及びその承認
についてでございます。内容は、令和2年度八
代市一般会計補正予算書・第13号で、12月
定例会後に新型コロナウイルスの感染拡大が続
く中、売上げが大きく減少している市内飲食店
等の事業継続・安定を図るために、早急な対応
を行う必要から、令和3年1月22日に専決処
分を行ったものでございます。

総務委員会付託分について説明します。

それでは、5ページをお願いします。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます
が、歳入歳出それぞれ1億8000万円を追加
し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ923億
9530万円といたしております。

続きまして、歳入を説明いたします。

10ページをお願いいたします。

款14・国庫支出金、項2・国庫補助金、目
1・総務費国庫補助金、節1・総務管理費補助
金で1億8000万円を計上しております。こ
れは、冒頭で説明しましたが、今回の補正予算

に伴う新型コロナウイルス感染症対応地方創生
臨時交付金でございます。

以上が歳入の説明でございますが、総務委員
会に付託されました歳出はございませんので、
これで説明を終わります。御審議のほど、よろ
しくお願いいたします。

○委員長（橋本幸一君） それでは、以上の部
分について質疑を行います。質疑ありません
か。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） 以上で質疑を終了し
ます。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） なければ、これより
採決いたします。

議案第18号・令和2年度八代市一般会計補
正予算・第13号中、当委員会関係分に係る専
決処分の報告及びその承認については、承認す
るに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（橋本幸一君） 挙手全員と認め、本
件は承認されました。

◎議案第19号・専決処分の報告及びその承認
について（令和2年度八代市一般会計補正予
算・第14号（関係分））

○委員長（橋本幸一君） 次に、議案第19
号・令和2年度八代市一般会計補正予算・第1
4号中、当委員会関係分に係る専決処分の報告
及びその承認についてを議題とし、執行部から
説明を求めます。

○財務部次長（尾崎行雄君） 引き続き、着座
にて説明させていただきます。

議案書の11ページをお願いします。

議案第19号・専決処分の報告及びその承認
についてでございます。内容は、令和2年度八
代市一般会計補正予算書・第14号で、先ほど

の議案第18号同様に、新型コロナウイルス感染症対策として、ワクチンの迅速かつ円滑な接種を実施するための経費などについて、令和3年2月5日に専決処分を行ったものでございます。

総務委員会付託分について説明します。

それでは、15ページをお願いします。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ6億7110万円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ930億6640万円といたしております。

第2条では、繰越明許費の補正をお願いしておりますが、内容は16ページの下段に記載しております表で説明いたします。

それでは、16ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費補正としまして、1、追加で、款4・衛生費、項1・保健衛生費の新型コロナウイルスワクチン接種事業で6億7000万円の限度額設定を行っております。これは、市民に対して新型コロナウイルスワクチンの迅速かつ円滑な接種を実施するものでございますが、スケジュールの関係により繰り越すものでございます。

続きまして、歳入を説明いたします。

20ページをお願いいたします。

まず、款10、項1、目1、節1・地方交付税で110万円を計上しております。これは今回の補正予算の一般財源でございます。

次に、款14・国庫支出金、項1・国庫負担金、目2・衛生費国庫負担金、節1・保健衛生費負担金で4億615000円を計上しております。これは、今回の新型コロナウイルスワクチン接種事業に伴う新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金でございます。

また、項2・国庫補助金、目3・衛生費国庫補助金、節1・保健衛生費補助金で2億6938万5000円を計上しております。これも、今回のワクチン接種事業に伴う新型コロナウイ

ルスワクチン接種体制確保事業費補助金でございます。

以上が歳入の説明でございますが、総務委員会に付託されました歳出はございませんので、これで説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（橋本幸一君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） なければ、これより採決いたします。

議案第19号・令和2年度八代市一般会計補正予算・第14号中、当委員会関係分に係る専決処分の報告及びその承認については、承認するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（橋本幸一君） 挙手全員と認め、本件は承認されました。

◎議案第20号・専決処分の報告及びその承認について（令和2年度八代市一般会計補正予算・第15号（関係分））

○委員長（橋本幸一君） 次に、議案第20号・令和2年度八代市一般会計補正予算・第15号中、当委員会関係分に係る専決処分の報告及びその承認についてを議題とし、執行部から説明を求めます。

○財務部次長（尾崎行雄君） 引き続き、着座にて説明させていただきます。

○委員長（橋本幸一君） はい、どうぞ。

○財務部次長（尾崎行雄君） 議案書の25ページをお願いいたします。

議案第20号・専決処分の報告及びその承認

についてでございます。内容は、令和２年度八代市一般会計補正予算書・第１５号で、先ほどの議案第１８号の飲食店支援同様に、売上げが大きく減少している市内飲食店等の関連事業者にも対象を拡充し、事業継続・安定を図るために、早急な対応を行う必要から、令和３年２月１２日に専決処分を行ったものでございます。

総務委員会付託分について説明します。

それでは、２９ページをお願いします。

第１条は歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ１億５００万円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ９３１億７１４０万円といたしております。

続きまして、歳入を説明いたします。

３４ページをお願いいたします。

款１４・国庫支出金、項２・国庫補助金、目１・総務費国庫補助金、節１・総務管理費補助金で１億５００万円を計上しております。これは、今回の補正予算に伴う新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

以上が歳入の説明でございますが、総務委員会に付託されました歳出はございませんので、これで説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（橋本幸一君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） なければ、これより採決いたします。

議案第２０号・令和２年度八代市一般会計補正予算・第１５号中、当委員会関係分に係る専決処分の報告及びその承認については、承認するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（橋本幸一君） 挙手全員と認め、本件は承認されました。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

執行部入替えのため、小会いたします。

（午後３時１２分 小会）

（午後３時１３分 本会）

◎議案第２１号・新市建設計画の変更について

○委員長（橋本幸一君） 本会に戻します。

次に、議案第２１号・新市建設計画の変更についてを議題とし、説明を求めます。

○理事兼企画政策課長（福本桂三君） 企画政策課の福本です。よろしくお願いします。着座にて説明いたします。

○委員長（橋本幸一君） はい、どうぞ。

○理事兼企画政策課長（福本桂三君） 議案第２１号・新市建設計画について御説明いたします。まず、お配りしておりますＡ３判の資料、こちらですね。Ａ３判の資料でございます。八代市新市建設計画の変更についてを御覧ください。

本議案につきましては、１２月の総務委員会の所管事務調査におきましても御説明しております。このたび、パブリックコメントを経まして、県との正式協議が整いましたので、市町村の合併の特例に関する法律第５条第７項の規定に基づき、議会の議決を経る必要がございますので、今回議案として提案させていただいております。

それでは、計画変更の要点について説明いたします。

まず、１、これまでの経緯でございます。

新市建設計画につきましては、平成１７年３月に、当時の八代地域市町村合併協議会におきまして策定された計画となっております。その後、新市に引き継がれております。平成２４年６月に、東日本大震災による被害を受けた合併

市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律が施行されまして、平成27年3月に、平成28年度から令和2年度までの5年間の期間延長を行いまして、現在に至っております。

次に、2、計画変更の趣旨でございます。

平成30年4月に東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことに伴いまして、合併特例債の発行可能期間がさらに5年間延長されることになりました。本市の合併特例債の発行状況につきましては、これまで環境センター建設事業や新庁舎建設事業などの大型事業に充当してきております。令和3年2月末時点で、ハード事業の起債可能額402億円に対しまして発行予定額が295億円、残る発行可能額は107億円となっております、合併特例債を活用する余地は残されている状況となっております。

このようなことから、今回、計画期間を平成17年度から令和2年度までの15年間から、さらに5年間延長しまして、平成17年度から令和7年度までの22年間とし、合併特例債を活用する期間を最大限確保するというものでございます。

次に、3、計画変更の範囲を御覧ください。

新市建設計画につきましては、先ほども申し上げましたとおり、合併前である平成17年3月に当時の合併協議会で策定されておりました、その後、八代市へ引き継がれた計画となっております。合併特例法におきましても、建設計画の策定主体は合併協議会となっております、その変更にあたっては、合併時に定められた計画の趣旨や内容を尊重する必要があるでございます。そのため、前回の変更のときと同様に、計画期間の延長や主要指標等の見直しといった必要最小限の部分を変更しております。

さらに、昨今の社会経済情勢の変化に伴いま

して新たな政策課題も発生しておりますので、合併特例債のより柔軟な活用が図られるよう、取組の追加も併せて行っているところでございます。

次に、4、主な変更内容につきましては、合併特例債の発行期間に合わせた、計画期間の5年間の延長と主要指標の見直し、また、社会経済情勢の変化への対応としまして、国土強靱化の推進や坂本地域の復旧・復興事業、また、SDGsを見据えた計画の推進、さらに、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う新しい生活様式の実践、また、Society 5.0を見据えたDXの実践などについて追記させていただくものでございます。

このたび、県との正式協議が整いましたことから、議会の議決を経る必要がございますので、今回議案として提案させていただいているところでございます。

なお、詳細につきましては、別添冊子を御覧いただければと思います。

以上、簡単ではございますが、新市建設計画の変更についての説明とさせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（橋本幸一君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） なければ以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

○委員（橋本徳一郎君） すいません。いろいろ目的が、復興だとかSDGsとか、デジタルトランスフォーメーションとかいろいろあるみたいですけども、合併特例債、有利な財源とはいえ、やはり借金するという部分もあるんですね、しっかり目的、特にデジタル化なんか、入れればいいのかという感じではないものですか、入れたことで弊害が出たりとかすること

かなり現場としては結構あるんですよ。そういった部分についても、しっかり慎重に運用していただきたいと思います。

○委員長（橋本幸一君） ほかに。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） なければ、これより採決いたします。

議案第21号・新市建設計画の変更については、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（橋本幸一君） 挙手全員と認め、本件は可決されました。

執行部入替えのため小会します。

（午後3時20分 小会）

（午後3時21分 本会）

◎議案第22号・財産の貸付けについて

○委員長（橋本幸一君） 本会に戻します。

次に、議案第22号・財産の貸付けについてを議題とし、説明を求めます。

○資産経営課長（續 良彦君） こんにちは。
（「こんにちは」と呼ぶ者あり）資産経営課の續でございます。

それでは、議案第22号・財産の貸付けについて御説明をいたします。失礼して、座って説明をさせていただきます。

○委員長（橋本幸一君） はい、どうぞ。

○資産経営課長（續 良彦君） 議案書の53ページをお開きください。

今回、財産の貸付けを行いますのは、八代市松江城町1番25号、現在建設中の市役所本庁舎の建物の1階の一部90.30平米でございます。

契約の相手方は、八代市松江町355番地5、株式会社エフエムやつしろ、代表取締役吉住一郎氏。貸付けの期間は、市役所の本庁舎の供用の開始の日から令和13年3月31日まで。貸付け料は、月額6万6325円に消費税

及び地方消費税の額を加えた額といたしております。

貸付けに際しましては、コミュニティー放送局が庁舎内にあるということで、災害時の情報発信機能が強化されるといった高い公益性があると判断されますことから、貸付け料を半額の月額6万6325円に減額したいと考えております。

財産を減額して貸し付ける場合には、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の御審議をいただく必要がございますので、今回議案として提出をさせていただいたものでございます。

また、新庁舎では、今回のエフエムやつしろのほか、金融機関、売店の入居を予定しておりますことから、本議案と関係もございまして併せて御説明をいたしたいと思っております。

本日お配りいたしております議案第22号資料、A4の横の資料とA3の蛇腹に折りました配置図があるかとございます。こちらのほうで説明をさせていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。（「はい、どうぞ」と呼ぶ者あり）

まず1枚目のほうでございます。左側のほうを御覧ください。

新庁舎では肥後銀行の八代市役所支店が入居する予定となっております。場所につきましては、2枚目の配置図に記載をしておりますが、配置図は上のほうが北方向となります。こちらの庁舎1階の南側、ちょうど南玄関を入ってすぐ左側の一角に、店舗とATMコーナーを合わせて129.31平米を有償で貸し付ける予定といたしております。

肥後銀行につきましては、従来から本市の指定金融機関として旧庁舎の時代から窓口を会計課の横に設けておりましたが、あくまでも指定金融機関としての窓口であるため、市の業務に関係をしない国税や県税の納付、送金や入金と

いいました一般的な銀行業務はその取扱いを行っておりませんでした。

今回、肥後銀行の中支店を新庁舎の中に移設し、新たに八代市役所支店とすることで、これまで対応ができなかった業務につきましても対応できることとなり、来庁者の利便性が向上するものと期待されるところでございます。

資料1枚目にまた戻りまして、中ほどを御覧ください。

先ほど御説明をいたしましたエフエムやつしろについてでございます。場所につきましては、2枚目の配置図にもございますが、庁舎の1階南西側、ちょうど多目的ホール入り口付近の一角、90.30平米でございます。この中にスタジオと事務所を設ける予定でございます。

エフエムやつしろにつきましては、現在、松江町にスタジオと事務所がございますが、このスタジオと事務所を新庁舎に移転する予定といたしております。エフエムやつしろが新庁舎に入居いたしますことで、コミュニティー放送局の特性を生かしまして、災害時に一般の放送局では提供が難しい、きめ細やかな情報を市と連携してリアルタイムで迅速に提供することが可能となります。

また、エフエムやつしろ側では、市民活用エリアでの放送を行うことにより、市民参加型の放送や市民活動などの中継、こいこい広場などで開催されますイベントとの連携も考えておりまして、これにより、中心市街地のにぎわいづくりへの貢献も期待できるところでございます。

最後に、資料の1枚目の右側でございます。売店でございます。庁舎の売店につきましては、現在、仮設庁舎内におきまして、職員の福利厚生施設として職員互助会が運営をしております。旧庁舎時代から設置をしておりますが、新庁舎におきましても引き続き設置を考

えており、2枚目の配置図にございますが、今度、は庁舎の1階の北西側、約40平米を予定しているところでございます。

新庁舎では、売店に隣接をいたしましてフリースペース約60平米を設けまして、物産品の展示や販売のほか、庁舎利用者の飲食スペースとしての活用も考えているところでございます。売店につきましては、専ら職員の福利厚生施設ではございますが、職員以外の利用も可能となっております。収入印紙の販売といった従来からの機能も保ちつつ、来庁者の利便性の向上につきましても期待できるところでございます。

説明は以上となります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（橋本幸一君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（太田広則君） 参考までにATMは何機予定ですか。

○資産経営課長（續 良彦君） ATMにつきましては、1台の予定でございます。（委員太田広則君「はい、ありがとうございます」と呼ぶ）

○委員長（橋本幸一君） ほかに。

○委員（堀 徹男君） エフエムやつしろさんの家賃減額と、半額ということになるんですけど、そもそものあの辺りの、何て言うのかな、賃料相場っていうのが分からないものですから、この倍にしたら大体それに相当するのかなと、床面積からいけばですね。

それと、同じくいけば、その肥後銀行さんの貸付け額もどれぐらいになるのかなというのがちょっと分からないもんですから、そこをちょっと教えていただければなど。

○資産経営課長（續 良彦君） こちらの貸付けにつきましては、税抜きの価格で1469円というところで予定をいたしております。これ

は平米当たりの月額になります。これは税抜きですね。この金額で計算をいたしますと、肥後銀行さんあたりにつきましては、月額で大体18万9000円ぐらい。エフエムやつしろにつきましても、全体13万ぐらいになります。エフエムやつしろにつきましては、これの半分の、半額ということになります。

また、近隣ですね、家賃相場的なところというのは、施設の古さだったり立地条件だったりとか、そういったことで、かなりちょっとばらつきがありますので、参考ですけども、高いところでは2000円を超えるところもありますし、安いところでは1000円台の下のほうというところもありますが、大体私どものほうで今調べた感じでは、おおむね税抜きで大体1370円ぐらいっていうことになりますので、設定している額は若干ちょっと高めかなというところではございますが、そう大きな差があるものではないというふうに考えております。

○委員長（橋本幸一君） よろしいですか。

○委員（堀 徹男君） はい、分かりました。

○委員長（橋本幸一君） ほかに。

○委員（成松由紀夫君） 関連していいですか。半額を減免ちゅうことですか。減免であれば、減免のその理由ちゅうか。減免であればですよ。

○資産経営課長（續 良彦君） 減免というか、半額減額になりますけれども、一番大きな理由といたしましては、やはりエフエムやつしろ自体はコミュニティーFMということで、通常の放送局に比べましたら、例えば災害時におきましては、その番組を専門でずっと流し続けることができるといった、前回の坂本町の災害のときでもそうですが、例えば給水ポイントがどこにあります、あるいは支援物資をどこどこで給付しますといった細かい情報あたりも流すことができるということもございますので、そ

の点で公益性を考えて半額と。

実際に、株式会社としてそのまま入るところもございまして、いわゆる株式会社としての営業活動の部分が半分、それと、公益性の部分が半分ということで今回半額と判断をさせていただいたとでございます。（委員成松由紀夫君「はい、了解しました」と呼ぶ）

○委員長（橋本幸一君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） なければ、以上で質疑を終了いたします。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） なければ、これより採決いたします。

議案第22号・財産の貸付けについては、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（橋本幸一君） 挙手全員と認め、本件は可決されました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

◎議案第26号・八代市行政財産使用料条例の一部改正について

○委員長（橋本幸一君） 次に、条例議案の審査に入ります。

議案第26号・八代市行政財産使用料条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○資産経営課長（續 良彦君） それでは、引き続きまして、議案第26号・八代市行政財産使用料条例の一部改正について御説明をさせていただきます。

議案書の62ページをお開きください。

また、説明につきましては、本日、議案第26号資料を配付させていただいておりますので、そちらを用いて説明をさせていただきます。よろしいでしょうか。（「はい」「何号」

と呼ぶ者あり）第26号関係ですね。よろしいですか。

それでは、まず、1、改正の目的でございますが、行政財産につきましては、本来、公用または公共用に供されるべきものでございますが、本来の用途や目的を妨げない限度におきまして、目的外の使用を許可することが認められております。電柱の設置などでこういった目的外の使用というものを許可しているところでございますが、この場合の使用料につきましては、八代市行政財産使用料条例の別表により算定をいたしているところでございますが、この表の算定により難しい場合は、条例の第2条により、近傍類似の施設の使用料を勘案して定めることとなっております。

共架電線につきましては、道路上の共架電線と態様が似ているということもございますので、これらが八代市道路占用料に関する条例に基づき徴収をしていることから、条例第2条の規定に基づきまして、別表の算定式に基づかずに、道路占用料条例に相当する額を使用料として徴収する取扱いとなっております。

しかし、こうした取扱いが条例上明確でないということもございますので、今回、行政財産使用料条例の別表の部分を一部改正をして、明記をするものでございます。

改正箇所が2番目にございますが、こちらに新旧対照表を載せております。別表の備考欄が別表の下の方にございますが、別表備考欄の1におきまして、別表によらないものの例示といたしまして、新たに共架電線に係る記載を追加するものでございます。

説明は以上となります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（橋本幸一君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） なければ、これより採決いたします。

議案第26号・八代市行政財産使用料条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（橋本幸一君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

執行部入替えのため、小会いたします。

（午後3時34分 小会）

（午後3時35分 本会）

◎議案第24号・八代市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

○委員長（橋本幸一君） 本会に戻します。

次に、議案第24号・八代市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○理事兼人事課長（濱田浩介君） こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）人事課の濱田でございます。よろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

○委員長（橋本幸一君） はい、どうぞ。

○理事兼人事課長（濱田浩介君） 議案第24号・八代市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について説明いたします。

議案書は57ページからになります。

また、説明につきましては、右肩に、議案第24号関係資料と記載されている資料を使って説明させていただきます。

まず、改正の趣旨でございますが、一般職の職員の給与に関する法律の一部改正により、一般職の国家公務員の住居手当が改定されたこと

に伴い改正するものでございます。

住居手当の改定については、昨年度の令和元年の人事院勧告にて勧告がなされております。令和元年の人事院勧告では、住居手当について、公務員宿舍使用料の上昇を考慮し、手当の支給対象となる家賃額の下限を引き下げるとともに、その原資を用いて民間事業所における住宅手当の支給状況等を踏まえ、住宅手当額の上限を引き上げるよう勧告がなされました。国は勧告どおり住居手当の改定を実施しておりますが、本市では、組合との交渉の中で、他の地方公共団体の動向等を考慮の上、慎重に検討することが必要ということで昨年度の改定を見送っております。

今年度、熊本県や県内13市の状況を確認したところ、半数以上が国に準じて改定を実施していることから、本市においても国家公務員の住居手当の改定に準じ、改正をするものでございます。

次に、改正の内容ですが、国の制度に準じ、住居手当の支給対象となる家賃額の下限を1万2000円から1万6000円に、住宅手当額の上限を2万7000円から2万8000円に引き上げるものでございます。

最後に施行期日でございますが、令和3年4月1日からの施行としております。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長（橋本幸一君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） なければ、これより採決いたします。

議案第24号・八代市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（橋本幸一君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第25号・八代市行財政改革推進委員会条例の一部改正について

○委員長（橋本幸一君） 次に、議案第25号・八代市行財政改革推進委員会条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○理事兼人事課長（濱田浩介君） 引き続き着座にて説明させていただきます。

○委員長（橋本幸一君） はい、どうぞ。

○理事兼人事課長（濱田浩介君） 議案第25号・八代市行財政改革推進委員会条例の一部改正について説明いたします。

議案書は59ページからになります。また、説明につきましては、議案第25号関係資料を使って説明させていただきます。

まず、改正の趣旨につきましては、令和3年度の組織機構改革に伴い、改正をするものでございます。

次に、改正の内容ですが、八代市行財政改革推進委員会の庶務を処理する課を企画政策課からデジタル推進課に変更するものです。この変更につきましては、行政改革に関する事務について、これまで企画政策課で所管しておりましたが、令和3年4月から新設するデジタル推進課で所管することに伴うものでございます。

最後に、施行期日につきましては、令和3年4月1日からの施行としております。

なお、令和3年度の組織再編につきましては、後ほど所管事務調査において説明させていただきます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長（橋本幸一君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） なければ、これより採決いたします。

議案第25号・八代市行財政改革推進委員会条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（橋本幸一君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第49号・八代市長等の給与に関する条例の一部改正について

○委員長（橋本幸一君） 次に、議案第49号・八代市長等の給与に関する条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○理事兼人事課長（濱田浩介君） 引き続き、着座にて説明させていただきます。

○委員長（橋本幸一君） はい、どうぞ。

○理事兼人事課長（濱田浩介君） 議案第49号・八代市長等の給与に関する条例の一部改正について説明いたします。

議案書は、その2の25ページからになります。また、説明につきましては、議案第49号関係資料を使って説明させていただきます。

まず、改正の趣旨でございますが、八代市特別職報酬等審議会の答申に基づき、市長等の特別職の給料月額を改定するに当たり、必要な改正を行うものでございます。

審議会では、一部の類似団体において、新型コロナウイルス感染症対策として臨時的に特別職の報酬等を減額している団体があること、及

び本市においては新型コロナウイルスの感染拡大に加えて、令和2年7月豪雨災害による被害が地域経済に大きな影響を与えることを総合的に勘案し、平成29年度の引上げ改定時の平均改定率を上回る一律3％程度の引下げの答申となりました。

本答申については、審議会で十分検討されたものであり、その答申の内容は尊重すべきものと判断から、答申のとおり改定としております。

改正の内容でございますが、市長につきましては、現行の月額92万5000円を2万8000円引き下げ、89万7000円に、副市長につきましては、現行の74万4000円を2万3000円引き下げ、72万1000円に、教育長につきましては、現行の月額67万4000円を2万1000円引き下げ、65万2000円に、常勤の監査委員につきましては、現行の50万6000円を1万6000円引き下げ、49万円に改定をお願いするものでございます。

最後に、施行期日につきましては、令和3年4月1日からの施行としております。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長（橋本幸一君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） なければ、これより採決いたします。

議案第49号・八代市長等の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(橋本幸一君) 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入替えのため、小会いたします。

(午後3時42分 小会)

(午後3時43分 本会)

◎議案第27号・八代市コミュニティセンター条例の一部改正について

○委員長(橋本幸一君) 本会に戻します。

次に、議案第27号・八代市コミュニティセンター条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○首席審議員兼市民活動政策課長(遠山光徳君) 市民活動政策課の遠山でございます。よろしくお願いいたします。

私のほうから、議案第27号・八代市コミュニティセンター条例の一部改正について説明させていただきます。着座にて説明させていただきます。

○委員長(橋本幸一君) はい、どうぞ。

○首席審議員兼市民活動政策課長(遠山光徳君) 議案書につきましては、63ページからになりますが、別途資料を一部用意しておりますので、そちらで御説明をさせていただきます。

まず改正の理由でございますが、令和2年7月豪雨により坂本コミュニティセンターが被災し、使用困難な状況となったことから、令和2年9月から、坂本地域福祉センターの一部に、応急措置としてコミュニティセンター機能を移転しているところでございます。

そこで、条例別表に規定する坂本コミュニティセンターの位置を坂本地域福祉センターの所在地に変更するため、所要の改正を行うものでございます。

具体的な改正内容につきましては、2の新旧対照表を御覧ください。

別表第1の坂本コミュニティセンターの位置を、坂本町坂本4228番地24を坂本町荒瀬1307番地に改めるものでございます。

なお、施行日は令和3年4月1日でございます。

この資料には、坂本地域福祉センターの位置図、平面図、施設内の写真などを掲載しておりますので、後ほど御確認をいただければというふうに思います。

以上で私の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長(橋本幸一君) それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(橋本幸一君) なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(橋本幸一君) なければ、これより採決いたします。

議案第27号・八代市コミュニティセンター条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(橋本幸一君) 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。(「ありがとうございました」と呼ぶ者あり)

執行部は御退出ください。

(執行部 退席)

○委員長(橋本幸一君) 以上で付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会報告書及び委員長報告の作成については、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(橋本幸一君) 御異議なしと認め、

そのように決しました。小会いたします。

(午後3時46分 小会)

(午後3時46分 本会)

◎所管事務調査

- ・行財政の運営に関する諸問題の調査
- ・総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査

○委員長(橋本幸一君) 本会に戻します。

次に、当委員会の所管事務調査2件を一括議題とし、調査を進めます。

当委員会の所管事務調査は、行財政の運営に関する諸問題の調査、総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査、以上の2件です。

このうち行財政の運営に関する諸問題の調査に関連して3件、総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査に関連して1件、執行部からの発言の申し出がっておりますので、これを許します。

-
- ・総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査
(八代市協働のまちづくり推進計画について)

○委員長(橋本幸一君) それでは、まず、八代市協働のまちづくり推進計画についてをお願いいたします。

○首席審議員兼市民活動政策課長(遠山光徳君) 市民活動政策課の遠山でございます。よろしくお願いいたします。

私のほうから、八代市協働のまちづくり推進計画について御報告をさせていただきます。着座にて説明させていただきます。

○委員長(橋本幸一君) はい、どうぞ。

○首席審議員兼市民活動政策課長(遠山光徳君) まず資料につきましては、表紙に八代市協働のまちづくり推進計画についてと書かれた3枚つづりの資料と八代市協働のまちづくり推進計画の冊子、2部でございます。お手元にご覧いただけますでしょうか。よろしゅうございますか。(「はい」と呼ぶ者あり)

昨年度から取り組んでおりました八代市協働のまちづくり推進計画につきまして策定に至りましたことから、その内容について、本日、御報告を申し上げるものでございます。

本計画に関しましては、昨年12月議会の本委員会におきまして、八代市協働のまちづくり推進計画策定委員会より中村市長に対し、提出いただいた計画案の内容について御報告をさせていただきました。

その後、この計画案を基に、政策会議などにおける市内部の意見やパブリックコメントでいただいた市民の御意見を踏まえ、また改めて策定委員会の森山会長にも相談しながら、必要な修正を行ったところでございます。

しかしながら、もともと策定委員会などで十分に御検討いただいた計画案でございましたので、大幅な修正はございませんでした。

そこで、本日は、計画の詳細な説明につきましては割愛させていただき、計画の概要の説明と2月に実施いたしましたパブリックコメントについて御説明をいたしたいというふうに思います。

では早速、3枚つづりの資料をよろしく願います。

1ページの資料1を御覧ください。

こちらの資料で、改めて八代市協働のまちづくり推進計画の概要を説明させていただきます。

まず1、八代市協働のまちづくり推進計画とはです。御存じのとおり、本市では、市民、地域協議会、事業者、市民活動団体と市が協力して地域課題の解決に取り組む協働の推進をまちづくりの方針と位置づけ、令和元年8月に八代市協働のまちづくり推進条例を施行いたしております。この条例に示された仕組みを具現化し、実効性を確保するために、本計画を策定したものです。

なお、本計画の策定に当たっては、行政だけ

ではなく、市民等が参加して策定する社会計画の視点、各主体の目的・目標を明確にしようという視点、この計画の進行管理をPDCAサイクルを活用して行っていくというマネジメントの視点の3つの視点に基づいて策定しています。

次に、計画の期間につきましては、令和2年度から令和6年度までの5年間でございます。

次に、本計画の目的・目標でございますが、目的は、条例と同様、安らぎと活力のある地域社会の実現でございます。

また、この目的を達成するために、2つの目標を掲げております。一つは、市民等が地域や市政に関心を持ち市民活動・行政活動に積極的に参画すること。もう一つは、多様な主体同士が連携・協力し、地域課題の解決に向けて取り組むという目標でございます。

次の計画の柱でございますが、目標達成のため、重要な取組を4本の柱として設定し、向こう5年間で重点的に取り組むこととしております。

まず、柱1は、情報の発信です。行政だけではなく、地域協議会や市民活動団体が積極的に情報を発信することによって、多くの市民が地域活動について関心を持ち、市民活動や行政活動への積極的な参画を推進するものです。

柱2は、人材の発掘・育成です。まちづくりを進める上で、人材の確保や育成は今後ますます重要になります。性別、年齢を問わず、地域に埋もれている人材を発掘し、積極的に活用していくことで、後継者の育成に取り組みます。

柱3は、地域自治の活性化です。本市においては、地域活動の解決に向けた様々な活動に取り組むため、地域協議会を中心として、地域自治の活性化をさらに図る必要があります。

最後の柱4は、拠点施設の活用・整備です。コミュニティセンターは、地域住民が触れ合い、地域の特色を生かしたまちづくりに向けて

活動する場であり、また、地域協議会の事務局機能も担っています。まちづくりの拠点施設として、さらに活用を推進するためには、コミュニティセンターの整備も必要になります。

なお、次の2ページには、目的から目標、課題、計画の4本の柱、柱ごとの具体的な取組を、推進項目についての関係性を体系化した表を掲載しておりますので、後ほど御確認をいただければというふうに思います。

概要の最後になりますが、5、計画の推進体制でございます。PDCAサイクルを活用したマネジメントを行います。特に、チェック、アクションを行う機関といたしまして、学識経験者や各種団体の長などの市民で構成する、仮称であります。協働のまちづくり推進委員会を設置し、効率的、効果的な施策の展開に努めていくこととしています。

また、計画の啓発といたしまして、啓発パンフレットを1万部作成し、配布することとしております。

また、新型コロナの影響が心配ではありますが、今年の夏には、地域協議会の活動発表会を開催する予定としております。

そのほか地域協議会連絡会議や出前講座など、様々な機会を捉えて計画を説明し、周知を図ってまいります。

以上、協働のまちづくり推進計画の概要を説明させていただきました。

次に、本計画の策定に当たりパブリックコメントを実施しておりますので、その内容について御説明いたします。

3ページの資料2を御覧ください。

まずは、パブリックコメントの募集期間でございますが、令和3年2月9日から24日までの2週間実施をいたしました。3名の方から6件の御意見と御要望をいただいたところでございます。具体的な御意見につきましては、3ページから4ページに掲載しておりますので、後

ほど御確認ください。

中には、項目の削除が必要といった厳しい御意見もございましたが、いただいた御意見を市内部で検討し、策定委員会の森山会長にも御相談いたしました。策定委員会で御議論いただいた案を基にしておりますので、この段階で大幅な修正は難しく、結果的に1か所のみの修正を行ったところでございます。

その御意見だけを御紹介いたしますと、表の一番上、番号1になりますが、新型コロナウイルス関係で地域協議会の活動ができなかったことや、7月豪雨災害により、改めて協働のまちづくりが見直されているという記述を入れてほしいとの御意見がございました。

この御意見を受けまして、計画の冊子のほうをちょっと開けていただいてよろしゅうございますか。

計画の冊子の1ページ目をお願いいたします。

付箋をつけているところでございますが、初めにの2段落目に、また、本計画の策定中に令和2年7月豪雨による被災や新型コロナウイルス感染症により、地域活動が大きな影響を受けました。今後、被災地域の復興やコロナ禍での地域活動における協働の役割がより一層重要になりますという文言を追加したところでございます。

以上で私の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（橋本幸一君） 本件について何か質疑、御意見等はございませんか。

○委員（堀 徹男君） 今、最後の付箋のところの説明されたのがですね、地域活動における協働の役割がより一層重要となりますというふうな捉え方だったんですけど、これ、パブリックコメントで御意見寄せられた方の、何と云うかな、捉え方というのは、改めて協働のまちづくりが見直されている記述を入れてほしいとい

うことだったんですけど、これは付箋を貼られているような取り方でいいんですかね。コミュニティそのものがもう成り立たなくなっていくんじゃないかっていうようなイメージで書かれたのかなっていうふうに私は受け取ったんですけど。

このパブコメの内容は、その文字だけじゃなくて、例えばその方に真意を確認されたとか、そういったこともされたんですか。

○首席審議員兼市民活動政策課長（遠山光徳君） そのほか3名の方から御意見をいただきましたが、不明な点につきましては直接確認をいたしまして、今、委員がおっしゃいました点につきましては、このような趣旨ということでお話をいただいております。（委員堀徹男君「はい、分かりました」と呼ぶ）

○委員長（橋本幸一君） ほかに。

○委員（橋本徳一郎君） PDCAのCがチェック、アクションというふうに言われてたんですけども、私、プラン、ドゥー、チェック、アセスメントだと思ってたんですけど、その辺は違うんですか。

○首席審議員兼市民活動政策課長（遠山光徳君） すいません、PDCAサイクルというよりも、今のアクションの部分につきましては、委員会のほうの活動というところになりますものですから、行動をというふうなところで捉えて御紹介をいたしたとこでございまして、はい。

○委員長（橋本幸一君） よろしいですか。

○委員（橋本徳一郎君） ISOというPDCAでいうとアセスメントなので、計画の実行と廃止も含めた検討というふうになったと思うんですけど、ちょっとその辺、認識を確認していただきたいと思います。意見です。

○首席審議員兼市民活動政策課長（遠山光徳君） そちらのところは再度確認させていただきましてから、PDCAサイクルという形でやっていくことに変わりございませんので、アク

ションという意味を広義に解釈をさせていただいて、今後、計画を推進していきたいというふうに考えております。

○委員長（橋本幸一君） ほかに。

○委員（成松由紀夫君） このパブリックコメントの部分の分権型社会の1番目、何かこれ、文章的には厳しいようなんだけど、実際こういう意見は多かですもんね。

条例の具現化等云々という文言が一番最初に、条例で示された仕組みを具現化云々もあるし、あとパブリックコメントの一番最後にも、地域協議会が営利団体化へ進むおそれもある。

これは以前、住民自治の条例化もそうですが、福岡の宗像市だったですかね。市の職員さん方も含めて、住民自治、住民自治って熱狂した時期があって、非常に、コミセンにしていけば、それこそ何かもう、レストランもできる、商売もできる、カフェもできるみたいな話をしていた時期があったですよ。多分、そういったところの部分が、長年市政協力員をされてたりコミセンに関わられてる方々からすると、頭にまだこびりついておられる方々がいらっしゃるのも見受けられます。

なので、行政が地域協議会を何か営利団体にしていったら、金もうけ主義の感覚がまだ役所の中にあつとじゃないとかというような指摘もあるので、そこら辺はちょっと一点確認したっかですけど、今はもう変わったですよ。私の認識じゃ、もうがらり変わったと思うんですけど、いかがですか。

○首席審議員兼市民活動政策課長（遠山光徳君） 今、成松委員のほうからお話ありましたとおり、以前、公民館をコミュニティセンターにするというところの説明の中にですね、今おっしゃったように、コミュニティセンターの有効活用という中で、極端な話、ビアガーデンですとか、そういう話が出たというふうに聞いております。

そういう話もですね、全国的には展開をされている自治体もございますが、実際、この計画自体が、行政だけの計画でもなく、また、市民だけの計画でもないということで、行政と市民等が一体となって行って推進していく計画というつくり方をしておりますので、決してこちらで御意見いただいたように、行政の責任逃れであるとか、そういうことではなくて、本日も部長のほうからも冒頭説明がございましたとおり、きちっと寄り添って、手を携えて八代市をつくっていくという部分に変わりはないというふうに思ってますし、また、財政面につきましても、やっぱりいろんな活動をする中で、やっぱり財政的な支援、財政的な確保というのは必要かというふうに思います。

ですから、全てのコミュニティービジネスを否定するわけではございませんが、それが目的になるということは、これは本来違うというふうに思っておりますので、その辺につきましては、また、地域の方たち、——地域の特性もあると思います。例えば、いろんな地域資源があるような地域にとっては、それをぜひ生かしていただきたいと思ひますし、例えば町なかであればなかなかですね、そういう地域資源がない方で、財源の確保って難しいというところもあると思いますので、そこについては行政と一体となって一緒に考えていきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○委員（成松由紀夫君） 要望ですが、しっかりまた今確認できたので、担当課ではそのような今の課長の認識で進めていただいて、地域性も考慮し、いろいろバランスっていうのを見ていかないといけないでしょうし、地域協議会が、また走り過ぎてもいかなんでしょう。また、行政の職員さんがですね、一部熱狂して走っていくのもいかなもんかというのがるので、そこはちょっとバランス感覚見ながら、随時適

切に対応していただきたいというふうに思います。

冒頭、桑原部長のほうからもそういった所信もありましたので、しっかりよろしく願いいたします。

以上です。

○委員長（橋本幸一君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） なければ、以上で八代市協働のまちづくり推進計画についてを終了いたします。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

・行財政の運営に関する諸問題の調査

（八代市高田コミュニティセンター改築について）

○委員長（橋本幸一君） 次に、八代市高田コミュニティセンター改築についてお願いいたします。

○首席審議員兼市民活動政策課長（遠山光徳君） 引き続き私のほうから、八代市高田コミュニティセンターの改築について御説明をさせていただきます。着座のまま失礼いたします。

○委員長（橋本幸一君） はい、どうぞ。

○首席審議員兼市民活動政策課長（遠山光徳君） 資料につきましては、八代市高田コミュニティセンター改築についてと記載されている冊子1部とA4判の館内平面図でございます。でございますでしょうか。はい。

本日は、改築を進めておりました八代市高田コミュニティセンターの工事がほぼ完了いたしましたことから、その内容につきまして御報告をするものでございます。

まず、私のほうから、事業費などの改築の概要、担当係長の中松のほうから部屋や設備などについて写真を用いて御説明させていただきます。

それでは、冊子の資料をお願いいたします。

表紙をめくっていただきまして、1ページの上段を御覧ください。

こちらが高田コミュニティセンターの外観イメージとなります。地域の特産品である晩白柚をイメージできるように、緑色の葉っぱをかたどった玄関前のひさしと丸みを持たせた黄色の外壁を組み合わせた造りとなっております。

1枚めくっていただきまして、2ページの上段を御覧ください。

次に、改築スケジュールでございますが、高田コミュニティセンターにつきましては、昭和48年に高田公民館として建築され、市内に21あるコミュニティセンターで最も古い施設でございました。また、熊本地震でも、壁面に大きなクラックが入るなど被害があったため、平成28年度に改築を決定したところでございます。

平成29年度には、基本構想・基本設計を実施し、高田校区まちづくり協議会の役員や利用団体の方などで構成された高田コミュニティセンター建設委員会で5回の協議を行い、施設を平屋とすることや部屋の間取りなどを決定したところでございます。

翌30年度には実施設計を行っておりますが、この際にも地元建設委員会の意見を十分に伺い、設計に取り入れたところでございます。

その後、令和元年6月に解体工事に着手し、同年12月から本体改築工事を行っており、既に完了いたしております。

なお、外構工事は、現在、駐車場の舗装などを行っており、3月中には完成する予定でございます。

次に、下段に記載してあります事業費について説明させていただきます。

総事業費は約4億5400万円でございます。内訳といたしまして、設計費に約3000万円、解体工事費が約2700万円、建築、電気、機械設備の本体工事に約3億6400万

円、水路付け替え工事を含めた外構工事が約2500万円、備品や消耗品の購入費といたしまして約300万円、工事期間中の仮出張所の経費として約500万円となっております。

特定財源といたしまして、合併特例債4億1400万円を充当予定といたしております。

次に、3ページ上段を御覧ください。

新しい高田コミュニティセンターの施設の概要を掲載しております。

床面積が701.2平方メートル、構造は鉄筋コンクリート造りでございます。

旧施設との主な違いにつきましては、高齢者の方でも利用しやすい平屋建ての施設であること、自家発電設備や手押しポンプ、マンホールトイレなどを設備し、避難所機能を強化したことでございます。

3ページ下段は、高田コミュニティセンターの位置図でございます。旧施設と同様、高田あけぼの保育園の東側に位置しております。

私のほうからの説明は以上でございます。資料4ページからは、館内の写真などを掲載しておりますが、こちらにつきましては、担当の中松のほうから御説明いたさせます。

○市民活動政策課主幹兼第二住民自治推進係長（中松大輔君） 市民活動政策課の中松と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、引き続き私のほうから、新施設の館内の配置やその機能について説明をさせていただきたいと思っております。着座にて説明させていただきます。

○委員長（橋本幸一君） はい、どうぞ。

○市民活動政策課主幹兼第二住民自治推進係長（中松大輔君） よろしくお願ひします。

まず、お手元のA4判の館内平面図で場所を御確認いただきながら、冊子版の資料にある館内の写真などの説明をさせていただきます。

まず、館内の平面図を御覧ください。こちらになります。

施設といたしましては、コミュニティセンターの事務所をはじめ、研修室や和室など合計7部屋と3つの倉庫を配置しております。

初めに、玄関横にありますサロンについて説明をいたします。

冊子の4ページ下段を御覧ください。

こちらは、利用者の皆様の共有スペースでございます。会議前の打合せや休憩場所として利用できるほか、右側の本棚には市立図書館の本を設置いたしますので、読書などでも利用することができます。また、一角には、旧施設でも展示されていた高田ミカンの原木の展示スペースを設置しております。

続きまして、5ページ上段を御覧ください。

こちらは、玄関の左側にありますコミュニティセンターの事務所になります。職員用の事務机3台と応接セットなどを設置する予定としています。靴を履いたまま税金の支払いなどができますよう、受付カウンターも設置しております。出張所長など職員3名で業務を行います。

次に、下段を御覧ください。

こちらは、事務所隣のまちづくり協議会の専有スペースになります。地域活動のための事務や打合せ、イベントの準備作業などを行っていただく事務スペースとして活用いただく予定でございます。

次に、6ページ上段を御覧ください。

こちらは調理室の写真になります。こちらの調理室は、ガス対応の調理台を4台設置し、冷蔵庫やオーブンレンジなども備え付けます。利用につきましては、料理教室やコミセン祭りといったイベントの炊き出しなどの利用を想定しております。

次に、6ページ下段を御覧ください。

こちらは和室になります。八代産畳24畳を活用しております。会議や囲碁、生け花などでの利用を想定しております。

なお、写真にもありますとおり、和室は調理室から直接出入りできますので、調理された料理をこちらで食事できるなど、一体的な利用がしやすい造りとなっております。

次に、7ページ上段を御覧ください。

こちらは平面図の左下にあります小会議室1、2でございます。1部屋当たり20名程度が利用できる小会議室を隣同士に設置しております、可動型の間仕切りを取ると50名程度の利用も可能となります。

下段を御覧ください。

こちらは高田コミュニティセンターで最も広い研修室となります。平面図でいきますと、右下にあります。発表会や講演会なども開催できるようステージを設置しております、100名程度の利用が可能となります。また、床を板張りにしております、壁面に大きな鏡を設置しておりますので、ダンスや舞踊などの利用者にも喜んでいただける造りとなっております。

続きまして、8ページ上段を御覧ください。

こちらには、施設内に設置している3つの倉庫の写真を掲載しております。

次に、高田コミュニティセンターにつきましては、災害時の避難所にも指定されていますため、改築するに当たりまして防災機能の強化を行ったところでございます。

まず、下段は、建物の屋上にある避難スペースの写真でございます。昨年は7月豪雨災害もございましたが、球磨川が氾濫した場合などの万が一に備えて、屋上の屋根部分の一部に落下防止柵をつけまして、最大200名程度の方が避難できるスペースを確保しております。

次に、9ページ上段は、防災コーナーとマンホールトイレの写真を掲載しています。

まず、防災コーナーは駐車場に配置しており、24時間給油なしで連続稼働が可能な発電機、それに加えて、断水時に給水に役立つ手押しポンプ、あとかまど型ベンチを設置しており

ます。

また、熊本地震のような大規模災害が発生した場合にはトイレを増設できるように、浄化槽や下水道の配管に直結できるマンホールトイレを3台整備するなど、これまでのコミュニティセンターにはない新たな設備を取り入れておまして、避難所としての機能充実に図っております。

最後に、これから開館に向けましたスケジュールについて説明をいたします。

下段を御覧ください。

コミュニティセンターを利用するためには事前の予約が必要となりますので、あさって、3月17日からですね、現在の仮事務所のほうで貸出しの受付を開始いたします。

それから、備品の搬入や引っ越しなどを行いまして、3月30日に八代市と高田まちづくり協議会の共催におきまして落成式を開催いたします。その後、4月1日から出張所業務を開始し、4月5日から会議室等の利用を開始する予定としています。

以上が開館に向けたスケジュールでございます。

以上で私の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（橋本幸一君） 本件について何か質疑、御意見等ございませんか。

○委員（成松由紀夫君） この高田のコミセンについてはですね、改修から改築、当時、球磨川以南の消防署問題等々で大変翻弄されてきたコミセン問題だったと思うんですけど、執行部がしっかり頑張っていたいて、合併特例債ということで、地元の増田議員がですね、非常に御苦労されとった時期があったんですよね。

ですので、これ、意見ですけど、今後またまち協の方々、そして地元議員の皆さん方と、有効活用に、地域の活性化の拠点となるように、ぜひまた執行部の皆さんと手を携えて頑張って

いただきたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（橋本幸一君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） なければ、以上で八代市高田コミュニティセンター改築についてを終了いたします。

執行部入替えのため、小会いたします。

（午後4時14分 小会）

（午後4時14分 本会）

・行財政の運営に関する諸問題の調査

（デジタル社会の実現に向けた八代市基本方針について）

○委員長（橋本幸一君） 本会に戻します。

次に、デジタル社会の実現に向けた八代市基本方針についてをお願いいたします。

○情報政策課長（早木浩二君） 情報政策課、早木でございます。よろしくお願いいたします。

このたび、デジタル社会の実現に向けた八代市基本方針を策定いたしましたので、これについて御説明をいたしたいと思います。着座にて説明させていただきます。

○委員長（橋本幸一君） はい。

○情報政策課長（早木浩二君） それでは、配付しております資料、デジタル社会の実現に向けた八代市基本方針をお願いをいたします。

資料の2ページをお願いをいたします。

第1章、この基本方針の策定の背景と目的でございます。

まず、現在の社会情勢は、少子高齢化、都市部への人口流出や大都市集中から端を発する諸課題、地球温暖化による異常気象由来の災害増加など、年々深刻化する諸問題がございます。一方で、ICT等先端技術、いわゆるAI、IoT、ロボット、ドローン、自動運転などのデ

ジタル技術とネットワークやモバイル端末、5Gなどの情報通信技術、それに、ビッグデータ、オープンデータの解析・活用などの技術の進歩は大変目覚ましく、経済活動及び我々の生活上、これらの技術はなくてはならない時代へと変化をしております。

次に、国の動向でございますが、国はデジタル化を原動力としたSociety 5.0の実現に向けた取組を推進しておりますが、昨今の新型コロナウイルス感染症対応では、データが十分に活用できないなど課題が明らかとなり、社会全体のデジタルトランスフォーメーション——DXが強く求められております。

そこで、国はこれら諸課題の解決のために、ICT技術の有効活用、高度なデジタル化、データの横断的有効活用が必須であるとし、昨年12月にデジタル社会の実現に向けた改革の基本方針を閣議決定し、さらに同月、自治体デジタルトランスフォーメーション（DX）推進計画を策定いたしました。

デジタルの活用により、一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会、誰一人取り残さない人に優しいデジタル化をビジョンとして挙げたものでございます。そして、このビジョンの実現のためには、住民に身近な行政を担う自治体の役割は極めて重要とし、国が位置づけているものでございます。

次のページを御覧ください。

本市の状況でございます。本市でも、人口構造による労働力不足などの問題、令和2年7月豪雨災害の復旧・復興や、日奈久断層を起源とする地震といった、さらなる災害への備えや、コロナ禍でのインバウンド需要の縮小などがございます。これら諸課題に対して市民の生命、財産、生活を守るには、正確で迅速な情報提供と効果的な施策の実行が必要と考えます。

これまで本市では、山間部の携帯電話鉄塔整

備や光ブロードバンドの整備を行いました。デジタル社会の実現に向けた情報通信インフラ整備が中心で、情報基盤整備が整いつつあります。

一方で、市役所では、市公式ホームページやSNS等を活用した情報発信、マイナンバー制度の活用、基幹システムのクラウド化など行政の効率化に取り組んでまいりました。また、国、県、近隣自治体、事業所、大学等との間で各種協定を結び、連携をしてまいりましたけれども、個別分野にとどまるものでございました。これからは、これまで整備してきた情報通信インフラと結んできた連携協定を活用する段階だと言えると思います。

次に、この方針を策定する目的でございます。これまでお話しした背景を受け、国が強力に推し進めている社会全体のDXの動きに合わせ、ICTをはじめとする先端技術を市民生活のあらゆる面で活用し、本市が抱える地域課題の解決を図ることで、持続可能な、魅力ある、選ばれるまちづくりを進めていくことが重要と考えます。

このような考えの下、市と市民、企業、団体等で協働・連携して、本市のデジタル社会に向けた取組を推進してまいるため、基本的な理念と取組の方向性を定めることといたしました。

5ページを御覧ください。

第3章、基本理念と取組の方向性でございます。

基本理念として、ICT等の先端技術を活用し、地域課題の解決とサービスの効率化・高度化を図り、安全・安心で、持続的に発展するまち、スマートシティやつしろを目指すとしております。言い換えますと、八代市が抱える課題を市役所のみならず、市民、市内企業や事業所などの各主体が自らの課題として捉え、AIやロボットなどのデジタル技術とネットワークやモバイル端末などの情報通信技術、さらにはビ

ッグデータを活用して解決していくということでございます。ここで言いますサービスとは、公共サービスだけでなく、物流、交通、製造、防災、医療、福祉、金融、教育、文化、観光など、社会サービスの全般をですね、示しております。

それから、高度化・効率化とは、ICT等の先端技術を用いて、効率的にサービスを提供し、地域の機能を維持・発展させていこうとすることでございます。

これらの実現に向けて、取組の方向性として3つを挙げております。

まず、方向性1として、地域課題の解決です。人口減少や少子高齢化による労働力の不足や自然災害からの復旧・復興など、本市の抱える様々な課題を、進化し続けるICT等の先端技術やデジタル技術の活用により、あらゆる領域において横断的に解決につなげてまいります。

取組の方向性2といたしまして、行政サービスの変革でございます。デジタル技術により、行政事務の効率化を進め、市民目線で分かりやすく、利便性の高い行政サービスへ変革を考えております。また、より多様化・複雑化する市民ニーズにも対応した行政サービスを提供したいと考えております。

一例といたしまして、インターネットを通じたオンラインによる電子申請の拡充、市民の皆様からの問合せへのAIでの対応、ロボットによる内部事務の自動化、テレワークの推進など自治体DXの取組でございます。市役所が取り組むことで、市民の方がデジタル化を感じられる部分であり、これらの取組を進めてまいります。

取組の方向性3、協働と連携によるデジタル社会の実現でございます。デジタル社会の実現に向けて、市民と協働して取り組んでまいります。また、先端技術を持つ企業、大学、高専な

どや、国、県、近隣自治体との連携を図ってまいります。これらの取組を広く波及させることで、誰もが参加し、ゆとりと豊かさを実現できる社会を実現したいというふうに考えております。

デジタル化はですね、市役所及び市内事業所の生産性の向上や働き方改革でもあり、市役所が先立ってDXを進め、その変化や効果を市内企業、市内地域に波及させることで、あらゆる分野、局面でよりよい方向に変化をもたらすきっかけを起こしてまいりたいと考えているところです。

最後に、第4章として、今後のデジタル社会の実現に向けた進め方についてでございます。

今後、令和3年中に、具体的な中身である事業や取組について、その実施主体、達成時期、重要指標などを定めました基本計画を策定してまいります。令和3年度中にまとめ上げたいと考え、スピード感を持って取り組んでまいります。

市民協働、産学官連携を推進し、本市のデジタル社会の実現に向けて、持続性・実効性のある事業・取組を実施することといたしております。

以上でデジタル社会の実現に向けた八代市基本方針の御説明を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

○委員長（橋本幸一君） 本件について何か質疑、御意見等ございませんか。

○委員（堀 徹男君） 横文字だらけですね、ほとんど分からなかった。

ちなみにですよ、こういった取組をですね、例えばその住民自治協議会あたりに行って説明されるとして、市民の皆さんにどれだけ御理解が深まるのかなという懸念もあつとですね。

もう一つは、いろんな端末とかが必要な場面が出てくっと思うんですけど、例えば持ってな

い人に対する、役所が電子申請してくださいだとか、いろんなものをデジタル化するのは、何十年か先を見据えればですね、いいことなんでしょうけど、ここ、そうですね、20年ぐらい、まだそれに対応できないっていうのがあるんじゃないかなって思うんですよね。その辺も含めた計画の立て方च्छゅうのは、お含みをされてるのかなと思ってですね。ひとつ聞いておきたいなと思ってます。

○情報政策課長（早木浩二君） 今ですね、30代以下ですね、いわゆるデジタルネイティブ世代というのであればですね、飲み込みも早くて扱いも簡単かなと思います。私たちの世代も含めてですね、新しいデジタルツールやシステム、それから仕組みを理解して使いこなせるというふうになるのはやはり簡単ではございません。委員のおっしゃるようですね、高齢者となると、なおさらかなというふうに思います。

まず、デジタル技術導入の考え方としてはですね、何でもかんでもデジタルを使う、処理をするということではないのかなと思います。導入したから、来庁者の方やユーザーの方ですね、これを使いなさいと、慣れなさいというその一方的な話ではないというふうに考えております。

市役所のほうでですね、ロボットやAIを使ったほうがいい、効率も上がる、それからスムーズに処理できると。そういうところはですね、導入はいたしますし、アナログのほうが簡便で手間要らずだというような部分はですね、そういう部分も多いと思います。その辺の見極めはですね、まず、大事かというふうに思います。

その上でですね、利用するツール、今おっしゃったパソコンとかですね、スマホなど、それからUI——ユーザーインターフェースのことですね、その辺の検討、分かりやすく使いやす

い、早い、簡単である、便利であると。それから、人に聞かずともですね、1人でできると。それから、次も使ってみたいというようなですね、ユーザー体験の向上をですね、目指していきたいと思います。

それでも分からない人への対応ということになりますけれども、人をつけるとか、サポートをすとか、アイデアの一つとしてですね、支所や出張所に執行し得る人を配置するとかですね、定期的に操作研修等を行うとか、そういうことを考えられると思います。

身近にですね、例えばATMなんかですね、行かれて、分からない人のために案内をする方がいらっしやると思います。ほかにセルフレジとかですね、セルフのガソリンスタンドなんかにも、必ず、まあ、セキュリティの問題はあるかもしれませんが、サポートのために人がついていらっしやるというようなことがあります。そのような考え方をですね、基本にして進めてまいりたいというふうには考えております。

詳細な部分についてはですね、今後の基本計画の中で、十分に検討して盛り込んでいきたいなというふうに考えております。

以上です。（委員堀徹男君「ありがとうございました」と呼ぶ）

○委員（成松由紀夫君） 今、早木課長が言われている部分というのが、確かに、こう、横文字が多くてよう分からんというような堀委員のお話、そういった話がこれから市民の皆さんから出ると思うんですけども、職員さんのまず意識改革と、あと処理と分配からの脱却とか、その辺について、まあ部長でも黒瀬さんでもいいんですけど、その辺の、やっぱ覚悟持って取り組まんばんと思うんですが、いかがなんでしょうか。

○総務企画部長（丸山智子君） すいません。総務企画部の丸山です、はい。

ただいま成松委員のほうからですね、御指摘ありましたとおり、デジタル化を進めていくのはやはり人でありますので、まず、それを先行的に進める職員ですね、職員自身の意識を変えていく。知識だけではなくて、仕事に対する意識、認識、市民サービスの在り方等を変えていく、そういった研修のほうもですね、併せて必要になってくるというふうに考えております。

詳しくは、また計画のほうを練っていく中でですね、市長公室ともしっかり協議をしながら進めさせていただきたいと思っております。

以上です。

○委員（成松由紀夫君） 黒瀬さん、いいですか。（総務企画部総括審議員兼次長黒瀬琢也君「私ですか、はい」と呼ぶ）黒瀬さんも一言あれば。

○総務企画部総括審議員兼次長（黒瀬琢也君）

成松委員さんから、今、御質問のあった件、まさしく昨日ですね、研修のほうといいますか、もありまして、それぞれ職員、あるいは市民の方々の意識を変えていかなければならないと。恐らくそこに一番力が要るだろうという話もいただきました。

そこをどういうふうに変えていくかというところで、まず、先ほど部長から話があったように、職員の研修を進めていく。あわせて、市民の方々と協働でどういうふうに行っていくかというのを考えながら、市民の方も巻き込んでやっていくということを考えていかなければならないと思っています。

もう一つの話としては、デジタル化というのはですね、御本人さんがパソコンで何かする、携帯で何かする、スマホで何かする、そういうものだけではなくて、その恩恵を我々が、あるいは、いろんなところでデジタル化が進むことによってですね、最終的には市民生活が変わっていくということを見せていかなければなら

いと思っておりますので、そこをまた具体的にですね、検討していきますので、よろしくお願いいたします。

○委員（成松由紀夫君） 今言われたようなことの中でも、例えば、分かりやすく言えばですよ、今ほら、もう子供たちのほうが……。もう私たちもスマホ見よったっちゃ何が何か分からんですもんね。意外と子供たちのほうが分かっと思ってから、大人に教えたりと。そういうヒントもいろいろあるので。

先ほど課長が、分からっさん人たち、分からっさん人たちって言葉が出よったっですけれどもですね、それは大分世代によって違うとですよ。だけん、私が思うには、誰もが取り残さないという言葉が実は何か一番難しくて、それをじゃあどうだろうって。私もある場面でちょっと詳しい方にお聞きしたところ、やはりアナログを大事にしながら、そしてデジタル化に移行していくというのがやっぱり一番肝みたいなので、あまりこう難しく話の羅列で、知識、知識で行こう、行こうとすると、ちょっと間違ってくるかなと。

分かる人、分からん人なんていう線引きをすると、分からん人って扱いされた人は触りたくなくなったりとかになるので、例えば高齢者の方々が触りやすいときに、孫の言うことは聞くとか、孫と一緒に学ぶとか。学校の先生方も、自分たちが知識を得た上で教えんばじゃなくて、生徒と一緒に学んで学ぶとか、いろんな形態が考えられると思いますので、議会は議会のほうでしっかり協力しながらやろうと思うので、ぜひ頑張っていたきたいというふうに思います。

以上です。

○委員（太田広則君） 今、方向性の2にですね、集約されるんじゃないかなと思います。市民目線で分かりやすく、多様化、複雑化する市民ニーズとあります。これ、年代によっては、

得手、不得手の人、別に高齢者じゃなくてもですね、こういうものに苦手な人がおられます。

I C Tや先端技術を活用すればするほど、置き去りにされる方々が増えてくるかと思います。そこをですね、丁寧に、この方向性2に書いてあるとおり、しっかり丁寧にやっていただければいいかなと思います。

○委員長（橋本幸一君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） なければ、以上でデジタル社会の実現に向けた八代市基本方針についてを終了いたします。

執行部入替えのため、小会いたします。

（午後4時32分 小会）

（午後4時33分 本会）

・行財政の運営に関する諸問題の調査

（令和3年度組織機構再編の概要について）

○委員長（橋本幸一君） 本会に戻します。

次に、令和3年度組織機構再編の概要についてをお願いいたします。

○理事兼人事課長（濱田浩介君） こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）人事課の濱田でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、令和3年度組織機構再編について御説明をいたします。着座にて説明させていただきます。

○委員長（橋本幸一君） はい、どうぞ。

○理事兼人事課長（濱田浩介君） 資料の令和3年度組織機構再編の概要のほうを御覧ください。こちらに沿って説明をさせていただきます。

令和3年度の組織再編につきましては、新たな行政課題や市民ニーズに対応するとともに、効率的かつ効果的な組織機構を構築するため、課の統合や新設等を予定しております。

まず、総務企画部におきまして、1、デジタ

ル推進課の新設を行います。

このデジタル推進課の新設につきましては、スマートシティやつしろの実現に向けて、ICT等の先端技術を活用したデジタル化を推進するため、情報政策課と企画政策課の行政改革係を統合し、デジタル推進課を新設するものです。

次に、建設部におきましては、2、災害復旧課の新設を行います。

この災害復旧課の新設につきましては、令和2年7月豪雨により甚大な被害を受けた坂本地区における災害復旧工事を計画的かつ迅速に実施するため、建設部に災害復旧課を新設するものです。また、災害復旧課の職員に農林水産部付を兼務させることにより、公共土木施設災害と農林水産業施設災害の双方に柔軟に対応できる体制を確保いたします。

主な課の再編につきましては以上でございますが、3、その他には、課の名称変更や係等の新設について記載をしております。

資産経営課の名称変更につきましては、市民の方が資産経営課と資産税課を混同される事案を防止するため、資産経営課の名称を財産経営課に変更するものです。

そのほか、市民課、長寿支援課、文化振興課における係、出先機関の再編についても記載をしておりますので、お目通しいただければと思います。

説明は以上でございます。

○委員長（橋本幸一君） 本件について何か質疑、御意見等ございませんか。

○委員（堀 徹男君） 災害復旧課の新設というのはとても、今その理由にあったですね、担当部署の新設だと思うんですけど、やはり例えば土木であったり建築であったりとか、農業とかおっしゃったことも、当然、何て言うかな、専門的なスキルの高い方々がお集まりだと思うんですけど、単純に言って、建設部の中から切

り分けてつくられるとすればですよ、何とかな、建設部全体の陣容からいって、何とかな、ただ分けただけっていうような感じになるとですね、それぞれの課で今まで持ってた人材が分かれてしまうというだけならですね、あまり意味がないのかなって思うんですよね。

そこで、例えば専門的スキルを持たれた任期付の技術者を採用されたりとか、補充がですね、あるのかなっていう。それがないとちょっと追いつけない部分もあるのかなと思ったものですから。その辺いかがでしょうかね。

○理事兼人事課長（濱田浩介君） 今、御意見ございました、新たに災害復旧課を新設するに当たっての体制ですけれども、現在のところ考えておりますのは、坂本地区の坂本地区建設事務所というのが職員がございまして、それに加えて、今、委員おっしゃった任期付の土木職の専門の方を9名ほど採用いたしまして、プラス中長期派遣職員、他市からの応援職員、熊本市等なんですけれども、の派遣職員も加えまして、専門的な体制ということで、災害復旧のほうを推進していこうというふうに考えております。

○委員長（橋本幸一君） いいですか。

○委員（堀 徹男君） はい、分かりました。

○委員長（橋本幸一君） ほかに。

○委員（橋本徳一郎君） すいません、復興推進課があると思うんですけど、それとの絡みはどんなになるんでしょう。

○理事兼人事課長（濱田浩介君） 災害復旧課につきましては、主に災害復旧ということですので、ハード的な部分、壊れた橋梁であったりとか橋であったりとか、農地であったり林道であったり、そういったものを復旧するところの技術職を集めた組織というふうになります。

○委員長（橋本幸一君） いいですか。

○委員（橋本徳一郎君） はい。

○委員長（橋本幸一君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） ないようですので、
以上で令和３年度組織機構再編の概要について
を終了いたします。

執行部は御退出ください。

（執行部 退席）

○委員長（橋本幸一君） そのほか、当委員会
の所管事務調査について何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） ないようですので、
以上で所管事務調査２件についての調査を終了
いたします。

次に、閉会中の継続審査及び調査の件につい
て、お諮りいたします。

当委員会の所管事務調査２件については、な
お調査を要すると思いますので、引き続き閉会
中の継続審査の申し出をいたしたいと思いき
ますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋本幸一君） 御異議なしと認め、
そのように決しました。

以上で本日の委員会の日程は全部終了いたし
ました。

これをもって総務委員会を散会いたします。

（午後４時３９分 閉会）

八代市議会委員会条例第３０条第１項の規定に
より署名する。

令和３年３月１５日

総務委員会

委員長